

関稅定率法等の一部を改正する法律(案) 新旧対照条文目次

○ 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号) (抄) (第一条關係)	1
○ 関稅定率法(抄) (第二条關係)	3
○ 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号) (抄) (第三条關係)	193
○ 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) (抄) (第四条關係)	226
○ 関稅暫定措置法(抄) (第五条關係)	239
○ とん稅法(昭和三十二年法律第三十七号) (抄) (附則第五条關係)	266
○ 関稅定率法等の一部を改正する法律(令和二年法律第九号) (抄) (附則第六条關係)	267

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（第一条關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 關稅率表（第三条、第六条—第九条の二、第二十条の二關係）
目次
（省 略）

別表 關稅率表（第三条、第六条—第九条の二、第二十条の二關係）
同上
同上

番 号	品 名	税 率
（省 略）	（省 略）	（省 略）
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導體、スルホン化誘導體、ニトロ化誘導體及びニトロソ化誘導體	（省 略）
二九一七・一一 ～	（省 略）	（省 略）
二九一七・二〇	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導體	（省 略）
二九一七・三二 ～	（省 略）	（省 略）

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
同上	同上	同上
二九・一七	同上	同上
二九一七・一一 ～	同上	同上
二九一七・二〇	同上	同上
二九一七・三二 ～	同上	同上

(省略)	(省略)	二九一七・三七 二九一七・三九	その他のもの 一 二・六 ナフタレン ジカルボン酸ジメチ ルエステル 二 その他のもの	(省略)	四・六% 無税
	(省略)	二九二二・一一 ~ 二九二二・四九	(省略)	(省略)	(省略)
	(省略)	二九二二・五一	芳香族ポリアミン及びその誘 導体並びにこれらの塩 オルトーフエニレンジアミ ン、メターフェニレンジア ミン、パラフェニレンジ アミン及びジアミノトルエ ン並びにこれらの誘導体並 びにこれらの塩 一 メターフェニレンジ アミン 二 その他のもの	(省略)	五・三% 無税
同上	同上	二九一七・三七 二九一七・三九	その他のもの	同上	四・六%
	同上	二九二二・一一 ~ 二九二二・四九	同上	同上	同上
	同上	二九二二・五一	芳香族ポリアミン及びその誘 導体並びにこれらの塩 オルトーフエニレンジアミ ン、メターフェニレンジア ミン、パラフェニレンジ アミン及びジアミノトルエ ン並びにこれらの誘導体並 びにこれらの塩	同上	五・三%

○ 関税率法（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）</p> <p>目次</p> <p>関税率表の解釈に関する通則</p> <p>第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品</p> <p>第一類・第二類（省 略）</p> <p>第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>第四類・第五類（省 略）</p> <p>第二部（省 略）</p> <p>第三部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第一五類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃烧吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p> <p>第一六類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品</p> <p>第一七類～第二三類（省 略）</p> <p>第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃烧吸引用の物品</p>	<p>別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）</p> <p>目次</p> <p>関税率表の解釈に関する通則</p> <p>第一部 同 上</p> <p>第一類・第二類 同 上</p> <p>第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>第四類・第五類 同 上</p> <p>第二部 同 上</p> <p>第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</p> <p>第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>第一七類～第二三類 同 上</p> <p>第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品</p>

(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)

第五部(第一九部 (省略))

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第九六類 (省略)

第二一部 (省略)

(省略)

(省略)		
番 号	品 名	税 率

第二類 肉及び食用のくず肉

注 1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (省略)

(b) 食用の生きていない昆虫類(第〇四・一〇項参照)

(c) (省略)

(d) (省略)

備考

1 (省略)

第五部(第一九部 同上)

第二〇部 同上

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第九六類 同上

第二一部 同上

同上

同上		
番 号	品 名	税 率

第二類 肉及び食用のくず肉

注 1 同上

(a) 同上

(b) 同上

(c) 同上

備考

1 同上

<p>〇三〇二・一一</p>	<p>(省 略)</p> <p>魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略) — (省 略) — (省 略)</p> <p>第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>(c) 生きていない魚(肝臓、卵及びしらを含む。)並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第五類参照)並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの(第二三・〇一項参照)</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第〇三・〇五項から第〇三・〇八項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない(第〇三・〇九項参照)。</p> <p>備考</p> <p>1 第〇三・〇六項から第〇三・〇九項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。</p>
----------------	--	--------------	--

<p>〇三〇二・一一</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上 — 同上 — 同上</p> <p>第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p> <p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a)・(b) 同上</p> <p>(c) 生きていない魚(肝臓、卵及びしらを含む。)並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第五類参照)並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの(第二三・〇一項参照)</p> <p>(d) 同上</p> <p>2 同上</p> <p>備考</p> <p>1 第〇三・〇六項から第〇三・〇八項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。</p>
----------------	---------------------	-----------	---

○三〇三・四一	(省 略)								
○三〇三・四二	(省 略)								
○三〇三・四三	かつお (カツオヌス・ペラミス)								
○三〇三・四四	(省 略)								
○三〇三・九九	(省 略)								
○三〇四・三一	(省 略)								
○三〇四・七九	(省 略)								
○三〇四・八一	その他の魚のフィレ (冷凍したものに限り。)								
○三〇四・八六	(省 略)								
○三〇四・八七	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (カツオヌス・ペラミス)								
○三〇四・八八	(省 略)								
○三〇四・九九	(省 略)								
○三〇三・四一	(省 略)								
○三〇三・四二	(省 略)								
○三〇三・四三	かつお								
○三〇三・四四	(省 略)								
○三〇三・九九	(省 略)								
○三〇四・三一	(省 略)								
○三〇四・七九	(省 略)								
○三〇四・八一	同上								
○三〇四・八六	同上								
○三〇四・八七	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス)・ペラミス)								
○三〇四・八八	(省 略)								
○三〇四・九九	(省 略)								
○三〇三・四一	同上								
○三〇三・四二	同上								
○三〇三・四三	かつお								
○三〇三・四四	(省 略)								
○三〇三・九九	(省 略)								
○三〇四・三一	同上								
○三〇四・七九	同上								
○三〇四・八一	同上								
○三〇四・八六	同上								
○三〇四・八七	同上								
○三〇四・八八	(省 略)								
○三〇四・九九	(省 略)								

〇三・〇五

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

〇三〇五・二〇

（省略）

〇三・〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）

（省略）

〇三・〇五

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）
、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

〇三〇五・一〇

魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

〇三〇五・二〇

同上

〇三・〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）

同上

一五%

○三〇六・一一 ～ ○三〇六・一七 ○三〇六・一九	冷凍したもの (省 略)	(省 略)	並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	同上
○三〇六・三一 ～ ○三〇六・三六 ○三〇六・三九	生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの (省 略)	(省 略)	同上	同上
○三〇六・九一 ～ ○三〇六・九五 ○三〇六・九九	一・二 (省 略) その他のもの (省 略)	(省 略)	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	同上
○三〇六・一一 ～ ○三〇六・一七 ○三〇六・一九	冷凍したもの (省 略)	(省 略)	並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	同上
○三〇六・三一 ～ ○三〇六・三六 ○三〇六・三九	生きてゐるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの (省 略)	(省 略)	同上	同上
○三〇六・九一 ～ ○三〇六・九五 ○三〇六・九九	一・二 (省 略) その他のもの (省 略)	(省 略)	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	同上

〇三・〇七	<p>一・二 (省略)</p> <p>軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)</p> <p>及びくん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)</p>	(省略)
<p>〇三〇七・一一</p> <p>～</p> <p>〇三〇七・一九</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物</p>	(省略)
<p>〇三〇七・二一</p> <p>～</p> <p>〇三〇七・八八</p>	<p>(省略)</p> <p>その他のもの</p>	(省略)
〇三・〇七	<p>用に適するものに限る。)</p> <p>一・二 同上</p> <p>軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)</p> <p>、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)</p> <p>並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p>	同上
<p>〇三〇七・一一</p> <p>～</p> <p>〇三〇七・一九</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>スキャロップ(ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)</p>	同上
<p>〇三〇七・二一</p> <p>～</p> <p>〇三〇七・八八</p>	<p>同上</p> <p>その他のもの(軟体動物の粉)</p>	同上

〇三〇七・九一

～

〇三〇七・九九

〇三・〇八

(省略)

水棲無脊椎動物（生きてい
の、生鮮のもの及び冷蔵し、冷
凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水
漬けたものに限るものとし、
甲殻類及び軟体動物を除く。）
及びくん製した水棲無脊椎動物
（甲殻類及び軟体動物を除くも
のとし、くん製する前に又はく
ん製する際に加熱による調理を
してあるかないかを問わない。）

(省略)

〇三〇八・一一

～

〇三〇八・九〇

〇三・〇九

(省略)

魚並びに甲殻類、軟体動物及び
その他の水棲無脊椎動物の粉、
ミール並びにペレット（食用に
適するものに限る。）

(省略)

〇三〇七・九一

～

〇三〇七・九九

〇三・〇八

、ミール及びペレット（食用
に適するものに限る。）を
含む。）

同上

水棲無脊椎動物（生きてい
の、生鮮のもの及び冷蔵し、冷
凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水
漬けたものに限るものとし、
甲殻類及び軟体動物を除く。）
、くん製した水棲無脊椎動物（
甲殻類及び軟体動物を除くも
のとし、くん製する前に又はく
ん製する際に加熱による調理を
してあるかないかを問わない。）
並びに水棲無脊椎動物の粉、ミ
ール及びペレット（甲殻類及び
軟体動物を除くものとし、食用
に適するものに限る。）

同上

同上

同上

同上

<p>4 3 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥を (省 略)</p>	<p>2 1 注 (省 略) 第○四・○三項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を 付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、 ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくは そのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製 品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成 分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えた ものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持してい るものに限る。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 248 810 504"></td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>○三〇九・一〇 ○三〇九・九〇</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>魚のもの その他のもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>一五%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>一 生鮮のもの、冷蔵した もの及び冷凍したもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>四%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>(一) えびのもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>一〇%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>(二) その他のもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>四・八%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>二 くん製したもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>九・六%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>(一) えびのもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>六%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>(二) その他のもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>一〇%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>三 その他のもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>一五%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>(三) その他のもの</p> </td> <td data-bbox="810 504 1460 504"> <p>一五%</p> </td> </tr> </table> <p>第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の 類に該当しない食用の動物性生産品</p>		<p>○三〇九・一〇 ○三〇九・九〇</p>	<p>魚のもの その他のもの</p>	<p>一五%</p>	<p>一 生鮮のもの、冷蔵した もの及び冷凍したもの</p>	<p>四%</p>	<p>(一) えびのもの</p>	<p>一〇%</p>	<p>(二) その他のもの</p>	<p>四・八%</p>	<p>二 くん製したもの</p>	<p>九・六%</p>	<p>(一) えびのもの</p>	<p>六%</p>	<p>(二) その他のもの</p>	<p>一〇%</p>	<p>三 その他のもの</p>	<p>一五%</p>	<p>(三) その他のもの</p>	<p>一五%</p>
	<p>○三〇九・一〇 ○三〇九・九〇</p>																					
<p>魚のもの その他のもの</p>	<p>一五%</p>																					
<p>一 生鮮のもの、冷蔵した もの及び冷凍したもの</p>	<p>四%</p>																					
<p>(一) えびのもの</p>	<p>一〇%</p>																					
<p>(二) その他のもの</p>	<p>四・八%</p>																					
<p>二 くん製したもの</p>	<p>九・六%</p>																					
<p>(一) えびのもの</p>	<p>六%</p>																					
<p>(二) その他のもの</p>	<p>一〇%</p>																					
<p>三 その他のもの</p>	<p>一五%</p>																					
<p>(三) その他のもの</p>	<p>一五%</p>																					

<p>3 2 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥を 同上</p>	<p>1 注 同上</p>	<p>第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の 類に該当しない食用の動物性生産品</p>
--	-------------------	---

<p>5 して得たものは、次の<u>全ての</u>特性を有するものに限り、チーズとして第〇四・〇六項に属する。</p> <p>(a) (b) (c) (省 略)</p> <p>6 第〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限り。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第四部に属する。）。</p> <p>号注 1・2 (省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>〇四・〇三</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト</p>			

<p>4 して得たものは、次の<u>すべての</u>特性を有するものに限り、チーズとして第〇四・〇六項に属する。</p> <p>(a) (b) (c) 同 上</p> <p>同 上</p>	<p>号注 1・2 同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>〇四・〇三</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p>			

<p>〇四〇三・二〇〇 〇四一〇・一〇〇 〇四一〇・九〇〇</p>	<p>ヨーグルト</p> <p>一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フロローズンヨーグルトを除く。）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) フロローズンヨーグルト</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>昆虫類</p> <p>その他のもの</p> <p>一 あなつばめの巣</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>三五%及び一キログラムにつき一〇七六円</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>二五%</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>一五%</p> <p>二・五%</p> <p>一五%</p>
---	---	---

<p>〇四〇三・一〇〇 〇四一〇・一〇〇 〇四一〇・九〇〇</p>	<p>ヨーグルト</p> <p>一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フロローズンヨーグルトを除く。）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) フロローズンヨーグルト</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>一 あなつばめの巣</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>三五%及び一キログラムにつき一〇七六円</p> <p>三五%</p> <p>三五%</p> <p>二五%</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>二・五%</p> <p>一五%</p>
---	---	--

(省 略)		第七類 食用の野菜、根及び塊茎	注
1・2	(省 略)		
3 第〇七・一二項には、次の物品を除くほか、第〇七・〇一 項から第〇七・一一項までの野菜を乾燥した <u>全て</u> のものを含 む。			
4 (a) (d) (省 略)			
5 第〇七・一一項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の 間一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸カ ス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適 する処理をしたもの)で、そのままの状態では食用に適しな いもののみを含む。			
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
〇七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コー ルラビイ、ケールその他これら に類するあぶらな属の食用の野 菜(生鮮のもの及び冷蔵したも のに限る。)	(省 略)	(省 略)
〇七〇四・一〇	カリフラワー及びブロッコリ	五%	(省 略)
〇七〇四・二〇	(省 略)	(省 略)	(省 略)
〇七〇四・九〇	(省 略)	(省 略)	(省 略)
〇七・〇五	(省 略)	(省 略)	(省 略)
〇七・〇八	(省 略)	(省 略)	(省 略)
〇七・〇九	その他の野菜(生鮮のもの及び	(省 略)	(省 略)

同上		第七類 食用の野菜、根及び塊茎	注
1・2	同上		
3 第〇七・一二項には、次の物品を除くほか、第〇七・〇一 項から第〇七・一一項までの野菜を乾燥した <u>すべて</u> のものを 含む。			
4 (a) (d) 同上			
4 同上			
同上	同上	同上	同上
〇七・〇四	同上	同上	同上
〇七〇四・一〇	カリフラワー	同上	同上
〇七〇四・二〇	同上	同上	同上
〇七〇四・九〇	同上	同上	同上
〇七・〇五	同上	同上	同上
〇七・〇八	同上	同上	同上
〇七・〇九	同上	同上	同上

〇七〇九・二〇 ～	〇七〇九・四〇	〇七〇九・五一	〇七〇九・五二	〇七〇九・五三	〇七〇九・五四	〇七〇九・五五	〇七〇九・五六	〇七〇九・五九 ～	〇七〇九・九九 〇七・一〇	〇七・一一
冷蔵したものに限り。	(省略)	きのこ及びトリフ	(省略)	きのこ(やまどりたけ属のもの)	きのこ(あんずたけ属のもの)	しいたけ(レンテイヌス・エドデス)	まつたけ(トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム)	トリフ(セイヨウシヨウロ属のもの)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	五%	五%	五%	五%	(省略)	(省略)	(省略)
〇七〇九・二〇 ～	〇七〇九・四〇	〇七〇九・五一	〇七〇九・九九 〇七・一〇	〇七・一一	〇七・一〇	〇七・一一	〇七・一一	〇七・一一	〇七・一一	〇七・一一
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

4	注 1 3 (省略)	第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮	○七二二・二〇	(省略)	(省略)
			○七二一・九〇 ○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、 砕き又は粉状にしたものに限 るものとし、更に調製したもの を除く。）	(省略)
			○七二二・二〇	(省略)	(省略)
			○七二二・三二 ○七二二・三三 ○七二二・三四	きのこ、きくらげ（きくらげ 属のもの）、白きくらげ（白 きくらげ属のもの）及びトリ フ	(省略)
			しいたけ（レンテイヌス・ エドデス）	一五%	

1 3 同上	注 同上	第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮	○七二一・二〇	同上	同上
			○七二一・九〇 ○七・一二	同上	同上
			○七二二・二〇	同上	同上
			○七二二・三二 ○七二二・三三 ○七二二・三四	同上	同上
			理をしたもので、そのままの状 態では食用に適しないものに限 る。）	同上	

間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

<p>○八・〇二 （省 略）</p>	<p>（省 略）</p> <p>その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>○八〇二・一一 ～ ○八〇二・八〇</p>	<p>（省 略）</p> <p>その他のもの</p>	<p>（省 略）</p>
<p>○八〇二・九一 ○八〇二・九二 ○八〇二・九九</p>	<p>殻付きの松の実 殻を除いた松の実 その他のもの</p>	<p>二〇% 二〇% 二〇% 五%</p>
<p>○八・〇三 ○八・〇四 ○八・〇五</p>	<p>（省 略） （省 略） （省 略）</p> <p>かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）</p>	<p>二〇% 二〇% 二〇% 五%</p>
<p>○八〇五・一〇 ～ ○八〇五・二九</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>

同上

<p>○八・〇二 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>○八〇二・一一 ～ ○八〇二・八〇</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>○八〇二・九〇</p>	<p>その他のもの 一 ペカン 二 その他のもの</p>	<p>二〇% 五%</p>
<p>○八・〇三 ○八・〇四 ○八・〇五</p>	<p>同上 同上 同上</p>	<p>同上 同上 同上</p>
<p>○八〇五・一〇 ～ ○八〇五・二九</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

○八〇五・四〇	グレープフルーツ及びポメロ	一〇%	○八〇五・四〇	グレープフルーツ(ポメロを含む。)	同上
○八〇五・五〇	(省略)	(省略)	○八〇五・五〇	同上	同上
○八〇五・九〇	(省略)	(省略)	○八〇五・九〇	同上	同上
○八・〇六	(省略)	(省略)	○八・〇六	同上	同上
~			~		
○八・一一	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		○八・一一	同上	同上
○八・一二			○八・一二	同上	同上
○八一二・一〇	(省略)	(省略)	○八一二・一〇	同上	同上
○八一二・九〇	その他のもの	(省略)	○八一二・九〇	同上	同上
	一・二 (省略)	(省略)		同上	同上
	三 グレープフルーツ及びポメロ	(省略)		同上	同上
	(一)・(二) (省略)	(省略)		同上	同上
	四 (省略)	(省略)		同上	同上
○八・一三	乾燥果実(第○八・〇一項から第○八・〇六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		○八・一三	同上	同上
○八一三・一〇			○八一三・一〇	同上	同上
~			~		
○八一三・四〇	(省略)	(省略)	○八一三・四〇	同上	同上

注 1 (A) (省略) (B) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含み、第一〇・〇八項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工も	第一〇類 穀物 (省略)	〇八一三・五〇 この類のナット又は乾燥果実を混合したもの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くり(カスターネア属のもの)、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット(コーラ属のもの)、第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号までのナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)	一〇% (省略)
	(省略)	(省略)	(省略)
	(省略)	(省略)	(省略)

注 1 (A) 同上 (B) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含む。	第一〇類 穀物 同上	〇八一三・五〇 同上 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くり(カスターネア属のもの)、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット(コーラ属のもの)、第〇八〇二・九〇号のナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)	同上 同上 同上
	同上	同上	同上
	同上	同上	同上

1 注 第一三・〇二項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。	第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	(省 略)	(省 略)	(省 略)	1 (省 略)	2 (省 略)	1 (省 略)	2 (省 略)	していないものを含む。	
		一二・一一	(省 略)	(省 略)						(省 略)
		一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	(省 略)						(省 略)
一二・一一・九〇	(省 略)	アフリカンチェリー（プルナス・アフリカナ）の樹皮	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)		
一二・一一・五〇	(省 略)	無税	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	
一二・一一・二〇	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	

1 注 同上	第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		一二・一一・九〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		一二・一一・五〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一二・一一・二〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

<p>(a) (f) (省略)</p> <p>(g) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用のもの(第三八・二二項参照)</p> <p>(h) (k) (省略)</p> <p>備考</p> <p>1 (省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>第三部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第一五類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p>	<p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 第一五〇九・三〇号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で一〇〇グラムにつき二・〇グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 三三―一九八一に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリと区別できるものをいう。</p> <p>2 (省略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>一五・〇九 (省略)</p> <p>オリーブ油及びその分別物(化) (省略)</p>
---	-------------	-------------	--	--	-------------	---

<p>(a) (f) 同上</p> <p>(g) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用試薬(第三〇・〇六項参照)</p> <p>(h) (k) 同上</p> <p>備考</p> <p>1 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p>	<p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 同上</p>	<p>1 同上</p> <p>備考</p> <p>1・2 同上</p>	<p>一五・〇九 同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	-----------	-----------	--	--	---------------------------------------	-------------------------------------

一五〇九・二〇	エクストラバージンオリーブ油	学的な変性加工をしてないものに 限るものとし、精製してある かないかを問わない。）	無税
一五〇九・三〇	バージンオリーブ油		無税
一五〇九・四〇	その他のバージンオリーブ油		無税
一五〇九・九〇	その他のもの		無税
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の 油及びその分別物（第一五・〇 九項の油及びその分別物を混合 したものを含み、化学的な変性 加工をしてないものに限るもの とし、精製してあるかないかを 問わない。）		無税
一五一〇・一〇	粗製のオリーブかす油		無税
一五一〇・九〇	その他のもの		無税
一五・一一	(省 略)		
一五・一四	(省 略)		
一五・一五	(省 略)		

一五〇九・一〇	バージン油		無税
一五〇九・九〇	同上		同上
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の 油及びその分別物（第一五・〇 九項の油及びその分別物を混合 したものを含み、化学的な変性 加工をしてないものに限るもの とし、精製してあるかないかを 問わない。）		無税
一五一〇・一〇	同上		同上
一五・一一	同上		同上
一五・一四	同上		同上
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分 別物（ホバ油及びその分別物 を含み、化学的な変性加工をし てないものに限るものとし、精 製してあるかないかを問わない 。）		同上

		一五二五・一一 ～ 一五二五・五〇 一五二五・六〇	(省 略)	(省 略)				
		一五二五・九〇 一五・一六	(省 略)	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）				
		一五二六・一〇 一五二六・二〇 一五二六・三〇 一五・一七	(省 略)	微生物性油脂及びその分別物 マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製				
			(省 略)	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）				
		一五二五・一一 ～ 一五二五・五〇	(省 略)	同上				
		一五二五・九〇 一五・一六	(省 略)	同上				
		一五二六・一〇 一五二六・二〇 一五二六・三〇 一五・一七	(省 略)	同上				
			(省 略)	同上				
			四%	同上				
			一キログラ ムにつき一 七円	同上				
			一キログラ ムにつき二 〇円七〇銭	同上				
			(省 略)	同上				
		一五二五・一一 ～ 一五二五・五〇	(省 略)	同上				
		一五二五・九〇 一五・一六	(省 略)	同上				
		一五二六・一〇 一五二六・二〇 一五二六・三〇 一五・一七	(省 略)	同上				
			(省 略)	同上				
			同上	同上				
			同上	同上				
			同上	同上				

一五二七・一〇 一五二七・九〇	品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。） （省 略） その他のもの 一（省 略） 二 植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製したものを除く。）	（省 略） （省 略）
一五・一八 一五二八・〇〇	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたもの	（省 略） （省 略） 三〽五（省 略）
一五二七・一〇 一五二七・九〇	に限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。） 同上 同上 一 同上 二 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製したものを除く。）	同 上 同 上 同 上
一五・一八 一五二八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第	（省 略） （省 略） 三〽五 同 上

<p>(省略)</p>	<p>のに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>四%</p>
<p>第四部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない。)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>1 注 (省略)</p>	<p>第一六類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品</p>	<p>(省略)</p>
<p>1 注 この類には、第二類、第三類、第四類の注6又は第〇五・〇四項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。</p> <p>2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

<p>同上</p>	<p>一五・一六項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>同上</p>
<p>第四部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>1 注 同上</p>	<p>第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p>	<p>(省略)</p>
<p>1 注 この類には、第二類、第三類又は第〇五・〇四項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。</p> <p>2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超え</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

<p>一六・〇一 一六〇一・〇〇</p>	<p>ソーセイジその他これに類する物品(肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品</p>	<p>一〇% 一二%</p>	<p>1 (省 略)</p> <p>備考</p> <p>2 (省 略)</p> <p>1 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>号注</p> <p>1 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。</p>
--------------------------	--	--------------------	---

<p>一六・〇二 一六〇一・〇〇</p>	<p>ソーセイジその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品</p>	<p>一〇%</p>	<p>1 同上</p> <p>備考</p> <p>2 同上</p> <p>1 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の肉、くず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>号注</p> <p>1 第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の肉、くず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。</p>
--------------------------	--	------------	---

一六〇二・一〇	均質調製品	二五%	一六〇二・二〇	同	同	二五%	する処理をした肉、くず肉及び血
一六〇二・二〇	一 昆虫類のもの	一二%	一六〇二・五〇	同	同	一二%	する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類
一六〇二・九〇	二 その他のもの	二五%	一六〇二・五〇	同	同	二五%	
一六〇二・二〇	(省 略)	(省 略)	一六〇二・五〇	同	同	(省 略)	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)
一六〇二・五〇	一 (省 略)	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	
一六〇二・五〇	二 その他のもの	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	その他のもの
一六〇二・九〇	(一) (省 略)	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	
一六〇二・九〇	二 その他のもの	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	A 昆虫類のもの
一六〇二・九〇	(二) その他のもの	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	
一六〇二・九〇	A 昆虫類のもの	九%	一六〇二・九〇	同	同	九%	B その他のもの
一六〇二・九〇	B その他のもの	八%	一六〇二・九〇	同	同	八%	
一六〇二・九〇	(省 略)	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)
一六〇二・九〇	(省 略)	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	
一六〇二・九〇	(省 略)	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	軟体動物
一六〇二・九〇	(省 略)	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	
一六〇二・九〇	(省 略)	(省 略)	一六〇二・九〇	同	同	(省 略)	同上

1 注 この類には、次の物品を含まない。 (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照) (b) 第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇二項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二二・〇二項、第二二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・	(省 略)	第一八類 ココア及びその調製品	一六〇五・五八 一六〇五・五九	その他のもの 一 くん製したもの 二 その他のもの	六・七% 九・六%
	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)

1 注 この類には、第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二二・〇二項、第二二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製品を含まない。	同 上	第一八類 ココア及びその調製品	一六〇五・五八 一六〇五・五九	その他のもの 一 帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	六・七% 九・六%
	同 上	同 上	同 上	二 その他のもの 一 くん製したもの 二 その他のもの	六・七% 九・六%
	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

○四項の調製品	
2 (省 略)	(省 略)
<p>第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの（第一六類参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。）</p> <p>(b)・(c) (省 略)</p> <p>2 3 4 (省 略)</p>	
(省 略)	(省 略)
一九〇二・一一 一九〇二・一九 一九〇二・二〇	<p>(省 略)</p> <p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びコースクス（調製してあるかないかを問わない。）</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>パスタ（詰物をしたものに限</p>
(省 略)	(省 略)

2 同上	同上
<p>第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p> <p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの（第一六類参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。）</p> <p>(b)・(c) 同上</p> <p>2 3 4 同上</p>	
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上

るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）

一 砂糖を加えたもの

(一) ソーセイジ、肉、く

ず肉、血、昆虫類、

魚又は甲殻類、軟体

動物若しくはその他の

の水棲無脊椎動物の

一以上を詰めたもの

で、これらの物品の

含有量の合計が全重

量の二〇%を超え、

かつ、これらの物品

のうちえびが最大の

重量を占めるもの

(二) (省 略)

二 その他のもの

(一) ソーセイジ、肉、く

ず肉、血、昆虫類、

魚又は甲殻類、軟体

動物若しくはその他の

の水棲無脊椎動物の

一以上を詰めたもの

で、これらの物品の

含有量の合計が全重

量の二〇%を超え、

(省 略)

六%

一 同 上

(一) ソーセイジ、肉、く

ず肉、血、魚又は甲

殻類、軟体動物若し

くはその他の水棲無

脊椎動物の一以上を

詰めたもので、これ

らの物品の含有量の

合計が全重量の二〇

%を超え、かつ、こ

れらの物品のうちえ

びが最大の重量を占

めるもの

(二) 同 上

二 同 上

(一) ソーセイジ、肉、く

ず肉、血、魚又は甲

殻類、軟体動物若し

くはその他の水棲無

脊椎動物の一以上を

詰めたもので、これ

らの物品の含有量の

合計が全重量の二〇

%を超え、かつ、こ

同 同
上 上

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 植物性油脂(第一五類参照)</p> <p>(c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照)</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>(e) (省 略)</p> <p>2 3 6 (省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 3 (省 略)</p>	<p>一九〇二・三〇</p> <p>一九〇二・四〇</p> <p>(省 略)</p>	<p>第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの</p> <p>(二) (省 略)</p> <p>六%</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>二〇・〇八</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあ</p> <p>(省 略)</p>
--	--	--	---------------------------	---

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) 同上</p> <p>(b) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照)</p> <p>(c) 同上</p> <p>(d) 同上</p> <p>2 3 6 同上</p> <p>号注</p> <p>1 3 同上</p>	<p>一九〇二・三〇</p> <p>一九〇二・四〇</p> <p>同上</p>	<p>第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの</p> <p>(二) 同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>二〇・〇八</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	---	--	------------------------	-------------------------------

二〇〇八・一一 ～ 二〇〇八・八〇	(省 略)	るかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)	(省 略)
二〇〇八・九一 ～ 二〇〇八・九三	(省 略)	その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。)	(省 略)
二〇〇八・九七 ～ 二〇〇八・九九	(省 略)	アキニウム・オクシココス及びびこけも(ヴァキニウム・ヴァイテイスイダイア)	(省 略)
二〇〇九・一一	(省 略)	一・二 (省 略)	(省 略)
二〇〇八・九七 ～ 二〇〇八・九九	(省 略)	果実、ナット又は野菜のジュース(ぶどう搾汁及びココナツス(ぶどう搾汁及びウオーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。))	(省 略)
二〇〇八・一一 ～ 二〇〇八・八〇	同上	同上	同上
二〇〇八・九一 ～ 二〇〇八・九三	同上	同上	同上
二〇〇八・九七 ～ 二〇〇八・九九	同上	同上	同上
二〇〇九・一一	同上	同上	同上

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (d) (省 略)</p> <p>(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及</p>	<p>二〇〇九・一九</p> <p>～</p> <p>(省 略)</p>	<p>二〇〇九・二一</p> <p>～</p> <p>(省 略)</p>	<p>二〇〇九・七九</p> <p>～</p> <p>(省 略)</p>	<p>二〇〇九・八一</p> <p>～</p> <p>(省 略)</p>	<p>二〇〇九・八九</p> <p>～</p> <p>(省 略)</p>	<p>二〇〇九・九〇</p> <p>～</p> <p>(省 略)</p>	
	<p>グレープフルーツジュース及び ポメロジュース</p>	<p>その他の果実、ナット又は野 菜のジュース（二以上の果実 、ナット又は野菜から得たも のを除く。）</p>	<p>クランベリー（ヴァキニウ ム・マクロカルポン及びヴ アキニウム・オクシココス ）ジュース及びこけもも（ ヴァキニウム・ヴィテイ スダイア）ジュース</p>	<p>一・二（省 略）</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (d) 同上</p> <p>(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一</p>	<p>二〇〇九・一九</p> <p>～</p> <p>同上</p>	<p>二〇〇九・二一</p> <p>～</p> <p>同上</p>	<p>二〇〇九・七九</p> <p>～</p> <p>同上</p>	<p>二〇〇九・八一</p> <p>～</p> <p>同上</p>	<p>二〇〇九・八九</p> <p>～</p> <p>同上</p>	<p>二〇〇九・九〇</p> <p>～</p> <p>同上</p>	
	<p>グレープフルーツ（ポメロを 含む。）ジュース</p>	<p>その他の果実又は野菜のジュ ース（二以上の果実又は野菜 から得たものを除く。）</p>	<p>クランベリー（ヴァキニウ ム・マクロカルポン、ヴァ キニウム・オクシココス及 びヴァキニウム・ヴィテイ スダイア）ジュース</p>	<p>一・二 同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>二三〇六・九〇 (省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p>		
<p>注 1 (省略)</p> <p>2 第二四・〇四項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二四・〇四項に属する。</p> <p>3 第二四・〇四項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。</p>		
<p>号注 1 (省略)</p>		
<p>二四・〇一 ～ 二四・〇三 二四・〇四</p>	<p>(省略)</p> <p>たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p>	<p>(省略)</p>
<p>非燃焼吸引用の物品</p>		

<p>二三〇六・九〇 ～</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品</p>		
<p>注 1 同上</p>		
<p>号注 1 同上</p>		
<p>二四・〇一 ～ 二四・〇三</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

(k)	(ij)	(h)	(g)	(f)	(e)	(a) (d)	注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (省 略)	第五部 鉱物性生産品 第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石 灰及びセメント	二四〇四・一一	たばこ又は再生たばこを含有するもの 一 シートたばこ 二 その他のもの	無税
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	ドロマイトラミングミックス(第三八・一六項参照)				二四〇四・一九	その他のもの 一 製造たばこ代用品 二 その他のもの	三・八%
									二四〇四・九二	経口摂取用のもの 一 チューインガム 二 その他のもの	五%
									二四〇四・九九	経皮摂取用のもの その他のもの	三・八%

(ij)	(h)	(g)	(f)	(e)	(a) (d)	注 1 同 2 同上	第五部 鉱物性生産品 第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石 灰及びセメント				
同	同	同	同	同	同	同上					
上	上	上	上	上	上	同上					

1 注 (a) (e) (省 略)	第二六類 鉍石、スラグ及び灰	(省 略)	(省 略)	(省 略)	4 第二五・三〇項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）、並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。
		二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）	(省 略)	
		(省 略)	(省 略)	(省 略)	

1 注 (a) (e) 同 上	第二六類 鉍石、スラグ及び灰	同 上	同 上	同 上	4 第二五・三〇項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）、並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。
		二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	同 上	
		(省 略)	(省 略)	(省 略)	

注 1・2 (省略) 3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に	第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品	(省略)	(省略)	(省略)	(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第七一・一二項及び第八五・四九項参照） (g) (省略) 2・3 (省略) 号注 1・2 (省略)
		1 (省略)	1 (省略)	1 (省略)	注 1・3 (省略) 号注 1・4 (省略)
		1 (省略)	1 (省略)	1 (省略)	注 1・3 (省略) 号注 1・4 (省略)

注 1・2 同上 3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に	第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品	同上	同上	同上	(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第七一・一二項参照） (g) 同上 2・3 同上 号注 1・2 同上
		1 同上	1 同上	1 同上	注 1・3 同上 号注 1・4 同上
		1 同上	1 同上	1 同上	注 1・3 同上 号注 1・4 同上

<p>4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第三八・二七項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第三八・二七項には属しない。</p>	<p>(省 略)</p> <p>放射性的の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物</p>	<p>(省 略)</p> <p>放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号のもの、第二八四四・二〇号のもの及び第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスプレイ</p>
<p>属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。</p> <p>(a) (c) 同 上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスプレイ（サーメット</p>

二八四四・四一

(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物

二八四四・四二

トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物

アクチニウム二二五、アクチニウム二二七、カリフォルニウム二五三、キュリウム二四〇、キュリウム二四一、キュリウム二四二、キュリウム二四三、キュリウム二四四、アインスタインウム二五三、アインスタインウム二五四、ガドリニウム一四八、ポロニウム二〇九、ポロニウム二一〇、ラジウム二二三、ウラン二三〇及びウラン二三二並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、デイスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物

無税

無税

を含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物

無税

注 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 (g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダステイン (a) (a) (省 略) (f) (省 略)	二八四四・四三 二八四四・四四 二八四四・五〇 二八・四五	その他の放射性元素及び放射線同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ドイツパーシオン（サーメツトを含む。）、陶磁製品及び混合物 放射性残留物 (省 略) 同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。） (省 略) ほう素一〇を濃縮したほう素及びその化合物 リチウム六を濃縮したりチウム及びその化合物 ヘリウム三 (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略) (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略) (省 略)
	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)

注 1 同上 (g) (a) (省 略) (a) (a) (省 略) (b) (b) (省 略) (c) (c) (省 略) (d) (d) (省 略) (e) (e) (省 略) (f) (f) (省 略)	同上 二八四五・九〇	同上 同上	同上 同上	同上 同上
	同上 同上	同上 同上	同上 同上	同上 同上
	同上 同上	同上 同上	同上 同上	同上 同上

グ剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(h) (省 略)

2・3 (省 略)

4 第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・二〇項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。

第二九・一一項、第二九・一二項、第二九・一四項、第二九・一八項及び第二九・二二項において「酸素官能基」は、第二九・二〇項から第二九・二〇項までの酸素を有する有機官能基に限る。

5 (A)・(B) (省 略)

(C) 次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

(1)・(2) (省 略)

(3) 配位化合物は、第一一節又は第二九・四一項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第二九類の数字上の配列において最後となる項に属する。

(D)・(E) (省 略)

グ剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(h) 同 上

2・3 同 上

4 第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・二〇項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。

第二九・一一項、第二九・一二項、第二九・一四項、第二九・一八項及び第二九・二二項において酸素官能基は、第二九・二〇項から第二九・二〇項までの酸素を有する有機官能基に限る。

5 (A)・(B) 同 上

(C) 同 上

(1)・(2) 同 上

(3) 配位化合物は、第一一節又は第二九・四一項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第二九類の数字上の配列において最後となる項に属する。

(D)・(E) 同 上

6 8	(省 略)	1・2	(省 略)	号注	同上	同上	同上	同上
(省 略)	炭化水素のハロゲン化誘導体 (省 略)	二九〇三・〇三	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上
二九〇三・一一	(省 略)	二九〇三・一一	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上
二九〇三・二九	非環式炭化水素のふつ素化誘導体(飽和のものに限る。)	二九〇三・二九	(省 略)	同上	同上	同上	同上	同上
二九〇三・四一	トリフルオロメタン (HF C—二三)	二九〇三・四一	四・六%	二九〇三・三一	二臭化エチレン (ISO)	四・六%	同上	同上
二九〇三・四二	ジフルオロメタン (HF C—三二)	二九〇三・四二	四・六%	二九〇三・三九	(一・二—ジプロモエタン)	四・六%	同上	同上
二九〇三・四三	フルオロメタン (HF C—四一)、一・二—ジフルオ ロエタン (HF C—一五二)及び一・一—ジフルオ ロエタン (HF C—一五二a)	二九〇三・四三	四・六%	二九〇三・三九	その他のもの	四・六%	同上	同上
二九〇三・四四	ペンタフルオロエタン (H FC—一二五)、一・一・	二九〇三・四四	四・六%					

二九〇三・六九	その他のもの	四・六%
二九〇三・六二	二臭化エチレン (ISO) (一・二―ジブロモエタン)	四・六%
二九〇三・六一	臭化メチル (ブロモメタン)	四・六%
二九〇三・五九	非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%
	その他のもの	四・六%
	フルオロ―ニ―ブテン (HFO―一三三六mzz)	四・六%
	・一・四・四・四―ヘキサフルオロ―ニ―ブテン (HFO―一三三四yf)、一・三・三・三―テトラフルオロペン (HFO―一三三四ze) 及び (Z)―一・一・一・四・四・四―ヘキサフルオロペン (HFO―一二三四)	四・六%
二九〇三・五一	二・三・三・三―テトラフルオロプロペン (HFO―一二三四yf)、一・三・三・三―テトラフルオロペン (HFO―一二三四ze) 及び (Z)―一・一・一・四・四・四―ヘキサフルオロペン (HFO―一二三四)	四・六%
二九〇三・四九	非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽和のものに限る)	四・六%
	その他のもの	四・六%
	一〇me)	四・六%
	ペンタン (HFC―四三―)	四・六%
	五・五・五―デカフルオロ	四・六%
	一・一・二・二・三・四・	四・六%
	―三六五mfc) 及び一・	四・六%
	タフルオロブタン (HFC	四・六%

品名	数量	備考
二九〇三・七一 クロロジフルオロメタン (H C F C 二二)	四・六%	同上
二九〇三・七二 ジクロロトリフルオロエタ ン (H C F C 一二三)	四・六%	同上
二九〇三・七三 ジクロロフルオロエタン (H C F C 一四一、一四一 b)	四・六%	同上
二九〇三・七四 クロロジフルオロエタン (H C F C 一四二、一四二 b)	四・六%	同上
二九〇三・七五 ジクロロペンタフルオロプ ロパン (H C F C 二二五 、二二五 c a、二二五 c b)	四・六%	同上
二九〇三・七六 ブロモクロロジフルオロメ タン (ハロン 二二一) 、ブロモトリフルオロメタ ン (ハロン 三〇一) 及 びジブロモテトラフルオロ エタン (ハロン 二四〇二)	四・六%	同上
二九〇三・七七 ~	(省 略)	同上
二九〇三・九九	(省 略)	同上

非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）

	二九〇八・一一 ～ 二九〇八・九九		二九〇八・一一 ～ 二九〇八・九九	二九・〇四 ～ 二九・〇七 二九・〇八
ソ化誘導体	誘導体及びニトロ 誘導体、ニトロ化 誘導体、スルホン化 誘導体、スルホン化 誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロ ソ化誘導体	誘導体、スルホン化 誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロ ソ化誘導体	誘導体、スルホン化 誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロ ソ化誘導体	誘導体、スルホン化 誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロ ソ化誘導体
	二九〇八・一一 ～ 二九〇八・九九		二九〇八・一一 ～ 二九〇八・九九	二九・〇四 ～ 二九・〇七 二九・〇八
誘導体	誘導体、ニトロ化誘導 体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化 誘導体	誘導体、ニトロ化誘導 体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化 誘導体	誘導体、ニトロ化誘導 体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化 誘導体	誘導体、ニトロ化誘導 体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化 誘導体

二九三〇・一〇	二―(N・N―ジメチルアミノ)エタンチオール	四・六%
二九三〇・二〇	(省略)	(省略)
二九三〇・九〇		
二九・三一	その他のオルガノインオルガニツク化合物	
二九三一・一〇	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	四・六%
二九三一・二〇	トリブチルすず化合物	四・六%
	非ハロゲン化有機りん誘導体	
二九三一・四一	メチルホスホン酸ジメチル	四・六%
二九三一・四二	プロピルホスホン酸ジメチル	四・六%
二九三一・四三	エチルホスホン酸ジエチル	四・六%
二九三一・四四	メチルホスホン酸	四・六%
二九三一・四五	メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との	
	一対一の割合の塩	四・六%
二九三一・四六	二・四・六―トリプロピル	
	一・三・五・二・四・六	
	―トリオキサトリホスホン	
	酸二・四・六―トリオキシド	四・六%
二九三一・四七	(五―エチル―二―メチル	
二九三〇・二〇	同上	同上
二九三〇・九〇		
二九・三一	その他のオルガノインオルガニツク化合物	
二九三一・一〇	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	四・六%
二九三一・二〇	トリブチルすず化合物	四・六%
	その他の有機りん誘導体	
二九三一・三一	メチルホスホン酸ジメチル	四・六%
二九三一・三二	プロピルホスホン酸ジメチル	四・六%
二九三一・三三	エチルホスホン酸ジエチル	四・六%
二九三一・三四	メチルホスホン酸三―(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム	四・六%
二九三一・三五	二・四・六―トリプロピル	
	一・三・五・二・四・六	
	―トリオキサトリホスホン	
	酸二・四・六―トリオキシド	四・六%
二九三一・三六	(五―エチル―二―メチル	

二九三一・四八	
二九三一・四九	
二九三一・五一	
二九三一・五二	
二九三一・五三	

二―オキシド―・三・		
二―ジオキサホスフィン		
―五―イル)メチルメチル		
メチルホスホネート		四・六%
三・九―ジメチル―二・四		
・八・一〇―テトラオキサ		
―三・九―ジホスファスピ		
ロ「五・五」ウンデカン三		
・九―ジオキシド		四・六%
その他のもの		四・六%
ハロゲン化有機りん誘導体		
メチルホスホン酸ジクロ		
リド		四・六%
プロピルホスホン酸ジクロ		
リド		四・六%
〇―(三―クロロプロピル		
―)〇―「四―ニトロ―三―		
(トリフルオロメチル)フ		
エニル」メチルホスホノチ		

二九三一・三七	
二九三一・三八	
二九三一・三九	

二―オキシド―・三・		
二―ジオキサホスフィン		
―五―イル)メチルメチル		
メチルホスホネート		四・六%
ビス「(五―エチル―二―		
メチル―二―オキシド―		
・三・二―ジオキサホスフ		
イナン―五―イル)メチル		
「メチルホスホネート		四・六%
メチルホスホン酸と(アミ		
ノイミノメチル)尿素との		
一対一の割合の塩		四・六%
その他のもの		四・六%

二九三二・五四	オネート	四・六%
二九三一・五九	トリクロロフオン (ISO)	四・六%
二九三一・九〇	その他のもの	四・六%
二九・三二	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	四・六%
二九三二・一一	(省略)	(省略)
二九三二・二〇	(省略)	(省略)
二九三二・九一	その他のもの	(省略)
二九三二・九四	(省略)	(省略)
二九三二・九五	テトラヒドロカンナビノール (全ての異性体を含む。)	四・六%
二九三二・九六	カルボフラン (ISO)	四・六%
二九三二・九九	その他のもの	四・六%
二九・三三	複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)	四・六%
二九三三・一一	(省略)	(省略)
二九三三・二九	(省略)	(省略)
二九三一・九〇	その他のもの	四・六%
二九・三二	同上	同上
二九三二・一一	同上	同上
二九三二・二〇	同上	同上
二九三二・九一	同上	同上
二九三二・九四	同上	同上
二九三二・九五	テトラヒドロカンナビノール (すべての異性体を含む。)	同上
二九三二・九九	同上	同上
二九・三三	同上	同上
二九三三・一一	同上	同上
二九三三・二九	同上	同上

第三〇類 医療用品	二九三九・三〇	エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	(省 略)
	二九三九・四一 ～ 二九三九・四四	(省 略)	(省 略)
	二九三九・四五	レボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩	無税
二九三九・四九 ～ 二九三九・六九	(省 略) その他のもの (植物由来のものに限る。)	(省 略)	
二九三九・七二	コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税	
(省 略)	(省 略)	(省 略)	
(省 略)	(省 略)	(省 略)	
(省 略)	(省 略)	(省 略)	

第三〇類 医療用品	二九三九・三〇	エフェドリン類及びその塩	同上
	二九三九・四一 ～ 二九三九・四四	同上	同上
	二九三九・四九 ～ 二九三九・六九	同上	同上
二九三九・七一	コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	

				注
				1 この類には、次の物品を含まない。
			(a) (省略)	
			(b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第二四・〇四項参照）	
			(c) (省略)	
			(h) (省略)	
			(ij) 第三八・二二項の診断用の試薬	
			2 (省略)	
			3 第三〇・〇三項、第三〇・〇四項及び4(d)においては、次に定めるところによる。	
			(a) 混合してないものには、次の物品を含む。	
			(1) (省略)	
			(2) 第二八類又は第二九類の全ての物品	
			(3) (省略)	
			(b) (省略)	
			(1) (省略)	
			(3) (省略)	
			4 第三〇・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三〇・〇六項に属するものとし、この表の他の項には属しない。	
			(a) (省略)	
			(d) (省略)	
			(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかいないかを問わない。）	
			(f) (1) (省略)	
			号注	
			1・2 (省略)	
(省略)	(省略)	(省略)		

				注
				1 同上
			(a) 同上	
			(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第二一・〇六項及び第三八・二四項参照）	
			(c) (省略)	
			(h) 同上	
			2 同上	
			3 同上	
			(a) 同上	
			(1) 同上	
			(2) 第二八類又は第二九類のすべての物品	
			(3) 同上	
			(b) 同上	
			(1) (省略)	
			(3) 同上	
			4 同上	
			(a) (省略)	
			(d) 同上	
			(e) 血液型判定用試薬	
			(f) (1) 同上	
			号注	
			1・2 同上	
同上	同上	同上		
同上	同上	同上		

三〇・〇二

人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）

免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）

（省略）

ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品

三〇〇二・四一
三〇〇二・四二
三〇〇二・四九

細胞培養物（変性したもので

人用のワクチン
動物用のワクチン
その他のもの

（省略）

無税
無税
無税

三〇・〇二

人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品

同上

マalaria診断試験キット

同上

その他のもの

三〇〇二・一一
三〇〇二・一二
三〇〇二・一五
三〇〇二・一九
三〇〇二・二〇
三〇〇二・二二
三〇〇二・三〇

人用のワクチン
動物用のワクチン

同上

無税
無税

(省略)	<p>三〇〇二・五一 三〇〇二・五九 三〇〇二・九〇 三〇・〇三 ～ 三〇・〇五 三〇・〇六 三〇〇六・一〇 三〇〇六・三〇 三〇〇六・七〇 ～ 三〇〇六・九一 三〇〇六・九二 三〇〇六・九三</p>	(省略)	<p>あるかないかを問わない。 細胞治療製品 その他のもの (省略) (省略) この類の注4の医療用品 (省略) (省略) その他のもの (省略) プラセボ及び盲検又は二重 盲検臨床試験キットで、認 可された臨床試験で使用さ れるもの(投与量にしたも のに限る。)</p>	(省略)	<p>無税 無税 (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) (省略) 無税</p>
三二・〇四		有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもとしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアと			

同上	<p>三〇〇二・九〇 三〇・〇三 ～ 三〇・〇五 三〇・〇六 三〇〇六・一〇 三〇〇六・二〇 三〇〇六・三〇 ～ 三〇〇六・七〇 三〇〇六・九一 三〇〇六・九二</p>	同上	<p>同上 同上 同上 同上 同上 血液型判定用試薬 同上 同上 同上</p>	同上	<p>同上 同上 同上 同上 同上 無税 同上 同上</p>
三二・〇四		同上			

<p>三四〇二・四一 三四〇二・四二 三四〇二・四九 三四〇二・五〇</p>	<p>（省 略）</p>	<p>255 （省 略）</p>
<p>二 調製界面活性剤 その他のもの</p>	<p>（省 略）</p> <p>有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）</p> <p>陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>陽イオン（カチオン）系のもの</p> <p>非イオン系のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>調製品（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>四・六%</p>	<p>六・二%</p>	<p>（省 略）</p>
<p>二 調製界面活性剤 その他のもの</p>	<p>同上</p> <p>有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）</p> <p>陰イオン（アニオン）系のもの</p> <p>陽イオン（カチオン）系のもの</p> <p>非イオン系のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>調製品（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>同上</p>
<p>四・六%</p>	<p>六・二%</p>	<p>同上</p>

1 注 (省 略)	第三七類 写真用又は映画用の材料	(省 略)	三四〇二・九〇
		(省 略)	その他のもの 一 調製界面活性剤 二 その他のもの
		(省 略)	六・二% 四・六%
(省 略)	第三七類 写真用又は映画用の材料	(省 略)	三六〇三・一〇
		(省 略)	導火線
		(省 略)	導爆線
		(省 略)	火管
		(省 略)	雷管 (電気雷管を除く。)
		(省 略)	イグナイター
		(省 略)	一 政令で定める自動車の 部分品の製造に使用す るもの
		(省 略)	二 その他のもの
		(省 略)	電気雷管
		(省 略)	無税
(省 略)	第三七類 写真用又は映画用の材料	(省 略)	三六〇三・二〇
		(省 略)	三六〇三・三〇
		(省 略)	三六〇三・四〇
		(省 略)	三六〇三・五〇
		(省 略)	六・四%
		(省 略)	六・四%
		(省 略)	六・四%
		(省 略)	六・四%
		(省 略)	六・四%
		(省 略)	六・四%
(省 略)	第三七類 写真用又は映画用の材料	(省 略)	三六〇三・〇〇
		(省 略)	導火線、導爆線、火管、雷管 (電 気雷管を含む。) 及びイグナ イター
		(省 略)	同上
		(省 略)	同上
		(省 略)	同上
		(省 略)	同上
		(省 略)	同上
		(省 略)	同上
		(省 略)	同上
		(省 略)	同上

1 注 同 上	第三七類 写真用又は映画用の材料	同上	三四〇二・九〇
		同上	その他のもの 一 調製界面活性剤 二 その他のもの
		同上	六・二% 四・六%
同 上	第三七類 写真用又は映画用の材料	同上	三六〇三・一〇
		同上	導火線、導爆線、火管、イグナ イター及び雷管
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
同 上	第三七類 写真用又は映画用の材料	同上	三六〇三・二〇
		同上	三六〇三・三〇
		同上	三六〇三・四〇
		同上	三六〇三・五〇
		同上	六・四%
		同上	六・四%
		同上	六・四%
		同上	六・四%
		同上	六・四%
		同上	六・四%
同 上	第三七類 写真用又は映画用の材料	同上	三六〇三・〇〇
		同上	導火線、導爆線、火管、イグナ イター及び雷管
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上
		同上	同上

<p>2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（感熱性を含む。）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。</p>	<p>(省 略) (省 略) (省 略)</p>	<p>第三八類 各種の化学工業生産品</p>	<p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)・(b) (省 略) (c) 第二四・〇四項の物品 (d) (省 略) (e) (省 略) (f) (省 略)</p>	<p>2・3 (省 略)</p> <p>4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。））</p>	<p>5・6 (省 略)</p> <p>(b) (省 略) (d) (省 略)</p> <p>7 第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物</p>
--	--------------------------	------------------------	--	--	---

<p>2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。</p>	<p>同 上 同 上 同 上</p>	<p>第三八類 各種の化学工業生産品</p>	<p>注 1 同 上 (a)・(b) 同 上 (c) 同 上 (d) 同 上 (e) 同 上</p>	<p>2・3 同 上</p> <p>4 同 上</p> <p>(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池）</p>	<p>5・6 同 上</p> <p>(b) (省 略) (d) 同 上</p> <p>7 第三八・二六項において「バイオディーゼル」とは、動物</p>
---	--------------------	------------------------	--	--	---

性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

号注

1 第三八〇八・五二号及び第三八〇八・五九号には、次の物

品の一以上を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。

アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ビナパクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、カルボフラン（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、一・一・一トリクロロー二・二ビス（パラクロロフェニル）エタン）、デイルドリン（ISO、INN）、四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、エンドスルフアン（ISO）、二臭化エチレン（ISO）（一・二―ジプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（一・二―ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペル

性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

号注

1 第三八〇八・五二号及び第三八〇八・五九号には、次の物

品の一以上を含有する第三八・〇八項の物品のみを含む。

アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ビナパクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、一・一・一トリクロロー二・二ビス（パラクロロフェニル）エタン）、デイルドリン（ISO、INN）、四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、エンドスルフアン（ISO）、二臭化エチレン（ISO）（一・二―ジプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（一・二―ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩

フルオロオクタンスルホンフルオリド、ホスファミドン（ISO）、二・四・五―T（ISO）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル、トリブチル**すず**化合物並びにトリクロロフオン（ISO）

2 (省 略)

3 第三八二四・八一号から第三八二四・八九号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフエニル（PCT）、トリス（二・三―ジブromoピル）ホスフェート、アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロフェニル）エタン）、デイルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、ペンタクロペンゼン（ISO）、ヘキサクロペンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド、テトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニルエーテル、ヘキサブromoジフェニルエーテル、

、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド、ホスファミドン（ISO）、二・四・五―T（ISO）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル並びにトリブチル**すず**化合物

第三八〇八・五九号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

2 同 上

3 第三八二四・八一号から第三八二四・八八号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフエニル（PCT）、トリス（二・三―ジブromoピル）ホスフェート、アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロフェニル）エタン）、デイルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、一・二・三・四・五・六―ヘキサクロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、ペンタクロペンゼン（ISO）、ヘキサクロペンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド並びにテトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニルエーテル、ヘキサブromoジフェニルエーテ

<p>ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン</p> <p>短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の四八%を超えるものをいう。</p> <p>分子式：$C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$ ($x=10\sim13$、$y=1\sim13$のものに限る。)</p> <p>4 (省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>三八・一六</p> <p>三八一六・〇〇</p> <p>(省 略)</p> <p>耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第三八・〇一項の物品を除く。）</p> <p>一 ドロマイトラミングミックス</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(省 略)</p> <p>診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質</p> <p>(省 略)</p> <p>三・九% 無税</p>	<p>三八・一七</p> <p>~</p> <p>三八・二一</p> <p>三八・二二</p>
<p>ル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル</p> <p>4 同上</p>	<p>同上</p> <p>三八一六・〇〇</p> <p>同上</p> <p>耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）</p> <p>三・九%</p>	<p>三八・一七</p> <p>~</p> <p>三八・二一</p> <p>三八・二二</p> <p>三八一六・〇〇</p> <p>同上</p> <p>診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質</p> <p>同上</p>

三八二四・七一

三八二四・七二

三八二四・七三

三八二四・七四

三八二四・七五

クロロフルオロカーボン（CFCl）を含有するもの（HClO、HCl、CFCl）、ペルフルオロカーボン（PFCl）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。

ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの

ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFCl）を含有するもの

ハイドロクロロフルオロカーボン（HCCl）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFCl）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFCl）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）

四塩化炭素を含有するもの

三・八%

三・八%

三・八%

三・八%

三・八%

三八・二七

メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。）

クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HF）を含有するかしないかを問わない。）、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBF）を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は一・一・一トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの

三八二七・一一

三八二七・一二

クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HF）を含有するかしないかを問わない。）

三・八%

<p>三八二七・一三 三八二七・一四</p>	<p>―ボン（H B F C）を含有するもの 四塩化炭素を含有するもの 一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの</p>	<p>三・八% 三・八%</p>
<p>三八二七・二〇</p>	<p>ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―一三〇―）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―一三〇―）又はジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―二四〇―）を含有するもの ハイドロクロロフルオロカーボン（H C F C）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（C F C）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（P F C）又はハイドロフルオロカーボン（H F C）を含有するかしないかを問わない。）</p>	<p>三・八%</p>
<p>三八二七・三二</p>	<p>第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するもの</p>	<p>三・八%</p>
<p>三八二七・三二</p>	<p>その他のもの（第二九〇三・七一号から第二九〇三・七五号までの物質を含有す</p>	<p>三・八%</p>

三八二七・三九
三八二七・四〇

るものに限る。）
その他のもの

三・八%
三・八%

三八二七・五一

プロモメタン（メチルプロマ
イド）又はプロモクロロメタ
ンを含有するもの
トリフルオロメタン（HFC
―二三）又はペルフルオロカ
ーボン（PFC）を含有する
もの（クロロフルオロカーボ
ン（CFC）及びハイドロク
ロフルオロカーボン（HC
FC）を含有しないものに限
る。）

三八二七・五九

トリフルオロメタン（HF
C―二三）を含有するもの
その他のもの
その他のハイドロフルオロカ
ーボン（HFC）を含有する
もの（クロロフルオロカーボ
ン（CFC）及びハイドロク
ロフルオロカーボン（HC
FC）を含有しないものに限
る。）

三・八%
三・八%
三・八%

三八二七・六一

一・一・一―トリフルオロ
エタン（HFC―一四三a
）の含有量が全質量の一五
%以上のもの

三・八%

三八二七・六二

その他のもの（第三八二七

三八二七・六三

・六一号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC―一二五）の含有量が全質量の五五%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）

三・八%

三八二七・六四

その他のもの（第三八二七・六一号のもの及び第三八二七・六二号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC―一二五）の含有量が全質量の四〇%以上のものに限る。）

三・八%

三八二七・六五

その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六三号までのものを除くものとし、一・一・一・二―テトラフルオロエタン（HFC―一三四 a）の含有量が全質量の三〇%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）

三・八%

<p>注</p> <p>1 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。</p> <p>2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵が</p> <p>(a) (c) (省 略)</p>	<p>第七部 品 プラスチック及びゴム並びにこれらの製</p> <p>三 八 二 七 ・ 六 八</p> <p>六四号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン（HFC-132）の含有量が全質量の二〇%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の二〇%以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの（第三八二七・六一号から第三八二七・六五号までのものを除くものとし、第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>三 ・ 八 %</p> <p>三 ・ 八 %</p> <p>三 ・ 八 %</p> <p>三 ・ 八 %</p>
---	--

<p>注</p> <p>1 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。</p> <p>2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵が</p> <p>(a) (c) 同 上</p>	<p>第七部 品 プラスチック及びゴム並びにこれらの製</p>
--	-------------------------------------

これらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第四九類に属する。ただし、第三九・一八項又は第三九・一九項の物品を除く。

第三九類 プラスチック及びその製品

注
1 (省 略)

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) (w) (省 略)

(x) 第九四類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(y) 第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）

(z) (省 略)

3 (省 略)

4 「共重合体」とは、重合体の全重量の九五%以上を占める一の単量体ユニットを有しない全ての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみならずその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 (省 略)

号注

これらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。ただし、第三九・一八項又は第三九・一九項の物品を除く。

第三九類 プラスチック及びその製品

注
1 同上

2 同上

(a) (w) 同上

(x) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(y) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(z) 同上

3 同上

4 「共重合体」とは、重合体の全重量の九五%以上を占める一の単量体ユニットを有しないすべての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみならずその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 (省 略)

号注

1・2 (省 略)	三九〇七 (省 略)	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	(省 略)
三九〇七・一〇	(省 略)	その他のポリエーテル	(省 略)
三九〇七・二一	ビス（ポリオキシエチレン） メチルホスホネート	その他のもの	四・一%
三九〇七・二九	(省 略)		四・一%
三九〇七・三〇	(省 略)		四・一%
三九〇七・九九	(省 略)		(省 略)
三九〇八	(省 略)		(省 略)
三九・一〇	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		(省 略)
三九・一一			(省 略)
三九一一・一〇	ポリ（一・三一フェニレンメチルホスホン酸）		四・一%
三九一一・二〇			(省 略)

1・2 同上	同上 三九〇七	同上 同上	同上
三九〇七・一〇	同上	同上	同上
三九〇七・二〇	その他のポリエーテル	同上	四・一%
三九〇七・三〇	同上	同上	同上
三九〇七・九九	同上	同上	同上
三九〇八	同上	同上	同上
三九・一〇	同上	同上	同上
三九・一一	同上	同上	同上
三九一一・一〇	同上	同上	同上

<p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(ij) (省 略)</p> <p>(k) 第九四類の物品（例えば、家具及び照明器具）</p> <p>(l) 第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）</p>	<p>第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>	<p>(省 略)</p>	<p>三九一一・九〇</p>	<p>(省 略)</p>
		<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
		<p>四〇・一五</p>	<p>衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）</p> <p>手袋、ミトン及びミット</p>	<p>内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの</p>

<p>注</p> <p>1 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(ij) (省 略)</p> <p>(k) 第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）</p> <p>(l) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）</p>	<p>第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>	<p>同 上</p>	<p>三九一一・九〇</p>	<p>同 上</p>
		<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
		<p>四〇・一五</p>	<p>同 上</p>	<p>外科用のもの</p>

3・4 (m) (省略)	(省略)	(省略)	(省略)
<p>第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</p> <p>第四四類 木材及びその製品並びに木炭</p>	注	1 この類には、次の物品を含まない。	<p>(a) (n) (省略)</p> <p>(o) 第九四類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(p) 第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）</p> <p>(q) (r) (省略)</p> <p>2 (q) (r) (省略)</p> <p>2 (q) (r) (省略)</p> <p>2 (q) (r) (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第四四〇七・一三三号において「SPF」とは、とうひ、松</p>
<p>2 第四四〇一・三二二号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が二五ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。</p>	3 第四四〇七・一三三号において「SPF」とは、とうひ、松		

3・4 (m) 同上	同上	同上	同上
<p>第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物</p> <p>第四四類 木材及びその製品並びに木炭</p>	注	1 同上	<p>(a) (n) 同上</p> <p>(o) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(p) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）</p> <p>(q) (r) 同上</p> <p>2 (q) (r) 同上</p> <p>2 (q) (r) 同上</p> <p>号注</p> <p>1 同上</p>
<p>2 (q) (r) 同上</p> <p>2 (q) (r) 同上</p> <p>号注</p> <p>1 同上</p>	1 同上		

<p>及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</p> <p>4 第四四〇七・一四号において「ヘムファー」とは、ウエスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</p>	<p>四四・〇一</p> <p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>（省 略）</p>	<p>四四〇一・一一 ～ 四四〇一・二二</p> <p>（省 略）</p>	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>木質ブリケット</p> <p>その他のもの</p> <p>のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>四四〇一・三一 四四〇一・三二 四四〇一・三九</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>	<p>四四・〇二 四四〇一・四一 四四〇一・四九</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させて</p>
<p>四四・〇一</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>四四〇一・一一 ～ 四四〇一・二二</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>その他のもの</p> <p>のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）</p>	<p>四四〇一・三一 四四〇一・三九 四四〇一・四〇</p> <p>同上</p> <p>無税</p> <p>無税</p>	<p>四四・〇二</p> <p>同上</p>

四四〇二・一〇	あるかないかを問わない。	(省略)	(省略)	四四〇二・一〇	同上	同上	同上
四四〇二・二〇	穀又はナツトのもの	(省略)	無税	四四〇二・二〇	同上	同上	同上
四四〇二・九〇	(省略)	(省略)	(省略)	四四〇二・九〇	同上	同上	同上
四四・〇三	木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)	(省略)	(省略)	四四・〇三	同上	同上	同上
四四〇三・一一	(省略)	(省略)	(省略)	四四〇三・一一	同上	同上	同上
四四〇三・一二	(省略)	(省略)	(省略)	四四〇三・一二	同上	同上	同上
四四〇三・二一	その他のもの(針葉樹のものに限る。)	(省略)	(省略)	四四〇三・二一	同上	同上	同上
四四〇三・二二	松(マツ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)	(省略)	無税	四四〇三・二二	同上	同上	同上
四四〇三・二三	もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のもの(横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)	(省略)	無税	四四〇三・二三	同上	同上	同上
四四〇三・二四	(省略)	(省略)	(省略)	四四〇三・二四	同上	同上	同上
四四〇三・二五	その他のもの(横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。)	(省略)	無税	四四〇三・二五	同上	同上	同上
四四〇三・二六	(省略)	(省略)	無税	四四〇三・二六	同上	同上	同上

四四〇三・四一	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）	（省略）	同上	同上
四四〇三・四二	チーク	（省略）	同上	同上
四四〇三・四九	その他のもの	（省略）	同上	同上
四四〇三・九一	（省略）	（省略）	同上	同上
四四〇三・九三	ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	（省略）	同上	同上
四四〇三・九四	（省略）	（省略）	同上	同上
四四〇三・九五	かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）	（省略）	同上	同上
四四〇三・九六	（省略）	（省略）	同上	同上
四四〇三・九九	（省略）	（省略）	同上	同上
四四〇四	（省略）	（省略）	同上	同上
四四〇六	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問	（省略）	同上	同上
四四〇七		（省略）	同上	同上

四四〇七・一一	針葉樹のもの	(省 略)	(省 略)	四四〇七・一九		四四〇七・一一	同上	同上
四四〇七・一二		(省 略)	(省 略)	四四〇七・二一		四四〇七・一二	同上	同上
四四〇七・一三	SPF(とうひ(トウヒ属のもの)、松(マツ属のもの)及びもみ(モミ属のもの)のもの	(省 略)	(省 略)	四四〇七・二二		四四〇七・一三	同上	同上
	一 厚さが一六〇ミリメートル以下のもの		(省 略)	四四〇七・二三				
	(一) かんながけし又はやすりがけしたものの		(省 略)	四四〇七・二四				
	(二) その他のもの		(省 略)	四四〇七・二五				
	二 その他のもの		(省 略)	四四〇七・二六				
	ヘムファー(ウエスタンヘムロック(ツガ・ヘテロフィルラ)及びもみ(モミ属のもの)のもの)		(省 略)	四四〇七・二七				
	熱帯産木材のもの		(省 略)	四四〇七・二八				
	チーク		(省 略)	四四〇七・二九				
	(省 略)		(省 略)	四四〇七・三〇				
			(省 略)	四四〇七・三一				
			(省 略)	四四〇七・三二				
			(省 略)	四四〇七・三三				
			(省 略)	四四〇七・三四				
			(省 略)	四四〇七・三五				
			(省 略)	四四〇七・三六				
			(省 略)	四四〇七・三七				
			(省 略)	四四〇七・三八				
			(省 略)	四四〇七・三九				
			(省 略)	四四〇七・四〇				
			(省 略)	四四〇七・四一				
			(省 略)	四四〇七・四二				
			(省 略)	四四〇七・四三				
			(省 略)	四四〇七・四四				
			(省 略)	四四〇七・四五				
			(省 略)	四四〇七・四六				
			(省 略)	四四〇七・四七				
			(省 略)	四四〇七・四八				
			(省 略)	四四〇七・四九				
			(省 略)	四四〇七・五〇				
			(省 略)	四四〇七・五一				
			(省 略)	四四〇七・五二				
			(省 略)	四四〇七・五三				
			(省 略)	四四〇七・五四				
			(省 略)	四四〇七・五五				
			(省 略)	四四〇七・五六				
			(省 略)	四四〇七・五七				
			(省 略)	四四〇七・五八				
			(省 略)	四四〇七・五九				
			(省 略)	四四〇七・六〇				
			(省 略)	四四〇七・六一				
			(省 略)	四四〇七・六二				
			(省 略)	四四〇七・六三				
			(省 略)	四四〇七・六四				
			(省 略)	四四〇七・六五				
			(省 略)	四四〇七・六六				
			(省 略)	四四〇七・六七				
			(省 略)	四四〇七・六八				
			(省 略)	四四〇七・六九				
			(省 略)	四四〇七・七〇				
			(省 略)	四四〇七・七一				
			(省 略)	四四〇七・七二				
			(省 略)	四四〇七・七三				
			(省 略)	四四〇七・七四				
			(省 略)	四四〇七・七五				
			(省 略)	四四〇七・七六				
			(省 略)	四四〇七・七七				
			(省 略)	四四〇七・七八				
			(省 略)	四四〇七・七九				
			(省 略)	四四〇七・八〇				
			(省 略)	四四〇七・八一				
			(省 略)	四四〇七・八二				
			(省 略)	四四〇七・八三				
			(省 略)	四四〇七・八四				
			(省 略)	四四〇七・八五				
			(省 略)	四四〇七・八六				
			(省 略)	四四〇七・八七				
			(省 略)	四四〇七・八八				
			(省 略)	四四〇七・八九				
			(省 略)	四四〇七・九〇				
			(省 略)	四四〇七・九一				
			(省 略)	四四〇七・九二				
			(省 略)	四四〇七・九三				
			(省 略)	四四〇七・九四				
			(省 略)	四四〇七・九五				
			(省 略)	四四〇七・九六				
			(省 略)	四四〇七・九七				
			(省 略)	四四〇七・九八				
			(省 略)	四四〇七・九九				
			(省 略)	四四〇七・一〇〇				

四四・一一 四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	(省略)	(省略)	四四・一一 四四・一二	同上	同上
四四・一〇 ～	(省略)	(省略)	(省略)	四四・一〇 ～	同上	同上
四四・三九 ～	単板積層材 (LVL) 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	(省略)	(省略)	四四・三九 ～	同上	同上
四四・四一 ～	その他のもの (少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	(省略)	(省略)	四四・四一 ～	同上	同上
四四・四九	その他のもの (いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。)	(省略)	(省略)	四四・四九	同上	同上
四四・五一	ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード 少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	(省略)	(省略)	四四・五一	同上	同上
四四・五二	一 集成材 二 その他のもの	(省略)	(省略)	四四・五二	同上	同上
四四・五九	その他のもの (少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。) 一 集成材 二 その他のもの	(省略)	(省略)	四四・五九	同上	同上

四四・一三	四四・一四	四四・一四・一〇	四四・一二・九九	四四・一二・九二	四四・一二・九一
（省略）	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	熱帯産木材のもの	その他のもの（いずれの外 面の板も針葉樹のものに限 る。）	一 集成材 二 その他のもの	その他のもの 少なくとも一の外面の板が 熱帯産木材のもの 一 集成材 二 その他のもの その他のもの（少なくとも 一の外面の板が針葉樹以外 のものに限る。） 一 集成材 二 その他のもの
（省略）	三・二%	三・二%	二〇%	一五%	二〇%
四四・一三	四四・一四	四四・一四・〇〇	四四・一二・九九	四四・一二・九四	
同上	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		その他のもの	ブロックボード、ラミンボ ード及びバンテンボード 一 集成材 二 その他のもの その他のもの	その他のもの
同上	三・二%	三・二%	二〇%	一五%	

四四一四・九〇	その他のもの	三・二%
四四・一五	(省 略)	(省 略)
四四・一七		
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セ ルラーウッドパネル、組み合わ せた床用パネル及びこけら板を 含む。）	
	窓及びフランス窓並びにこれ らの枠	
四四一八・一一	熱帯産木材のもの	無税
四四一八・一九	その他のもの	無税
	戸及びその枠並びに敷居	
四四一八・二一	熱帯産木材のもの	無税
四四一八・二九	その他のもの	無税
四四一八・三〇	くい及びはり（第四四一八・ 八一号から第四四一八・八九 号までの物品を除く。）	三・九%
四四一八・四〇	コンクリート型枠	三・九%
四四一八・五〇	こけら板	五・八%
	組み合わせた床用パネル	
四四一八・七三	竹製のもの及び少なくとも 最上層（摩耗層）が竹製の もの	三・九%
四四一八・七四	その他のもの（モザイク状 の床用のものに限る。）	三・九%
四四一八・七五	その他のもの（多層のもの	三・九%
四四・一五	同上	同上
四四・一七		
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セ ルラーウッドパネル、組み合わ せた床用パネル及びこけら板を 含む。）	
	窓及びフランス窓並びにこれ らの枠	
四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居	無税
四四一八・四〇	コンクリート型枠	三・九%
四四一八・五〇	こけら板	五・八%
四四一八・六〇	くい及びはり	三・九%
	組み合わせた床用パネル	
四四一八・七三	竹製のもの及び少なくとも 最上層（摩耗層）が竹製の もの	三・九%
四四一八・七四	その他のもの（モザイク状 の床用のものに限る。）	三・九%
四四一八・七五	その他のもの（多層のもの	三・九%

四四・一九	四四一八・七九	に _{限る。}	三・九%
	四四一八・八一	その他のもの	三・九%
	四四一八・八二	構造設計用木材製品	
		構造用集成材(グルラム)	三・九%
		直交集成板(CLT又はX ラム)	
		一 いずれのラミナも厚 さが一二ミリメー トル以上のもの	三・九%
		二 その他のもの	二〇%
	四四一八・八三	I型はり	三・九%
	四四一八・八九	その他のもの	三・九%
		その他のもの	
	四四一八・九一	竹製のもの	
		一 建具及び床柱	無税
		二 その他のもの	三・九%
	四四一八・九二	セルラーウッドパネル	一〇%
	四四一八・九九	その他のもの	
		一 木製の建具及び床柱	無税
		二 その他のもの	三・九%
木製の食卓用品及び台所用品			
四四・一九	四四一八・七九	に _{限る。}	三・九%
		その他のもの	三・九%
	四四一八・九一	竹製のもの	
		一 セルラーウッドパネ ル	一〇%
		二 その他のもの	
		(一) 建具及び床柱	無税
		(二) その他のもの	三・九%
	四四一八・九九	その他のもの	
		一 セルラーウッドパネ ル	一〇%
		二 その他のもの	
		(一) 木製の建具及び床 柱	無税
		(二) その他のもの	三・九%
同上			

四四二一・九九	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
注	1 (省略)		
	2 この類には、次の物品を含まない。		
	(a) (d) (省略)		
	(e) 第九四類の物品 (例えば、家具及び照明器具)		
3 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
注	1 (省略)		
	2 この類には、次の物品を含まない。		
	(a) (p) (省略)		
	(q) 第九六類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き)		
3・4 (省略)			
5 第四八・〇二項において「筆記用、印刷用その他のグラフ			
イック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用			
紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械			
パルプ若しくはケミグラントパルプから製造した紙及び板紙			

四四二一・九九	同上	同上	同上
同上	第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
注	1 同上		
	2 同上		
	(a) (d) 同上		
	(e) 第九四類の物品 (例えば、家具及びランプその他の照明器具)		
3 同上	同上	同上	同上
同上	第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
注	1 同上		
	2 同上		
	(a) (p) 同上		
	(q) 第九六類の物品 (例えば、ボタン、生理用のナプキン (パッド) 及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き)		
3・4 同上			
5 第四八・〇二項において「筆記用、印刷用その他のグラフ			
イック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用			
紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械			
パルプ若しくはケミグラントパルプから製造した紙及び板紙			

<p>四九・〇五 (省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>1～7 (省 略)</p> <p>号注</p>	<p>12 第四八・一四項又は第四八・二一項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウオツディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第四九類に属する。</p>	<p>6～11 (省 略)</p> <p>(A) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙 (a)～(e) (省 略)</p> <p>(B) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙 (a)～(c) (省 略)</p>

<p>四九〇五・一〇</p>	<p>同上</p> <p>地球儀、天球儀その他これらに類するもの</p>	<p>同上</p> <p>無税</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>1～7 同上</p> <p>号注</p>	<p>12 第四八・一四項又は第四八・二一項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウオツディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。</p>	<p>6～11 同上</p> <p>(a)～(c) 同上</p> <p>重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、 (a)～(e) 同上</p>

四九〇五・二〇 四九〇五・九〇 (省 略)	製本したもの その他のもの (省 略)	無税 無税 (省 略)
注 1 第一部 紡織用繊維及びその製品		
1 この部には、次の物品を含まない。		
(a) (r) (省 略)		
(s) 第九四類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）		
(t) 第九五類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）		
(u) 第九六類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドフアスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）		
(v) (省 略)		
2 (省 略)		
5 第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。		
(a) (c) (省 略)		
6 (省 略)		
15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に		

四九〇五・九一 四九〇五・九九 同上	製本したもの その他のもの 同上	無税 無税 同上
注 1 第一部 紡織用繊維及びその製品		
1 同上		
(a) (r) 同上		
(s) 第九四類の物品（例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具）		
(t) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット）		
(u) 第九六類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドフアスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）		
(v) 同上		
2 同上		
5 第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。		
(a) (c) 同上		
6 同上		

2 3 4 (省略)	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (e) (省略) (f) 第九六・一九項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品	第五六類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	五五〇一・一九〇 ~ 五五〇一・二〇〇 (省略)	(省略)	(省略)	号注 1・2 (省略)		
		合成繊維の長繊維のトウ ナイロンその他のポリアミドのもの アラミドのもの 一 メターアラミドのもの 二 その他のもの 三 その他のもの	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
		無税 八% 八%	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

2 3 4 同上	注 1 同上 (a) (e) (省略) (f) 第九六・一九項の生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品	第五六類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	同上 五五〇一・一九〇 ~ 五五〇一・二〇〇 同上	同上	同上	号注 1・2 同上		
		同上 同上 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上 同上 八% 無税	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注 1・2 (省 略) 3 第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせで作った物品で	第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	五八〇二・一〇 テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。） 五八〇二・二〇 テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。） 五八〇二・二二〇 (省 略) 五八〇二・三〇 (省 略) (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略)	五七〇三・九〇 二) その他のもの 一) 綿製のもの 二) その他のもの (省 略)	九・六％ 一三・四％ 九・六％ (省 略)
		(省 略) (省 略)	(省 略)	一三・四％ 九・六％ (省 略)	九・六％
		(省 略)	(省 略)	(省 略)	四・五％

注 1・2 同 上	第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	五八〇二・一一 漂白してないもの 五八〇二・一九 その他のもの 五八〇二・二〇 同 上 五八〇二・三〇 同 上 同 上	同 上 同 上 同 上 同 上	五七〇三・九〇 一) 綿製のもの 二) その他のもの 同 上	一三・四％ 九・六％ 同 上
		同 上 同 上 同 上	同 上 同 上	同 上 同 上	同 上
		同 上	同 上	同 上	同 上

、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。

4 | (省 略)

5 | (省 略)

6 | (省 略)

7 | (省 略)

8 | (省 略)

(省 略)

五九・一一

五九一一・一〇

五九一一・九〇

~

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み

又はクロセ編みのものに限る。）

注

1 | 3 | (省 略)

4 | 第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ一センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無し

の衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を

3 | 同 上

4 | 同 上

5 | 同 上

6 | 同 上

7 | 同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み

又はクロセ編みのものに限る。）

注

1 | 3 | 同 上

4 | 第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ一センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無し

の衣類を含まない。

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

六二一六・九一 ～	六二一六・一〇 (省 略)	有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。	5 ～ 10 (省 略)
	(省 略)	手袋、ミトン及びニット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの 一 綿製のもの 二 その他のもの (一) プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの (二) (省 略) 六・四%	(省 略)
(省 略)	(省 略)	九%	(省 略)

六二一六・九一 ～	六二一六・一〇 (省 略)	同上	同上	5 ～ 10 同上
	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

六二一六・九九 六一・一七	その他の衣類附属品（製品にし たもので、メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。）及び 衣類又は衣類附属品の部分品（ メリヤス編み又はクロセ編みの ものに限る。）	（省 略）
六二一七・一〇 六二一七・八〇	その他の附属品 一 ゴムを染み込ませ、塗 布し、被覆し又は積層 したもの	（省 略）
六二一七・九〇	（一）（二）（省 略） 二（省 略）	（省 略） （省 略）
<p>注</p> <p>1 3 （省 略）</p> <p>4 第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>第六二・〇五項及び第六二・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第六二・〇五項には、袖無し<i>の衣類を含まない。</i></p> <p>「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身の衣類である。「ブラウス」とは、上半身のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「</p>		

六二一六・九九 六一・一七	同上	同上
六二一七・一〇 六二一七・八〇	同上 同上 一 ゴムを染み込ませ、塗 布し又は被覆したもの	同 上
六二一七・九〇	同上 同上 （一）（二）同上 二 同上	同 上 同 上
<p>注</p> <p>1 3 同 上</p> <p>第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p>		

<p>「ブラウス」は、襟を有するものを含む。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 (省 略)</p> <p>7 (省 略)</p> <p>8 (省 略)</p> <p>9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。</p> <p>男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</p> <p>10 (省 略)</p>	<p>六二・〇一</p> <p>男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）</p>
--	---

<p>4 同 上</p> <p>5 同 上</p> <p>6 同 上</p> <p>7 同 上</p> <p>8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。</p> <p>男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</p> <p>9 同 上</p>	<p>六二・〇一</p> <p>男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クロック、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）</p> <p>オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロックその他これらに類する製品</p> <p>羊毛製又は織獣毛製のもの</p> <p>一 毛皮付きのもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>綿製のもの</p> <p>六二・〇一・一一</p> <p>六二・〇一・一二</p>
--	--

六二〇一・二〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	一 毛皮付きのもの	一六%
六二〇一・三〇	綿製のもの	二 その他のもの	一・二%
六二〇一・四〇	人造纖維製のもの	一 毛皮付きのもの	一六%
六二〇一・九〇	その他の紡織用纖維製のもの	二 その他のもの	一・二%
六二〇一・九二	羊毛製又は織獣毛製のもの	一 毛皮付きのもの	一六%
六二〇一・九三	人造纖維製のもの	二 その他のもの	一・二%
六二〇一・九二	綿製のもの	一 毛皮付きのもの	一六%
六二〇一・九二	その他のもの	二 その他のもの	一・二%

		六二・〇二 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）
六二〇二・一九	六二〇二・一三 六二〇二・一二 六二〇二・一一	六二〇一・九三 六二〇一・九九 六二・〇二
一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの	綿製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの ロークその他これらに類する製品 オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する項のものを除く。）	人造繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）
一 ・二 一六 ・二	一 ・二 一六 ・二 一 ・二 一六 ・二 一 ・二 一六 ・二	一 ・二 一六 ・二 一 ・二 一六 ・二

六二〇二・二〇

羊毛製又は織獣毛製のもの

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

六二〇二・三〇

綿製のもの

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

六二〇二・四〇

人造繊維製のもの

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

六二〇二・九〇

その他の紡織用繊維製のもの

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一一・二%

六二〇二・九一

その他のもの

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

六二〇二・九二

綿製のもの

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

六二〇二・九三

人造繊維製のもの

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

六二〇二・九九

その他の紡織用繊維製のもの

一 毛皮付きのもの

の

一 毛皮付きのもの

二 その他のもの

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

一一・二%

一六%

<p>六二・〇三 ～ 六二・〇九 六二・一〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>衣類(第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに 限る。)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>六二二〇・一〇 六二二〇・二〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>その他の衣類(第六二・〇一 項のものと同一種類のものに 限る。)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>六二二〇・三〇</p>	<p>一・二 (省 略)</p> <p>その他の衣類(第六二・〇二 項のものと同一種類のものに 限る。)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>六二二〇・四〇 六二二〇・五〇</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>六三・〇六</p>	<p>(省 略)</p> <p>ターポリン及び日よけ、テント (仮設の日よけテントその他こ れに類する物品を含む。)、帆</p>	<p>(省 略)</p>

<p>六二・〇三 ～ 六二・〇九 六二・一〇</p>	<p>二 其 他 の 物 品 </p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>六二二〇・一〇 六二二〇・二〇</p>	<p>同 上</p> <p>その他の衣類(第六二・〇一・ 一 号 从 第 六 二 〇 一 一 九 号 以 前 の 物 品 と 同 一 種 類 の 物 品 に 限 る 。</p>	<p>同 上</p>
<p>六二二〇・三〇</p>	<p>一・二 同 上</p> <p>その他の衣類(第六二・〇二・ 一 号 从 第 六 二 〇 二 一 九 号 以 前 の 物 品 と 同 一 種 類 の 物 品 に 限 る 。</p>	<p>同 上</p>
<p>六二二〇・四〇 六二二〇・五〇</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>一・二 同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>六三・〇六</p>	<p>同上</p> <p>ターポリン及び日よけ、テント 、帆(ボート用、セールボード 用又はランドクラフト用のもの</p>	<p>同上</p>

(省略)	(省略)	(省略)	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (ij) (省略)</p> <p>(k) 第九四類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(l) (n) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>第一三部 石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品</p> <p>第六八類 石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p>	<p>六三〇六・一二</p> <p>六三〇六・一九</p> <p>六三〇六・九〇</p> <p>～</p> <p>(省略)</p>	<p>(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品</p> <p>ターポリン及び日よけ</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>テント (仮設の日よけテント)</p> <p>その他これに類する物品を含む。</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>
				(省略)	(省略)	(省略)	
				(省略)	(省略)	(省略)	

同上	同上	同上	<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (ij) 同上</p> <p>(k) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(l) (n) (省略)</p> <p>2 同上</p>	<p>第一三部 石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品</p> <p>第六八類 石、プラスタ、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p>	<p>六三〇六・一二</p> <p>六三〇六・一九</p> <p>六三〇六・九〇</p> <p>～</p> <p>同上</p>	<p>に限る。)並びにキャンプ用品</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>テント</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
				同上	同上	同上	
				同上	同上	同上	

六八・〇二						
六八〇二・一〇	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。） 天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉					
六八〇二・一一	（省 略）					
六八〇二・一二	（省 略）					
六八〇二・一三	（省 略）					
六八〇二・一四	（省 略）					
六八〇二・一五	（省 略）					
六八〇二・一六	（省 略）					
六八〇二・一七	（省 略）					
六八〇二・一八	（省 略）					
六八〇二・一九	（省 略）					
六八〇二・二〇	（省 略）					
六八〇二・二一	（省 略）					
六八〇二・二二	（省 略）					
六八〇二・二三	（省 略）					
六八〇二・二四	（省 略）					
六八〇二・二五	（省 略）					
六八〇二・二六	（省 略）					
六八〇二・二七	（省 略）					
六八〇二・二八	（省 略）					
六八〇二・二九	（省 略）					
六八〇二・三〇	（省 略）					
六八〇二・三一	（省 略）					
六八〇二・三二	（省 略）					
六八〇二・三三	（省 略）					
六八〇二・三四	（省 略）					
六八〇二・三五	（省 略）					
六八〇二・三六	（省 略）					
六八〇二・三七	（省 略）					
六八〇二・三八	（省 略）					
六八〇二・三九	（省 略）					
六八〇二・四〇	（省 略）					
六八〇二・四一	（省 略）					
六八〇二・四二	（省 略）					
六八〇二・四三	（省 略）					
六八〇二・四四	（省 略）					
六八〇二・四五	（省 略）					
六八〇二・四六	（省 略）					
六八〇二・四七	（省 略）					
六八〇二・四八	（省 略）					
六八〇二・四九	（省 略）					
六八〇二・五〇	（省 略）					
六八〇二・五一	（省 略）					
六八〇二・五二	（省 略）					
六八〇二・五三	（省 略）					
六八〇二・五四	（省 略）					
六八〇二・五五	（省 略）					
六八〇二・五六	（省 略）					
六八〇二・五七	（省 略）					
六八〇二・五八	（省 略）					
六八〇二・五九	（省 略）					
六八〇二・六〇	（省 略）					
六八〇二・六一	（省 略）					
六八〇二・六二	（省 略）					
六八〇二・六三	（省 略）					
六八〇二・六四	（省 略）					
六八〇二・六五	（省 略）					
六八〇二・六六	（省 略）					
六八〇二・六七	（省 略）					
六八〇二・六八	（省 略）					
六八〇二・六九	（省 略）					
六八〇二・七〇	（省 略）					
六八〇二・七一	（省 略）					
六八〇二・七二	（省 略）					
六八〇二・七三	（省 略）					
六八〇二・七四	（省 略）					
六八〇二・七五	（省 略）					
六八〇二・七六	（省 略）					
六八〇二・七七	（省 略）					
六八〇二・七八	（省 略）					
六八〇二・七九	（省 略）					
六八〇二・八〇	（省 略）					
六八〇二・八一	（省 略）					
六八〇二・八二	（省 略）					
六八〇二・八三	（省 略）					
六八〇二・八四	（省 略）					
六八〇二・八五	（省 略）					
六八〇二・八六	（省 略）					
六八〇二・八七	（省 略）					
六八〇二・八八	（省 略）					
六八〇二・八九	（省 略）					
六八〇二・九〇	（省 略）					
六八〇二・九一	（省 略）					
六八〇二・九二	（省 略）					
六八〇二・九三	（省 略）					
六八〇二・九四	（省 略）					
六八〇二・九五	（省 略）					
六八〇二・九六	（省 略）					
六八〇二・九七	（省 略）					
六八〇二・九八	（省 略）					
六八〇二・九九	（省 略）					
六八〇二・一〇〇	（省 略）					

六八一五・一一	六八一五・一二	六八一五・一〇	六八一四	六八一三	六八一二・九九	六八一二・九一	六八一二・八〇
炭素繊維製の織物類	炭素繊維	炭素繊維及びその製品(電気用品を除く。)	炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	石その他の鉱物性材料の製品(炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	(省 略)	(省 略)	及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。)
無税	無税		(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
		六八一五・一〇	六八一四	六八一三	六八一二・九九	六八一二・九一	六八一二・八〇
	黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除く。)		同上	同上	同上	同上	同上
無税			同上	同上	三・九%	三・九%	同上

2	この類には、次の物品を含まない。	<p>1 注</p> <p>この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。</p> <p>(a) 第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。</p> <p>(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、八〇〇度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。</p> <p>(c) 陶磁製品は、無機非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフェウムを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1002 264 1037 504">六八一五・九九</td> <td data-bbox="1002 504 1460 929"> 炭素繊維製のその他の製品 その他のもの (省 略) その他の製品 マグネサイト、マグネシア (ペリクレーズのものに限る。)、ドロマイト(ドラ イムのものを含む。) 又は クロマイトを含有するもの (省 略) </td> <td data-bbox="1002 929 1460 1086"> (省 略) 無税 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 264 1037 504">六八一五・一九</td> <td data-bbox="1002 504 1460 929"></td> <td data-bbox="1002 929 1460 1086">無税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 264 1037 504">六八一五・二〇</td> <td data-bbox="1002 504 1460 929"></td> <td data-bbox="1002 929 1460 1086">(省 略) 無税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 264 1037 504">六八一五・九一</td> <td data-bbox="1002 504 1460 929"></td> <td data-bbox="1002 929 1460 1086">(省 略) 無税</td> </tr> </table>	六八一五・九九	炭素繊維製のその他の製品 その他のもの (省 略) その他の製品 マグネサイト、マグネシア (ペリクレーズのものに限る。)、ドロマイト(ドラ イムのものを含む。) 又は クロマイトを含有するもの (省 略)	(省 略) 無税	六八一五・一九		無税	六八一五・二〇		(省 略) 無税	六八一五・九一		(省 略) 無税
六八一五・九九	炭素繊維製のその他の製品 その他のもの (省 略) その他の製品 マグネサイト、マグネシア (ペリクレーズのものに限る。)、ドロマイト(ドラ イムのものを含む。) 又は クロマイトを含有するもの (省 略)	(省 略) 無税													
六八一五・一九		無税													
六八一五・二〇		(省 略) 無税													
六八一五・九一		(省 略) 無税													

2 同上		<p>1 注</p> <p>この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1002 1176 1037 1422">六八一五・九九</td> <td data-bbox="1002 1422 1460 1848"> 同上 同上 マグネサイト、ドロマイト 又はクロマイトを含有する もの (省 略) </td> <td data-bbox="1002 1848 1460 2004"> 同上 同上 同上 同上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1176 1037 1422">六八一五・一九</td> <td data-bbox="1002 1422 1460 1848"></td> <td data-bbox="1002 1848 1460 2004">同上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1176 1037 1422">六八一五・二〇</td> <td data-bbox="1002 1422 1460 1848"></td> <td data-bbox="1002 1848 1460 2004">同上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1002 1176 1037 1422">六八一五・九一</td> <td data-bbox="1002 1422 1460 1848"></td> <td data-bbox="1002 1848 1460 2004">同上</td> </tr> </table>	六八一五・九九	同上 同上 マグネサイト、ドロマイト 又はクロマイトを含有する もの (省 略)	同上 同上 同上 同上	六八一五・一九		同上	六八一五・二〇		同上	六八一五・九一		同上
六八一五・九九	同上 同上 マグネサイト、ドロマイト 又はクロマイトを含有する もの (省 略)	同上 同上 同上 同上													
六八一五・一九		同上													
六八一五・二〇		同上													
六八一五・九一		同上													

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (h) (省略)</p> <p>(c) (省略)</p> <p>(d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。）</p> <p>(e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第八六類から第八八類ま</p>	<p>六九〇三・一〇</p> <p>六九〇三・二〇</p> <p>六九〇三・九〇</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）</p> <p>遊離炭素の含有量が全重量の五〇%を超えるもの</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(a) (h) (省略)</p> <p>(ij) 第九四類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k) (m) (省略)</p>
	<p>第七〇類 ガラス及びその製品</p>	<p>五・二%</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
	<p>六九〇三</p> <p>(省略)</p>	<p>その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）</p>	<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (c) 同上</p>	<p>六九〇三・一〇</p> <p>六九〇三・二〇</p> <p>六九〇三・九〇</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの</p> <p>けい酸質の土から製造したものを除く。）</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>(a) (h) 同上</p> <p>(ij) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k) (m) 同上</p>
	<p>第七〇類 ガラス及びその製品</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
	<p>六九〇三</p> <p>(省略)</p>	<p>その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>七〇・〇一 七〇〇一・〇〇〇 七〇・〇二 七〇・一〇 七〇・一一</p>	<p>での物品用のものに限る。)</p> <p>(f) (省 略)</p> <p>(g) 第九四・〇五項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品</p> <p>(h) 第九五類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。）</p> <p>(i) 第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品</p> <p>号注 2 5 (省 略)</p> <p>1 (省 略)</p>
<p>ガラスのくず（第八五・四九項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊</p> <p>(省 略)</p>	
<p>ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しない</p>	<p>無税</p> <p>(省 略)</p>

<p>七〇・〇一 七〇〇一・〇〇〇 七〇・〇二 七〇・一〇 七〇・一一</p>	<p>(d) 同上</p> <p>(e) 第九四・〇五項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品</p> <p>(f) 第九五類の<u>がん具</u>、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。）</p> <p>(g) 同上</p> <p>号注 2 5 同上</p> <p>1 同上</p>
<p>ガラスのくず及び塊</p> <p>同上</p>	
<p>ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>

七〇二一・一〇 ～	ものに限る。）			
七〇二一・九〇	(省略)			
七〇・二三 ～	(省略)			
七〇・一八	ガラス繊維(グラスウールを含む。) 及びその製品(例えば、 ガラス繊維の糸、ロービング及 び織物)			
七〇・一九	スライバー、ロービング、糸 及びチョップドストランド並 びにこれらから成るマット チョップドストランド(長 さが五〇ミリメートル以下 のものに限る。)			
七〇一九・一一	ロービング			
七〇一九・一二	その他の糸及びスライバー			
七〇一九・一三	機械的に結合したマット			
七〇一九・一四	化学的に結合したマット			
七〇一九・一五	その他のもの			
七〇一九・一九		無税	無税	無税
七〇二一・一〇 ～				
七〇二一・九〇	同上			
七〇・二三 ～	同上			
七〇・一八	ガラス繊維(グラスウールを含む。) 及びその製品(例えば、 ガラス繊維の糸及び織物)			
七〇・一九	スライバー、ロービング、糸 及びチョップドストランド チョップドストランド(長 さが五〇ミリメートル以下 のものに限る。)			
七〇一九・一一	ロービング			
七〇一九・一二	その他のもの			
七〇一九・一九	薄いシート(ポイル)、ウエ ブ、マット、マツトレス、ボ ードその他これらに類する織 つてない物品			
七〇一九・三二	薄いシート(ポイル)			
七〇一九・三一	マット			
七〇一九・三二		無税	無税	無税

七〇一九・六五	七〇一九・六四	七〇一九・六三	七〇一九・六二	七〇一九・六一
---------	---------	---------	---------	---------

七〇一九・六五	七〇一九・六四	七〇一九・六三	七〇一九・六二	七〇一九・六一
目の粗い織物（幅が三〇センチメートル以下のものに	塗布したものと及び積層したものに限る。）	糸から成る目の細かい織物（平織りのもの及び積層したものを除く。）	糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したものと及び積層したものを除く。）	機械的に結合した織物類 ロービング製の目の細かい織物 ロービング製のその他の織物類

無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	----	----

七〇一九・五九	七〇一九・五二	七〇一九・五一	七〇一九・四〇	七〇一九・三九
---------	---------	---------	---------	---------

七〇一九・五九	七〇一九・五二	七〇一九・五一	七〇一九・四〇	七〇一九・三九
その他のもの	その他の織物	幅が三〇センチメートル以下のもの	幅が三〇センチメートルを超えるもの（重量が一平方メートルにつき二五〇グラム未満の平織りのもので、単糸が一三六テックス以下の長繊維製のものに限る。）	その他のもの ロービング製の織物 その他の織物

無税	無税	無税	無税	無税
----	----	----	----	----

七〇一九・六六	限る。)	無税
七〇一九・六九	その他のもの	無税
七〇一九・七一	化学的に結合した織物類	無税
七〇一九・七二	ベール(薄いシート)	無税
七〇一九・七三	その他の目の細かい織物類	無税
七〇一九・八〇	その他の目の粗い織物類	無税
七〇一九・九〇	グラスウール及びその製品	無税
(省略)	その他のもの	無税
(省略)	(省略)	(省略)
七一・〇四	(省略)	(省略)
七一・〇四・一〇	合成又は再生の貴石及び半貴石 (加工してあるかないか又は格 付けしてあるかないかを問わな いものとし、糸通しし又は取り 付けたものを除く。ただし、格 付けしてない合成又は再生の貴 石又は半貴石を輸送のために一 時的に糸に通したものを含む。)	無税
七一・〇四・二一	その他のもの(加工してない もの、単にひいたもの及び粗 く形作つたものに限る。)	無税
ダイヤモンド		無税

七〇一九・九〇	同上	同上
同上	同上	同上
同上	その他のもの	無税
同上		同上
同上		同上
七一・〇四	同上	同上
七一・〇四・一〇	同上	同上
七一・〇四・二〇	その他のもの(加工してない もの、単にひいたもの及び粗 く形作つたものに限る。)	無税

<p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (i) (省 略)</p> <p>(k) 第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）</p> <p>(l) (n) (省 略)</p> <p>2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第</p>	<p>第一五部 卑金属及びその製品</p>	<p>七二〇四・二九</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p>
	<p>七二〇四・九一</p> <p>ダイヤモンド</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p>	
	<p>七二〇四・九九</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p>	
<p>七二〇五</p> <p>（省 略）</p>	<p>貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含むもの（第八五・四九項の物品を除く。）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>七二〇一</p> <p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>七二〇二</p> <p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>七二〇三</p> <p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>七二〇四</p> <p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p>七二〇五</p> <p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (i) 同上</p> <p>(k) 第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）</p> <p>(l) (n) 同上</p> <p>2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第</p>	<p>第一五部 卑金属及びその製品</p>	<p>七二〇四・九〇</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p>
	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
	<p>七二〇五</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>七二〇一</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>七二〇二</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>七二〇三</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>七二〇四</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>七二〇五</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第九〇・二二項参照）を除く。）

(b) (省 略)

(c) 第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇八項又は第八三・一〇項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の縁及び鏡

第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八二類まで（第七三・一五項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。

第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。

3 3 7 (省 略)

8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「くず」とは、次のものをいう。

(i) 全ての金属くず

(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品

(b) (省 略)

9 第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円

七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品

(b) 同 上

(c) 第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇八項又は第八三・一〇項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の縁及び鏡

第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八二類まで（第七三・一五項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。

第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。

3 3 7 同 上

8 同 上

(a) 「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。

(b) 同 上

形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の圆弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、第七四類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の

相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び變形した長方形を含む。)のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(變形した長方形を含む。))のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成る變形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。))のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形(正方形を含む。))以外のもの(大きさを問わない。))で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びびくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。))であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。))、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。))、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、

<p>全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>第七四類 銅及びその製品</p>	<p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (c) (省 略)</p>
--	--------------	--------------	--------------	---------------------	---

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>第七四類 銅及びその製品</p>	<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (c) 同上</p> <p>(d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p> <p>もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材</p>
-----------	-----------	-----------	-----------	---------------------	--

、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の塊とみなす。

(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(g) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七四・〇三項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る

七四一九・二〇 (省略)	七四・一九 (省略)	(省略)	1 号注 (省略)
鑄造、型打ち又は鍛造をした	(省略)	(省略)	

七四一九・一〇 同上	七四・一九 同上	同上 無税	1 号注 同上 変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。 長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの 長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの 第七四・〇九項又は第七四・一〇項の板、シート、ストリップ及びびくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 (h) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。
---------------	-------------	----------	---

第七五類 ニッケル及びその製品	七四一九・八〇	もの（更に加工したものを除く。） その他のもの	無税
			無税

第七五類 ニッケル及びその製品	七四一九・九九	その他のもの 铸造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。） その他のもの	無税
			無税

1 | 注

この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、铸造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シ

ート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七五・〇二項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

(省略)	(省略)	(省略)	<p>号注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 第七五〇八・一〇号において線には、<u>第一五部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</u></p>
------	------	------	---

同上	同上	同上	<p>第七五・〇六項の板、シート、ストリップ及びびくには、<u>模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 同上</p> <p>2 第七五〇八・一〇号において線には、<u>この類の注1(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</u></p>
<p>第七六類 アルミニウム及びその製品</p> <p>1 注 </p> <p>この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p>			<p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造</p>

製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全

長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七六・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七六・〇六項又は第七六・〇七項の板、シート、ストリップ及びびくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のもの

<p>号注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第七六一六・九一号において線には、第一五部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>	(省 略)	(省 略)	(省 略)	<p>第七八類 鉛及びその製品</p>
---	-------	-------	-------	---------------------

<p>に^レ限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 同 上</p> <p>2 第七六一六・九一号において線には、この類の注1(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>	同 上	同 上	同 上	<p>1 注</p> <p>この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p>
---	-----	-----	-----	---

(b) 「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び變形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（變形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七八・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成る變形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分

第七九類 亜鉛及びその製品	(省略)	1 号注 (省略)
	(省略)	
	(省略)	

第七九類 亜鉛及びその製品	同上	1 号注 同上	<p>の以下のもの</p> <p>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p>第七八・〇四項の板、シート、ストリップ及びびくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p>
	同上		
	同上		

1 | 注 |

この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円

形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の圆弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものを限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相對する辺が凸の圆弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形

した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第七九・〇一項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

第七九・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ

号注	1 (省略)	(省略)	第八〇類 すず及びその製品	(省略)
----	-----------	------	------------------	------

号注	1 同上	同上	第八〇類 すず及びその製品	同上
注	1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相對する辺が凸の円弧で、他の相對する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。	(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有	、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第八〇・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円

八二・〇四	（省 略）	二	その他のもの	（省 略）	五・八%
八一・〇五	（省 略）			（省 略）	
八一・〇六	ビスマス及びその製品（くずを含む。）			（省 略）	
八一・〇六・一〇	ビスマスの含有量が全重量の九九・九九%を超えるもの			四・一%	
八一・〇六・九〇	その他のもの			四・一%	
八一・〇八	（省 略）			（省 略）	
八一・〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）			（省 略）	
八一・〇九・二一	ジルコニウムの塊及び粉				
八一・〇九・二二	hafニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの				
八一・〇九・二九	その他のもの			無税	
八一・〇九・三一	くず			無税	
八一・〇九・三二	hafニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの				
八一・〇九・三九	その他のもの			無税	
八一・〇四	同上				
八一・〇五	同上				
八一・〇六	ビスマス及びその製品（くずを含む。）			四・一%	
八一・〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）				
八一・〇七・二〇	カドミウムの塊及び粉			四・一%	
八一・〇七・三〇	くず			四・一%	
八一・〇七・九〇	その他のもの			五・二%	
八一・〇八	同上			同上	
八一・〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）				
八一・〇九・二〇	ジルコニウムの塊及び粉			無税	
八一・〇九・三〇	くず			無税	
八一・〇九・九〇	その他のもの			無税	

八二〇九・九一	ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの								
八二〇九・九九	その他のもの								
八一・一〇	(省 略)								
八一・一一	(省 略)								
八一・一二	ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ(くずを含む。)並びにこれらの製品(くずを含む。)								
八一・一二・一一	(省 略)								
八一・一二・一二	(省 略)								
八一・一二・一九	クロム								
八一・一二・二一	(省 略)								
八一・一二・二二	(省 略)								
八一・一二・二九	その他のもの ハフニウム								
八一・一二・三一	塊、くず及び粉								
八一・一二・三九	その他のもの レニウム								
八一・一二・四一	塊、くず及び粉								
八一・一二・四九	その他のもの タリウム								
		五・二%	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	無税	無税
		五・二%	無税	無税					
		五・二%	無税	無税					
		五・二%	無税	無税					
八一・一一〇	同上								
八一・一一一	同上								
八一・一二二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれらの製品(くずを含む。)								
八一・一二二・一九	同上								
八一・一二二・二一	同上								
八一・一二二・二二	同上								
八一・一二二・二九	その他のもの								
		五・二%	同上	同上	同上	同上			
		五・二%	同上	同上	同上				
		五・二%	同上	同上	同上				
		五・二%	同上	同上	同上				

<p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 機械の部分品(第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所屬を決定する。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の</p>	<p>第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>(省 略)</p> <p>八二二・五一</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>八二二・五二</p> <p>(省 略)</p>	<p>八二二・五九</p> <p>カドミウム</p> <p>その他のもの</p> <p>くず</p> <p>その他のもの</p> <p>一 塊及び粉</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>八二二・六一</p> <p>(省 略)</p> <p>八二二・六九</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>五・二%</p> <p>四・一%</p> <p>四・一%</p> <p>四・一%</p> <p>五・二%</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	

<p>注</p> <p>1 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>(a) 同 上</p> <p>(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械(第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。)に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の</p>	<p>第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>同 上</p> <p>八二二・九二</p> <p>八二二・九九</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>八二二・五一</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>八二二・五二</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>八二二・五九</p> <p>その他のもの</p> <p>五・二%</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>	

項又は第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項若しくは第八五・三八項のうち該当する項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属し、第八五・二四項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第八五・二九項に属する。

(c) (省 略)

3 5 (省 略)

6 (A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。

(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの

(ii) 輸送、積み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの

(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第八五・四九項に属する。

(C) この部には、第三八類の注4の都市廃棄物を含まない。

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

1 注 (省 略)

2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11

項又は第八四・〇九項、第八四・三一項、第八四・四八項、第八四・六六項、第八四・七三項、第八五・〇三項、第八五・二二項、第八五・二九項若しくは第八五・三八項のうち該当する項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属する。

(c) 同 上

3 5 同 上

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

1 注 同 上

2 第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項に該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及

の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。

(A) 第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(i) 発芽用機器、ふ卵器及び育苗すう器（第八四・三六項参照）

(ii) 穀物給湿機（第八四・三七項参照）

(iii) 糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）

(iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）

(v) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

(B) 第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第八四・五二項参照）

(ii) 第八四・七二項の事務用機器

(C) 第八四・二四項には、次の物品を含まない。

(i) インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）

(ii) ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）

3・4 (省 略)

5 | 第八四・六二項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。

6 | (A) (C) (省 略)

(D) 6 (C) の条件を満たす場合であつても、第八四・七一項に

びこの類の注9の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育苗すう器（第八四・三六項参照）

(b) 穀物給湿機（第八四・三七項参照）

(c) 糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）

(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）

(e) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(a) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第八四・五二項参照）

(b) 第八四・七二項の事務用機器

また、第八四・二四項には、次の物品を含まない。

(a) インクジェット方式の印刷機（第八四・四三項参照）

(b) ウォータージェット切断機械（第八四・五六項参照）

3・4 同 上

5 | (A) (C) (省 略)

(D) 5 (C) の条件を満たす場合であつても、第八四・七一項に

は、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i) (v) (省 略)

(E) (省 略)

7| (省 略)

8| 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。

主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

9| (省 略)

10| 第八四・八五項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。

この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

11| (A) 第八五類の注12(a)及び(b)は、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。

(B)・(C) (省 略)

(D) 第一六部の注1及び第八四類の注1のものを除くほか、

は、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i) (v) 同 上

(E) 同 上

6| 同 上

7| 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。

主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

8| 同 上

9| (A) 第八五類の注9(a)及び(b)は、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第八四・八六項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。

(B)・(C) 同 上

(D) 第一六部の注1及び第八四類の注1のものを除くほか、

<p>八四一四・一〇 ～ 八四一四・六〇 八四一四・七〇 八四一四・八〇 八四一四・九〇</p>	<p>(省 略)</p>	<p>第八四・八六項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>号注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第八四七一・四九号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第八四類の注6(c)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキヤナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。</p> <p>3・4 (省 略)</p>
<p>(省 略)</p> <p>密閉形の生物学的安全キャビネット</p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>

<p>八四一四・一〇 ～ 八四一四・六〇 八四一四・八〇 八四一四・九〇</p>	<p>同上</p> <p>八四・一四</p>	<p>第八四・八六項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>号注</p> <p>1 同上</p> <p>2 第八四七一・四九号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第八四類の注5(c)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置(例えば、キーボード及びスキヤナー)及び一の出力装置(例えば、ディスプレイ及びプリンター)から成るものをいう。</p> <p>3・4 同上</p>
<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

八四・一五 ～ 八四・一七 八四・一八	(省 略)	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	(省 略)
八四一八・一〇	冷蔵冷凍庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたもの） 有するものに限る。）	冷蔵冷凍庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたもの） 有するものに限る。）	無税
八四一八・二一 ～ 八四一八・九九 八四・一九	(省 略)	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電	(省 略)
八四・一五 ～ 八四・一七 八四・一八	同上	同上	同上
八四一八・一〇	同上	冷蔵冷凍庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	同上
八四一八・二一 ～ 八四一八・九九 八四・一九	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

八四一九・一一	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)	(省 略)	同上	同上
八四一九・一二	太陽熱温水器	無税	同上	同上
八四一九・一九	(省 略)	(省 略)	同上	同上
八四一九・二〇	(省 略)	(省 略)	同上	同上
八四一九・三三	乾燥機	無税	同上	同上
八四一九・三四	凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器	無税	同上	同上
八四一九・三五	その他のもの(農産物用のものに限る。)	無税	農産物用のもの	無税
八四一九・三九	その他のもの(木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。)	無税	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	無税
八四一九・九〇	(省 略)	(省 略)	同上	同上
八四・二〇	(省 略)	(省 略)	同上	同上
八四・二一	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。) 並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	(省 略)	同上	同上
八四二一・一一	(省 略)	(省 略)	同上	同上
八四二一・二九	(省 略)	(省 略)	同上	同上
八四二一・三一	気体のろ過機及び清浄機	(省 略)	同上	同上

八四二二・三二	内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない)	無税	
八四二二・三九	(省 略)	(省 略)	
八四二二・九九	(省 略)	(省 略)	
八四・二二	(省 略)	(省 略)	
八四・二七	(省 略)	(省 略)	
八四・二八	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)	(省 略)	
八四二八・一〇	(省 略)	(省 略)	
八四二八・六〇	(省 略)	(省 略)	
八四二八・七〇	産業用ロボット	無税	
八四二八・九〇	(省 略)	(省 略)	
八四・二九	(省 略)	(省 略)	
八四・三七	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用)	(省 略)	
八四・三八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用)	(省 略)	
八四二二・三九	同上	同上	同上
八四二二・九九	同上	同上	同上
八四・二二	同上	同上	同上
八四・二七	同上	同上	同上
八四・二八	同上	同上	同上
八四二八・一〇	同上	同上	同上
八四二八・六〇	同上	同上	同上
八四二八・九〇	同上	同上	同上
八四・二九	同上	同上	同上
八四・三七	同上	同上	同上
八四・三八	同上	同上	同上

八四六二・一一	<p>八四三八・一〇 ～ 八四三八・九〇 八四・三九 ～ 八四・六一 八四・六二</p>	<p>又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）</p> <p>熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー</p> <p>密閉型鍛造機</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>無税</p>
八四六二・一〇	<p>八四三八・一〇 ～ 八四三八・九〇 八四・三九 ～ 八四・六一 八四・六二</p>	<p>及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>鍛造機、ハンマー、ダイスタンプングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）</p> <p>鍛造機及びダイスタンプングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>無税</p>

八四六二・一九	その他のもの	無税
八四六二・二二	ベンディングマシン、フォー ルディングマシン、ストレ ートニングマシン及びフラット ニングマシン（プレスブレ ー キを含む。）（圧延製品用 のものに限る。）	無税
八四六二・二三		無税
八四六二・二四	形状成形機	無税
八四六二・二五	数値制御式のプレスブ レ ー	無税
八四六二・二六	数値制御式のパネルベン ダ ー	無税
八四六二・二九	数値制御式のロール成形機 その他の数値制御式のベン ディングマシン、フォール ディングマシン、ストレー トニングマシン及びフラッ トニングマシン その他のもの	無税 無税
八四六二・三二	スリッター機、切断機及びそ の他の剪断機（パンチング機 能及び剪断機能を組み合わせ た機械並びにプレスを除く。 ）（圧延製品用のものに限る 。）	無税
八四六二・三三	スリッター機及び切断機 数値制御式の剪断機	無税 無税
八四六二・二二	数値制御式のもの	無税
八四六二・二九	その他のもの	無税
八四六二・三一	数値制御式のもの	無税

八四六二・三九	その他のもの パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。） （圧延製品用のものに限る。）	無税	八四六二・三九	その他のもの パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	無税
八四六二・四二 八四六二・四九	数値制御式のもの その他のもの 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）	無税 無税	八四六二・四一 八四六二・四九	数値制御式のもの その他のもの	無税 無税
八四六二・五一 八四六二・五九	数値制御式のもの その他のもの 冷間金属加工プレス	無税 無税			
八四六二・六一 八四六二・六二 八四六二・六三 八四六二・六九 八四六二・九〇	液圧プレス 機械プレス サーボプレス その他のもの その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税			
八四・六三 ～ 八四・七八 八四・七九	（省略） 機械類（固有の機能を有するものに限り、この類の他	（省略）	八四・六三 ～ 八四・七八 八四・七九	同 同上	同上

八四七九・一〇	の項に該当するものを除く。）	(省 略)	(省 略)	八四七九・一〇	同上	同上
八四七九・二〇	動物性油脂、植物性油脂又は	(省 略)	(省 略)	八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽	同上
	微生物性油脂の抽出用又は調	(省 略)	(省 略)		出用又は調製用の機械	同上
	製用の機械	(省 略)	無税			同上
八四七九・三〇		(省 略)	(省 略)	八四七九・三〇	同上	同上
~		(省 略)	(省 略)	~	同上	同上
八四七九・七九	その他の機械類	(省 略)	(省 略)	八四七九・七九	同上	同上
八四七九・八一		(省 略)	(省 略)	八四七九・八一	同上	同上
八四七九・八二		(省 略)	(省 略)	八四七九・八二	同上	同上
八四七九・八三	冷間静水圧プレス	(省 略)	無税	八四七九・八三	同上	同上
八四七九・八九		(省 略)	(省 略)	八四七九・八九	同上	同上
八四七九・九〇		(省 略)	(省 略)	八四七九・九〇	同上	同上
八四・八〇		(省 略)	(省 略)	八四・八〇	同上	同上
八四・八一		(省 略)	(省 略)	八四・八一	同上	同上
八四・八二	玉軸受及びびころ軸受	(省 略)	(省 略)	八四・八二	同上	同上
八四八二・一〇		(省 略)	(省 略)	八四八二・一〇	同上	同上
~		(省 略)	(省 略)	~	同上	同上
八四八二・三〇	針状ころ軸受（保持器と針状	(省 略)	(省 略)	八四八二・三〇	針状ころ軸受	同上
八四八二・四〇	ころを組み合わせたものを含	(省 略)	(省 略)	八四八二・四〇		同上
	む。）	(省 略)	無税			同上
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受（保持	(省 略)	(省 略)	八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	同上
	器とところを組み合わせたもの	(省 略)	無税			同上
	を含む。）	(省 略)	無税			同上
八四八二・八〇		(省 略)	(省 略)	八四八二・八〇	同上	同上
~		(省 略)	(省 略)	~	同上	同上

八四八二・九九 八四・八三 八四・八四 八四・八五 八四八五・一〇 八四八五・二〇 八四八五・三〇	積層造形用の機械 メタルデポジット方式によるもの プラスチックデポジット方式 又はラバーデポジット方式によるもの プラスチックデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの その他のもの 部分品	(省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略)
八四八六・一〇 ~ 八四八六・三〇 八四八六・四〇 八四八六・九〇 (省 略)	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注11(c)の機器並びに部分品及び附属品 (省 略) 第八四類の注11(c)の機器 (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略) (省 略)

八四八二・九九 八四・八三 八四・八四	同上 同上	同上 同上	同上 同上
八四八六・一〇 ~ 八四八六・三〇 八四八六・四〇 八四八六・九〇 同上	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注9(c)の機器並びに部分品及び附属品 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上

第八五類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 5 4 (省略)

5 | 第八五・一七項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。

6 | (省略)

7 | 第八五・二四項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器（他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第八五・二四項には、映像信号を変換する要素（例えば、スケーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ）や他の項の物

第八五類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 5 4 同上

5 | 同上

品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第八五・二四項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

8| (省 略)

9| (省 略)

10| (省 略)

11| 第八五・三九項において「発光ダイオード (LED) 光源

」には、次の物品を含む。

(a)| 「発光ダイオード (LED) モジュール」

発光ダイオード (LED) モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード (LED) による電気的な光源であり、他の構成部品 (例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品) を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第八五・三六項若しくは第八五・四二項の物品を有する。発光ダイオード (LED) モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b)| 「発光ダイオード (LED) ランプ」

発光ダイオード (LED) ランプは、一以上の発光ダイオード (LED) モジュールを含む電気的な光源であり、他の構成部品 (例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品) を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード (LED) モジュールと区別される。

12| 第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意

8| 7| 6|
同 同 同
上 上 上

9|
同
上

義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) (i)

「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えていないか）を問わない。）を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)

「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。

(2)

「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、

(a)

「ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

光、放射能、湿度、フロロ、化学物質濃度等の現象に
関連するものをいう。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は
表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体
から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によ
つて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気
信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の
内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機
械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換す
る機能を有するものをいう。

(5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部
又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構
造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の
物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機
械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体
デバイスをいう。

(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部
又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構
造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存す
るあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振
動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード(LED)」とは、電気エネルギー
を可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材を
もととした半導体デバイス(互いに電氣的に結合してい
るかいないか又は保護ダイオードと接続しているかいな
いかを問わない。)をいう。第八五・四一項の発光ダイ
オード(LED)は、電源供給又は電源制御用の素子を

自蔵していない。

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i) (iii) (省 略)

(iv) マルチコンポーネント集積回路(MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント(シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベーストランジスター若しくはこれらを組み合わせたもの、第五・三二項、第八五・三三項若しくは第八五・四一項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第八五・〇四項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 (省 略)

3 (a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロロ、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(b) 同上

(i) (iii) 同上

(iv) 同上

1・2 同上

3 (a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロロ、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b)～(d) (省略)

この注12の物品の所属の決定に当たっては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、第八五・二三項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

号注

1| 第八五二五・八一号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が一マイクロ秒当たり〇・五ミリメートルを超えること。

時間分解能が五〇ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒二二五、〇〇〇フレームを超えること。

2| 第八五二五・八二号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で五〇、〇〇〇グレイ(五、〇〇〇、〇〇〇ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3| 第八五二五・八三号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換によ

(b)～(d) 同上

この注9の物品の所属の決定に当たっては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、第八五・二三項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

号注

10| 第八五・四八項において「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、分解、消耗その他の理由により本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

八五〇一・七二	八五〇一・七一	八五〇一・六四	八五〇一・六三	八五〇一・六一	八五〇一・五三	八五〇一・三一	八五〇一・二〇	八五〇一・一〇	八五〇一・〇	<p>4 (主として第八五二五・八九号参照) を含まない。 (省 略)</p> <p>5 第八五四九・一一号から第八五四九・一九号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。</p>
出力が五〇ワットを超えるもの	出力が五〇ワット以下のもの	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの 直流光発電機	(省 略)	(省 略)	交流発電機（光発電機を除く。）	(省 略)	その他の直流電動機及び直流発電機（光発電機を除く。）	(省 略)	その他の直流電動機及び直流発電機を除く。）	電動機及び発電機（原動機とセツトにした発電機を除く。）
無税	無税	無税	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)

八五〇一・六四	八五〇一・六三	八五〇一・六一	八五〇一・五三	八五〇一・三一	八五〇一・二〇	八五〇一・一〇	八五〇一・〇	同上
出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	同上	同上	交流発電機	同上	同上	同上	同上	同上
無税	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

八五〇一・八〇	交流光発電機	無税				
八五・〇二	(省略)	(省略)				
八五・〇六	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	(省略)	同上	同上		
八五・〇七						
八五〇七・一〇	(省略)	(省略)				
八五〇七・三〇	(省略)	(省略)				
八五〇七・五〇	(省略)	(省略)				
八五〇七・九〇	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	(省略)	同上	同上		
八五・〇八						
八五・一三	(省略)	(省略)				
八五・一四	(省略)	(省略)				
八五一四・一一	抵抗加熱炉	無税	同上	無税		
八五一四・一九					熱間静水圧プレス	無税
八五一四・二〇						
八五〇二						
八五・〇六						
八五・〇七						
八五〇七・一〇						
八五〇七・三〇						
八五〇七・四〇	ニッケル・鉄蓄電池	無税	同上	同上		
八五〇七・五〇						
八五〇七・九〇						
八五・〇八						
八五・一三						
八五・一四						
八五一四・一〇	抵抗加熱炉	無税				
八五一四・二〇						
同上						
同上						

八五二七・二一	(省 略)	その他の炉 電子ビーム炉 プラズマアーク炉及び真空 アーク炉 その他のもの	無税 無税 無税	八五二四・三一 八五二四・三二 八五二四・三九 八五二四・四〇 八五二四・九〇 八五・一五 八五・一六 八五・一七
八五二七・二一	(省 略)	電話機(スマートフォン及び携 帯回線網用その他の無線回 線網用)その他の電話を含む。 (第八四・四三項、第八五・ 二五項、第八五・二七項及び第 八五・二八項の送受信機器を除 く。)	無税	八五二四・三〇 八五二四・四〇 八五・一五 八五・一六 八五・一七
八五二七・二一	同上	電話機(携帯回線網用その他 の無線回線網用)電話を含む。 (第八四・四三項、第八五・ 二五項、第八五・二七項及び第 八五・二八項の送受信機器を 除く。)	無税	同上 同上 同上 同上
同上	同上		同上	

八五・二四	八五・二三 ～	八五・二二 ～	八五・一九・八一 八五・一九・八九	八五・一九・二〇 八五・一九・三〇	八五・一八 八五・一九	八五・一七・七九	八五・一七・七〇	八五・一七・六九 ～	八五・一七・六一 ～	八五・一七・一八	八五・一七・一四	八五・一七・一三
フラットパネルディスプレイモジュール(タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	音声の記録用又は再生用の機器	その他のもの	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	部分品	携帯回線網用その他の無線回線網用その他の電話	スマートフォン	無税
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	無税
八五・二三 ～	八五・二二 ～	八五・一九・八一 八五・一九・八九	八五・一九・二〇 八五・一九・三〇	八五・一八 八五・一九	八五・一七・七〇	八五・一七・六九 ～	八五・一七・六一 ～	八五・一七・一八	八五・一七・一四	八五・一七・一三		
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	部分品	同上	同上	同上	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話
同上	同上	同上	留守番電話装置	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	無税
同上	同上	同上	無税	同上	同上	同上	同上	無税	同上	同上	同上	無税

八五二四・一一	ドライバ又は制御回路を有しないもの		
八五二四・一二	液晶のもの		
八五二四・一九	有機発光ダイオード（OLED）のもの		
八五二四・一九	その他のもの		
八五二四・九一	液晶のもの		
八五二四・九二	有機発光ダイオード（OLED）のもの		
八五二四・九九	その他のもの		
八五・二五	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
八五二五・五〇	（省 略）	（省 略）	無税
八五二五・六〇	（省 略）	（省 略）	無税
八五二五・八一	この類の号注1の高速度の物品		無税
八五二五・八二	その他のもの（この類の号注2の耐放射線性の物品に限る。）		無税
八五・二五	同上		
八五二五・五〇	同上		同上
八五二五・六〇	同上		同上
八五二五・八〇	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		無税

八五二五・八三	その他のもの（この類の号注3の暗視用の物品に限る。）	無税
八五二五・八九 八五・二六 ～	その他のもの （省略）	無税
八五・二八 八五・二九	第八五・二四項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	（省略）
八五二九・一〇 八五二九・九〇 八五・三〇 ～	（省略） （省略） （省略） （省略）	（省略） （省略） （省略） （省略）
八五・三八 八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）光源	（省略）
八五三九・一〇 ～ 八五三九・四九	（省略） （省略） （省略）	（省略） （省略） （省略）
八五三九・五一	発光ダイオード（LED）光源 モジュール	無税
八五三九・五二	発光ダイオード（LED）	無税
八五・二六 ～ 八五・二八 八五・二九	同上 同上 第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	同上 同上 同上
八五二九・一〇 八五二九・九〇 八五・三〇 ～ 八五・三八 八五・三九	同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上
八五三九・一〇 ～ 八五三九・四九 八五三九・五〇	同上 同上 同上 発光ダイオード（LED）ランプ	同上 同上 同上 無税

八五三九・九〇	（省 略）	ランプ	無税	八五三九・九〇	同上	同上
八五・四〇	（省 略）	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスタ）及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）	（省 略）	八五・四〇	同上	同上
八五・四一	（省 略）		（省 略）	八五・四一	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）及び圧電結晶素子	同上
八五四一・一〇	（省 略）	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）	（省 略）	八五四一・一〇	同上	同上
八五四一・三〇	（省 略）		（省 略）	（省 略）	八五四一・三〇	同上
八五四一・四一	無税	発光ダイオード（LED）	無税	八五四一・四一	同上	同上
八五四一・四二	無税	光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）	無税	八五四一・四二	同上	同上
八五四一・四三	無税	光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）	無税	八五四一・四三	同上	同上
八五四一・四九	無税	その他のもの	無税	八五四一・四九	同上	同上

八五四一・五一	その他の半導体デバイス	無税
八五四一・五九	半導体ベースの変換器	無税
八五四一・六〇	その他のもの	無税
八五四一・九〇	(省 略)	(省 略)
八五・四二	(省 略)	(省 略)
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに 限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	(省 略)
八五四三・一〇	(省 略)	(省 略)
八五四三・三〇	(省 略)	(省 略)
八五四三・四〇	電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具	無税
八五四三・七〇	(省 略)	(省 略)
八五四三・九〇	(省 略)	(省 略)
八五・四四	(省 略)	(省 略)
八五・四七	(省 略)	(省 略)
八五・四八	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四八・〇〇	蓄電池	無税
八五四一・五〇	その他の半導体デバイス	無税
八五四一・六〇	同上	同上
八五四一・九〇	同上	同上
八五・四二	同上	同上
八五・四三	同上	同上
八五四三・一〇	同上	同上
八五四三・三〇	同上	同上
八五四三・七〇	同上	同上
八五四三・九〇	同上	同上
八五・四四	同上	同上
八五・四七	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	同上
八五・四八	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	無税

八五・四九

電気電子機器のくず

一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池

八五四九・一一

鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池

八五四九・一二

その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）

八五四九・一三

化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）

八五四九・一四

分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）

八五四九・一九

その他のもの
主として貴金属の回収に使用する種類のもの

八五四九・二一

一次電池、蓄電池、水銀スリッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの
その他のもの

八五四九・二九

無税
無税

無税
無税

無税

無税

無税

八五四八・九〇

その他のもの

無税

<p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。</p> <p>(a) (ij) (省略)</p>	<p>第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p>八五四九・三二一</p> <p>八五四九・三九</p> <p>八五四九・九一</p> <p>八五四九・九九</p> <p>その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板</p> <p>一次電池、蓄電池、水銀ス イッチ、陰極線管由来のガ ラスその他の活性化ガラス 又はカドミウム、水銀、鉛 若しくはポリ塩化ビフェニ ル（PCB）を含有する電 気電子機器部品を含むもの その他のもの</p> <p>無税 無税</p> <p>無税 無税</p> <p>一次電池、蓄電池、水銀ス イッチ、陰極線管由来のガ ラスその他の活性化ガラス 又はカドミウム、水銀、鉛 若しくはポリ塩化ビフェニ ル（PCB）を含有する電 気電子機器部品を含むもの その他のもの</p> <p>無税 無税</p>
---	---

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>2 同上</p> <p>(a) (ij) 同上</p>	<p>第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p>
---	--------------------------------

<p>(k) 第九四・〇五項の照明器具</p> <p>(1) (省略)</p> <p>3 5 (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p>	<p>注</p> <p>1 4 (省略)</p> <p>号注</p> <p>1 第八七〇八・二二号には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）</p> <p>(b) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）</p> <p>ただし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。</p>	<p>八七・〇一</p> <p>八七〇一・一〇</p> <p>八七〇一・二一</p> <p>トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>セミトレーラー用の道路走行用トラクター</p> <p>ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジンのみを搭載したもの</p>	<p>(省略)</p> <p>無税</p>
---	-------------	--	--	--	-----------------------

<p>(k) 第九四・〇五項のランプその他の照明器具</p> <p>(1) 同上</p> <p>3 5 同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p>	<p>注</p> <p>1 4 同上</p>	<p>八七・〇一</p> <p>八七〇一・一〇</p> <p>八七〇一・二〇</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>セミトレーラー用の道路走行用トラクター</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>無税</p>
--	-----------	--	------------------------	---	-------------------------------

八七〇三・一〇	のとし、第八七・〇二項のものを除く。） 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両 その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）	無税
八七〇三・二一 ～ 八七〇三・二四	(省略) その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）	(省略)
八七〇三・三一 ～ 八七〇三・三三 八七〇三・四〇	(省略) その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	(省略)
八七〇三・五〇	その他の車両（駆動原動機と	無税
八七〇三・一〇	同上	同上
八七〇三・二一 ～ 八七〇三・二四	同上 その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）	同上
八七〇三・三一 ～ 八七〇三・三三 八七〇三・四〇	同上 その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	同上
八七〇三・五〇	その他の車両（駆動原動機と	同上

八七〇三・六〇	してピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続することにより充電することができないものを除く。)	無税	八七〇三・六〇	してピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限り、外部電源に接続することにより充電することができないものを除く。)	同
八七〇三・七〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができないものを除く。)	無税	八七〇三・七〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができないものを除く。)	同
八七〇三・八〇	(省略)	(省略)	八七〇三・八〇	同上	同上
八七〇三・九〇	(省略)	(省略)	八七〇三・九〇	同上	同上
八七〇四・一〇	貨物自動車	無税	八七〇四・一〇	同上	同上
(省略)	その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼル	(省略)	八七〇四・一〇	その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼル	同上

八七〇四・二二 ～ 八七〇四・二三	(省 略)	エンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。)	(省 略)
八七〇四・三一 八七〇四・三二	(省 略)	その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。)	(省 略)
八七〇四・四一	無税	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八七〇四・四二	無税	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの	無税
八七〇四・四三	無税	車両総重量が二〇トンを超えるもの	無税
	無税	その他のもの(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限る。)	無税
八七〇四・二二 ～ 八七〇四・二三	同上	エンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに限る。)	同上
八七〇四・三一 八七〇四・三二	同上	その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。)	同上
	同上	車両総重量が五トンを超えるもの	無税

八七〇四・五一	車両総重量が五トン以下のもの	無税					
八七〇四・五二	車両総重量が五トンを超えるもの	無税					
八七〇四・六〇	その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）	無税					
八七〇四・九〇	(省略)	(省略)	無税				
八七〇五							
～	(省略)	(省略)	無税				
八七〇七							
八七〇八	部分品及び附属品（第八七〇一項から第八七〇五項までの自動車のものに限る。）						
八七〇八・一〇	(省略)	(省略)					
八七〇八・二一	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品						
八七〇八・二二	(省略)	(省略)					
八七〇八・二九	この類の号注1のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓	無税					
～	(省略)	(省略)					
八七〇八・九九	(省略)	(省略)					
八七〇九	(省略)	(省略)					
八七一一〇	(省略)	(省略)					
八七一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付き						

八七〇四・九〇	同上	同上					
八七〇五	同上	同上					
～	同上	同上					
八七〇七	同上	同上					
八七〇八	同上	同上					
八七〇八・一〇	同上	同上					
八七〇八・二一	同上	同上					
八七〇八・二九	同上	同上					
～	同上	同上					
八七〇八・九九	同上	同上					
八七〇九	同上	同上					
八七一一〇	同上	同上					
八七一	同上	同上					

八七〇四・九〇	同上	同上					
八七〇五	同上	同上					
～	同上	同上					
八七〇七	同上	同上					
八七〇八	同上	同上					
八七〇八・一〇	同上	同上					
八七〇八・二一	同上	同上					
八七〇八・二九	同上	同上					
～	同上	同上					
八七〇八・九九	同上	同上					
八七〇九	同上	同上					
八七一一〇	同上	同上					
八七一	同上	同上					

八七二一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税	八七二一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	同上
八七二一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税	八七二一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	同上
八七二一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税	八七二一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	同上
八七二一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	無税	八七二一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	同上
八七二一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関付きのもの	無税	八七二一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	同上
八七二一・六〇	(省 略)	(省 略)	八七二一・六〇	同上	同上

八七一一・九〇〇 (省 略)	(省 略)	(省 略)
第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	注 1 この類において、「無人航空機」とは、第八八・〇一項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したものは恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を發揮可能なその他の装置を装備したものを含む。	ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第九五・〇三項参照)。
2 第八八〇六・二一号から第八八〇六・二四号まで及び第八八〇六・九一号から第八八〇六・九四号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。	(省 略)	(省 略)
	八八・〇二 (省 略)	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第八八・〇六項の無人航空機を除く。)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット (省 略)
八八〇二・一一 ~	(省 略)	(省 略)

八七一一・九〇〇 同上	同上	同上
第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	注 1 同上	号注 1 同上
同上	同上	その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット
	八八・〇二 同上	同上
八八〇二・一一 ~	同上	同上

八八〇二・六〇	八八〇三	八八〇二・六〇	八八〇三・一〇	八八〇三・二〇	八八〇三・三〇	八八〇三・九〇	八八〇四	八八〇五	八八〇六・一〇	八八〇六・二一	八八〇六・二二	八八〇六・二三	八八〇六・二四	八八〇六・二九
部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品	着陸装置及びその部分品	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	その他のもの	同上	同上	無人航空機	旅客の輸送用に設計したものの他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの	最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの	最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの	最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの	その他のもの	その他のもの
							無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
							（省略）	（省略）						
							無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
							同上	同上						
							無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

<p>八八〇六・九一</p> <p>八八〇六・九二</p> <p>八八〇六・九三</p> <p>八八〇六・九四</p> <p>八八〇六・九九</p> <p>八八・〇七</p> <p>八八〇七・一〇</p> <p>八八〇七・二〇</p> <p>八八〇七・三〇</p> <p>八八〇七・九〇</p>	<p>その他のもの</p> <p>最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの</p> <p>最大離陸重量が二五〇グラムを超え七キログラム以下のもの</p> <p>最大離陸重量が七キログラムを超え二五キログラム以下のもの</p> <p>最大離陸重量が二五キログラムを超え一五〇キログラム以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>部分品（第八八・〇一項、第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品のものに限る。）</p> <p>プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品</p> <p>着陸装置及びその部分品</p> <p>飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品</p> <p>その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p> <p>無税</p>
<p>(省略)</p> <p>八九・〇三</p>	<p>(省略)</p> <p>ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫓船及びカヌー</p> <p>膨張式のボート（複合艇を含む）</p>	<p>(省略)</p>

<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>無税</p>
<p>八九・〇三</p> <p>八九〇三・一〇</p>	<p>同上</p> <p>ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫓船及びカヌー</p> <p>膨張式のもの</p>	<p>同上</p> <p>無税</p>

八九〇三・一一	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）	無税
八九〇三・一二	原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの（原動機とともに使用するよう設計されていないものに限る。）	無税
八九〇三・一九	その他のもの	無税
八九〇三・二一	セーリングボート（補助原動機付）	無税
八九〇三・二二	長さがあるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）	無税
八九〇三・二三	長さがあるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）	無税
八九〇三・三二	長さがあるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）	無税
八九〇三・三一	長さがあるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）	無税
八九〇三・三二	長さがあるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）	無税

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (e) (省 略)</p> <p>(f) 第一五部の注2の卑金属製の汎用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計された</p>	<p>八九〇三・三三</p>	<p>え二四メートル以下のもの 長さが二四メートルを超えるもの その他のもの</p>	<p>無税</p>
	<p>八九〇三・九三</p> <p>八九〇三・九九</p> <p>(省 略)</p>	<p>長さが七・五メートル以下のもの その他のもの</p>	<p>無税</p> <p>無税</p>
<p>第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>(省 略)</p>	<p>無税</p>	

<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (e) 同上</p> <p>(f) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）</p>	<p>八九〇三・九一</p>	<p>その他のもの セルボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。） モーターボート（船外機付きのものを除く。）</p>	<p>無税</p>
	<p>八九〇三・九九</p> <p>同上</p>	<p>その他のもの</p>	<p>無税</p>
<p>第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	

ものは、第九〇・二二項に属する。

(g) (n) (省略)

2 (g) (n) (省略)

九〇・〇六 (省略)

九〇・〇六

(省略) 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）

(省略)

九〇〇六・三〇
九〇〇六・四〇

(省略) (省略) その他の写真機

(省略) (省略)

九〇〇六・五三

幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するもの

無税

九〇〇六・五九

(省略)

(省略)

九〇〇六・九九
九〇・〇七

(省略)

(省略)

(g) (n) 同上

2 (g) (n) 同上

同上
九〇・〇六

同上
同上

同上

九〇〇六・三〇
九〇〇六・四〇

同上
同上
同上

同上
同上

九〇〇六・五一

一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）

無税

九〇〇六・五二

その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）

無税

九〇〇六・五三

その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）

同上

九〇〇六・五九

同上

同上

九〇〇六・九九
九〇・〇七

同上

同上

九〇・一二 九〇・一三	レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）		
九〇二三・一〇 ～ 九〇二三・九〇	（省略）	（省略）	
九〇・二一 ～ 九〇・二二	（省略）	（省略）	
九〇二三・一二 ～ 九〇二三・一九	エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかかを問わない。） （省略）	（省略）	
九〇・一二 九〇・一三	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。） （レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）		
九〇二三・一〇 ～ 九〇二三・九〇	同上	同上	
九〇・二一 ～ 九〇・二二	同上	同上	
九〇二三・一二 ～ 九〇二三・一九	同上	同上	

九〇二七・九〇	(省 略)								
九〇・二八	(省 略)								
九〇・二九	(省 略)								
九〇・三〇		オシロスコープ、スペクトラムアナライザ―その他の電氣的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器							
九〇三〇・一〇	(省 略)								
九〇三〇・二〇	(省 略)	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）							
九〇三〇・三一	(省 略)								
九〇三〇・四〇		その他の機器							
九〇三〇・八二		半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（集積回路を含む）。							
九〇三〇・八四	(省 略)								
九〇二七・九〇	(省 略)								
九〇・二八	(省 略)								
九〇・二九	(省 略)								
九〇・三〇		同上							
九〇三〇・一〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・二〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・三一	(省 略)	同上							
九〇三〇・四〇		同上							
九〇三〇・八二		同上							
九〇三〇・八四	無税	同上							
九〇二七・九〇	(省 略)	同上							
九〇・二八	(省 略)	同上							
九〇・二九	(省 略)	同上							
九〇・三〇		同上							
九〇三〇・一〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・二〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・三一	(省 略)	同上							
九〇三〇・四〇		同上							
九〇三〇・八二		同上							
九〇三〇・八四	無税	同上							
九〇二七・九〇	(省 略)	同上							
九〇・二八	(省 略)	同上							
九〇・二九	(省 略)	同上							
九〇・三〇		同上							
九〇三〇・一〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・二〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・三一	(省 略)	同上							
九〇三〇・四〇		同上							
九〇三〇・八二		同上							
九〇三〇・八四	無税	同上							
九〇二七・九〇	(省 略)	同上							
九〇・二八	(省 略)	同上							
九〇・二九	(省 略)	同上							
九〇・三〇		同上							
九〇三〇・一〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・二〇	(省 略)	同上							
九〇三〇・三一	(省 略)	同上							
九〇三〇・四〇		同上							
九〇三〇・八二		同上							
九〇三〇・八四	無税	同上							

(省略)	九〇三〇・九〇	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	(省略)
	九〇・三一		
(省略)	九〇三一・一〇	その他の光学式機器	(省略)
	九〇三一・二〇		
(省略)	九〇三一・四一	半導体ウエハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	無税
	九〇三一・四九		
(省略)	九〇三一・九〇	(省略)	(省略)
	九一・一四		
(省略)	九一・一四	その他の時計の部分品	(省略)
	九一・一四・三〇		
(省略)	九一・一四・九〇	(省略)	(省略)
	九一・一四・九〇		

同上	九〇三〇・九〇	同上	同上
	九〇・三一		
同上	九〇三一・一〇	同上	同上
	九〇三一・二〇		
同上	九〇三一・四一	半導体ウエハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	同上
	九〇三一・四九		
同上	九〇三一・九〇	同上	同上
	九一・一四		
同上	九一・一四	同上	同上
	九一・一四・一〇		
同上	九一・一四・三〇	ばね（ひげぜんまいを含む。）	無税
	九一・一四・九〇		
同上	九一・一四・九〇	同上	同上
	九一・一四・九〇		

第二〇部 雑品

第九四類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (e) (省 略)

(f) 第八五類のランプ又は光源及びこれらの部分品

(g) (k) (省 略)

(1) 家具及び照明器具（玩具であるものに限る。第九五・〇三項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第九五・〇四項参照）、装飾品（例えば、ちようちん、ストリングライトを除く。第九五・〇五項参照）並びに奇術用家具（第九五・〇五項参照）

(m) (省 略)

2・3 (省 略)

4 第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提

第二〇部 雑品

第九四類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

1 同上

(a) (e) 同上

(f) 第八五類のランプその他の照明器具

(g) (k) 同上

(1) 家具及びランプその他の照明器具（がん具であるものに限る。第九五・〇三項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第九五・〇四項参照）、装飾品（例えば、ちようちん、電気花飾りを除く。第九五・〇五項参照）並びに奇術用家具（第九五・〇五項参照）

(m) 同上

2・3 同上

4 第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

示されるものを含む（あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。）。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。

九四〇一・四一	木製のもの		
九四〇一・三九	<ul style="list-style-type: none"> 一 革張りのもの 二 その他のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 革張りのもの 二 その他のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 四・三% 二 無税
九四〇一・三一	木製のもの		四・三%
九四〇一・二〇	回転腰掛け（高さを調節することが出来るものに限る。）		（省 略）
九四〇一・一〇	（省 略）		（省 略）
九四〇一・一〇	（省 略）		（省 略）
九四〇一・一〇	腰掛け（寝台として兼用することが出来るものであるかないかを問わないものとし、第九四〇二項のものを除く。）及びその部分品		

九四〇一・四〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 革張りのもの 二 その他のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 革張りのもの 二 その他のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 三・八% 二 無税
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することが出来るものに限る。）		四・三%
九四〇一・二〇	同上		同上
九四〇一・一〇	同上		同上
九四〇一・一〇	同上		同上
九四〇一・一〇	同上		同上
九四〇一・一〇	腰掛け（寝台として兼用することが出来るものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用ものを除く。）		

九四・〇四	九四〇三・九一 九四〇三・九九	寝具その他これに類する物品（ 例えば、マットレス、布団、羽 根布団、クッション、プフ及び 枕。スプリング付きのもの、何	無税				
九四・〇二	九四・〇三 九四〇三・一〇	（省 略） （省 略） その他の家具及びその部分品	無税				
九四〇一・九一	九四〇一・九九	木製のもの その他のもの	無税				
九四〇一・五二	九四〇一・八〇	（省 略） （省 略）	無税				
九四〇一・四九		一 革張りのもの 二 その他のもの その他のもの	無税				
九四・〇二	九四・〇三	（省 略）	無税				
九四〇一・八〇	九四〇一・九〇	一 革製のもの 二 その他のもの	三・八%				
九四〇一・五二	九四〇一・八〇	（省 略）	無税				
九四・〇四	九四〇三・八九 九四〇三・九〇	寝具その他これに類する物品（ 例えば、マットレス、布団、羽 根布団、クッション、プフ及び まくら。スプリング付きのもの	無税				
九四・〇二	九四・〇三	同上	同上				
九四〇一・五二	九四〇一・八〇	同上	同上				
九四〇一・八〇	九四〇一・九〇	一 革製のもの 二 その他のもの	三・八%				
九四〇一・四九		同上	同上				

九四〇四・一〇 ～ 九四〇四・三〇	(省 略)	らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーバ ー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。)及びマットレスサポート	(省 略)
九四〇四・四〇	布団、ベッドスプレッド及び羽根布団(コンフォーター)		四・六%
九四〇四・九〇	(省 略)		(省 略)
九四〇五	照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		
九四〇五・一一	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)		
九四〇五・一一	発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用する		
九四〇四・一〇 ～ 九四〇四・三〇	同上	、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーバ ー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。)及びマットレスサポート	同上
九四〇四・九〇	同上		同上
九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		
九四〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)		
			無税

九四〇五・一九	ように設計されたもの その他のもの	無税	九四〇五・二〇	卓上用、机上用、ベッドサイ ド用又は床置き用の電気式ラ ンプ	無税
九四〇五・二一	発光ダイオード（LED） 光源とともに専ら使用する ように設計されたもの	無税	九四〇五・三〇	クリスマスツリーに使用する 種類の照明セット	無税
九四〇五・二九	その他のもの	無税	九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明 器具（他の号に該当するもの を除く。）	無税
九四〇五・三一	発光ダイオード（LED） 光源とともに専ら使用する ように設計されたもの	無税			
九四〇五・三九	その他のもの	無税			
九四〇五・四一	光発電性のもの（発光ダイ オード（LED）光源とと もに専ら使用するよう に設計されたものに限る。）	無税			
九四〇五・四二	その他のもの（発光ダイオ ード（LED）光源ととも に専ら使用するよう に設計されたものに限る。）	無税			
九四〇五・四九	その他のもの	無税			
九四〇五・五〇	非電気式の照明器具	無税	九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照	無税

九四〇五・六一	発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するよう設計されたもの	九四〇五・六九	その他のもの	九四〇五・九一	ガラス製のもの	九四〇五・九二	プラスチック製のもの
---------	-----------------------------------	---------	--------	---------	---------	---------	------------

イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するよう設計されたもの	九四〇五・六九	その他のもの	九四〇五・九一	ガラス製のもの	九四〇五・九二	プラスチック製のもの
	一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビータースキン製、ぼうこう製又は臍製のもの		二 その他のもの		一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビータースキン製、ぼうこう製又は臍製のもの		
					二 その他のもの		

		五・八%	無税	五・八%	無税	五・八%	無税
--	--	------	----	------	----	------	----

九四〇五・六〇	明器具	九四〇五・九一	ガラス製のもの	九四〇五・九二	プラスチック製のもの
---------	-----	---------	---------	---------	------------

イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	二 その他のもの	九四〇五・九一	ガラス製のもの	九四〇五・九二	プラスチック製のもの
	一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビータースキン製、ぼうこう製又は臍製のもの				

		五・八%	無税	五・八%	無税	無税
--	--	------	----	------	----	----

5 同上	<p>1 注 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (o) (省略)</p> <p>(p) 無人航空機(第八八・〇六項参照)</p> <p>(q) (省略)</p> <p>(r) (省略)</p> <p>(s) (省略)</p> <p>(t) (省略)</p> <p>(u) ストリングライト(第九四・〇五項参照)</p> <p>(v) (省略)</p> <p>(w) (省略)</p> <p>(x) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 この類の注1のものを除くほか、第九五・〇三項には、同項の物品と一以上の物品(関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)</p>	九四〇五・九九	その他のもの	無税
		九四〇六	プレハブ建築物	
		九四〇六・一〇	(省略)	(省略)
		九四〇六・二〇	鋼製のモジュール式建築ユニット	三・九%
		九四〇六・九〇	(省略)	(省略)
	<p>第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>			

5 同上	<p>1 注 同上</p> <p>(a) (o) 同上</p> <p>(p) 同上</p> <p>(q) 同上</p> <p>(r) 同上</p> <p>(s) 同上</p> <p>(t) 電気花飾り(第九四・〇五項参照)</p> <p>(u) 同上</p> <p>(v) 同上</p> <p>(w) 同上</p> <p>2・3 同上</p> <p>4 この類の注1のものを除くほか、第九五・〇三項には、この項の物品と一以上の物品(関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)</p>	九四〇五・九九	その他のもの	無税
		九四〇六	同上	
		九四〇六・一〇	同上	同上
		九四〇六・九〇	同上	同上
	<p>第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>			

<p>九五・〇四 (省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む</p>	<p>(省 略)</p>	<p>6 第九五・〇八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路（水路を含む。）を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わせられたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。</p> <p>(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によって特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。</p> <p>(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第九五・〇四項の装置を含まない。</p> <p>この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。</p> <p>号注 1 (省 略)</p>
------------------------	--	--------------	---

<p>九五・〇四 同 上</p>	<p>同 上</p> <p>ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動</p>	<p>同 上</p>	<p>1 号注 同 上</p>
----------------------	--	------------	---------------------

九五〇四・二〇 ～	九五〇四・九〇 九五・〇五 ～	九五・〇七 九五・〇八	九五〇八・二〇	九五〇八・二一 九五〇八・二二 九五〇八・二三 九五〇八・二四 九五〇八・二五 九五〇八・二六	。並びに硬貨、銀行券、バン クカード、トークンその他の支 払手段により作動する娯楽用の 機械		
(省 略)	(省 略)	(省 略)	巡回サーカスの設備及び巡回動 物園の設備、遊園地の乗り物及 びウォーターパークの娯楽設備 、興行用設備(射的場を含む。)並びに巡回劇場の設備	巡回サーカスの設備及び巡回 動物園の設備			
(省 略)	(省 略)	(省 略)	遊園地の乗り物及びウォータ ーパークの娯楽設備	遊園地の乗り物及びウォータ ーパークの娯楽設備			
(省 略)	(省 略)	(省 略)	ジェットコースター	ジェットコースター	無税		
(省 略)	(省 略)	(省 略)	回転木馬、スイング及びそ の他の回転式の乗り物	回転木馬、スイング及びそ の他の回転式の乗り物	無税		
(省 略)	(省 略)	(省 略)	ダッジム車	ダッジム車	無税		
(省 略)	(省 略)	(省 略)	運動シミュレーター及び体 験型劇場の設備	運動シミュレーター及び体 験型劇場の設備	無税		
(省 略)	(省 略)	(省 略)	ウォーターライド	ウォーターライド	無税		
(省 略)	(省 略)	(省 略)	ウォーターパークの娯楽設 備	ウォーターパークの娯楽設 備	無税		
九五〇四・二〇 ～	九五〇四・九〇 九五・〇五 ～	九五・〇七 九五・〇八	九五〇八・一〇	九五〇八・一〇	装置を含む。		
同上	同上	同上	巡回サーカス又は巡回動物園 のもの	巡回サーカス又は巡回動物園 のもの	無税		
同上	同上	同上	回転木馬、スイング、射的場そ の他の興行用設備及び巡回サー カス、巡回動物園又は巡回劇場 の設備	回転木馬、スイング、射的場そ の他の興行用設備及び巡回サー カス、巡回動物園又は巡回劇場 の設備	無税		

九六・一六 ～ 九六・一〇 九六〇九・九〇 九六〇九・二〇 九六〇九・一〇 九六・〇九 (省略)	(省略) (省略) (省略) 鉛筆及びクレヨン(さやの中に芯を入れたものに限る。) 鉛筆の芯(色を問わない。) (省略)	(省略) (省略) 無税 無税 (省略)	第九六類 雑品	九五〇八・二九 九五〇八・三〇 九五〇八・四〇 その他のもの 興行用設備 巡回劇場の設備	無税 無税 無税
<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (ij) (省略)</p> <p>(k) 第九四類の物品(例えば、家具及び照明器具)</p> <p>(1) (m) (省略)</p> <p>2 3 4 (省略)</p>					

九六・一六 ～ 九六・一〇 九六〇九・九〇 九六〇九・二〇 九六〇九・一〇 同上 九六・〇九	同上 同上 鉛筆のしん(色を問わない。) 鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたものに限る。) 同上	同上 同上 同上 同上 同上 同上	第九六類 雑品	九五〇八・九〇 その他のもの	無税
<p>注</p> <p>1 同上</p> <p>(a) (ij) 同上</p> <p>(k) 第九四類の物品(例えば、家具及びランプその他の照明器具)</p> <p>(1) (m) 同上</p> <p>2 3 4 同上</p>					

<p>九六・一七 九六一七・〇〇</p>	<p>魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p>	<p>四・六%</p>
<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>
<p>九六・一八 九六・一九 九六一九・〇〇</p>	<p>生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）</p>	<p>無税</p>
<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>	<p>（省略）</p>
<p>注 1 (省 略) 2 第九七・〇一項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、<u>鑄造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含む</u>ない。 3 (省 略) 4 (省 略) 5 (A) この類及びこの表の他の類に同時^に属するとみられる物品は、1から4までに定める場合を除くほか、<u>全</u>てこの類に属する。 (B) 第九七・〇六項には、この類の他の項の物品を含まない。</p>	<p>第二一部 美術品、収集品及びこつとう 第九七類 美術品、収集品及びこつとう</p>	

<p>九六・一七 九六一七・〇〇</p>	<p>魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p>	<p>同 同 上 上</p>
<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 同 上 上</p>
<p>九六・一八 九六・一九 九六一九・〇〇</p>	<p>生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）</p>	<p>同 同 上 上</p>
<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 同 上 上</p>
<p>注 1 同 上</p>	<p>第二一部 美術品、収集品及びこつとう 第九七類 美術品、収集品及びこつとう</p>	
<p>2 同 上 3 同 上 4 (A) この類及びこの表の他の類に同時^に属するとみられる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、<u>す</u>べてこの類に属する。 (B) 同 上</p>		

6| 書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。

九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）並びにカラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板	無税
九七〇一・二一	製作後一〇〇年を超えたもの書画	無税
九七〇一・二二	モザイク	無税
九七〇一・二九	その他のもの	無税
九七〇一・九一	書画	無税
九七〇一・九二	モザイク	無税
九七〇一・九九	その他のもの	無税
九七・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七〇二・一〇	製作後一〇〇年を超えたもの版画	無税

5| 書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注5の規定に関し、当該書画又はカラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。

九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びカラージュその他これに類する装飾板	無税
九七〇一・一〇	書画	無税
九七〇一・九〇	その他のもの	無税
九七・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七〇二・〇〇	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税

九七〇二・九〇 九七・〇三	その他のもの 彫刻、塑像、鑄像その他これら に類する物品（材料を問わない 。）	無税
九七〇三・一〇 九七〇三・九〇 九七・〇四 九七・〇五	製作後一〇〇年を超えたもの その他のもの （省 略） 収集品及び標本（考古学、民族 学、史学、動物学、植物学、鉱 物学、解剖学、古生物学又は古 銭に関するものに限る。）	無税 無税 （省 略） 無税
九七〇五・一〇	収集品及び標本（考古学、民 族学又は史学に関するもの に限る。）	無税
九七〇五・二二 九七〇五・二九	人体の標本及びその部分品 絶滅種又は絶滅危惧種のも の及びこれらの部分品 その他のもの	無税 無税
九七〇五・三一	収集品及び標本（古銭に関す るものに限る。） 製作後一〇〇年を超えたも の	無税
九七・〇三	彫刻、塑像、鑄像その他これら に類する物品（材料を問わない 。）	無税
九七・〇四 九七・〇五	同上	同上
九七〇五・〇〇	収集品及び標本（動物学、植物 学、鉱物学、解剖学、史学、考 古学、古生物学、民族学又は古 銭に関するものに限る。）	無税

<p>九七〇五・三九 九七・〇六 九七〇六・一〇 九七〇六・九〇</p>	<p>その他のもの こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。） 製作後二五〇年を超えたもの その他のもの</p>	<p>無税 無税 無税</p>
<p>九七・〇六 九七〇六・〇〇</p>	<p>こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）</p>	<p>無税</p>

改正案	現行
<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第二条の三 財務大臣又は税関長は、災害その他やむを得ない理由（以下この条及び第二百二条の二において「災害等」という。）によりこの法律又は関税定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、当該災害等のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。</p>	<p>（災害による期限の延長）</p> <p>第二条の三 特定災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害であつて、財務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）により相 当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域（以下この条及び第二百二条の二（災害による手数料の還付、軽減又は免除）において「指定地域」という。）に当該特定災害が発生した時に住所又は居所を有していた当該特定災害の被災者に係るこの法律又は関税定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下この条において「申請等」という。）に関する期限で、当該特定災害が発生した日から財務大臣が当該特定災害による当該指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日（以下この項及び第四項において「指定日」という。）までの間に到来するものについては、当該期限を指定日の翌日まで延長する。</p> <p>2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 税関長は、第一項に規定する指定地域に係る特定災害に起因するやむを得ない理由により、同項の規定により延長された申請等に関する期限までにその申請等を行うことができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該延長された期限を延長することができる。</p> <p>4 税関長は、第一項に規定する指定地域に係る特定災害に起因する</p>

(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿（以下「特例輸入関税関係帳簿」という。）を備え付け、かつ、当該特例輸入関税関係帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（以下「特例輸入関税関係書類」という。）を保存しなければならない。

2 第九十四条の二から第九十四条の六まで（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。

この場合において、第九十四条の二第一項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」と、第九十四条の三第一項中「電子計算機出力マイクロフィルム」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用い

やむを得ない理由により、当該特定災害が発生した日以後に到来する申請等（同項に規定する被災者に係る申請等で指定日までにその期限の到来するものを除く。以下この項において同じ。）に関する期限までにその申請等を行うことができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該期限を延長することができる。

(帳簿の備付け等)

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第七条の十一第二項及び第七条の十二第一項第二号において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下「電子帳簿保存法」という。）第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特例輸入者について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは

て電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

「関税法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）」と、「納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）」とあるのは「同法第七条の二第一項（申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）」と、同条第二項中「国税関係書類の全部」とあるのは「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類（以下「関税関係書類」という。）」の全部」と、同法第五条第一項中「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同条第三項中「国税関係帳簿書類の」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）」の」と、同法第六条第一項中「国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「関税関係帳簿の備付けを開始する日」と、「国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、「国税関係帳簿の全部又は一部」とあるのは「関税関係帳簿」と、同法第九条中「代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）」とあるのは「代える日」と、「同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同法第十条中「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）」及び法人税に係る保存義務者」とあるのは「特例輸入者」と、同法第十一条第三項第一号中「所得税法第四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）」とあるのは「関税法第七条の十二第一項第二号

(承認の失効)

第七条の十一 (省 略)

2 第七条の二第一項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸入の許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告の義務、当該特例申告貨物について課されるべき又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該特例申告貨物に係る第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)の規定による特例輸入関税関係帳簿の備付け及び記載並びに特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類の保存の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第一項(申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 (省 略)

二 第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)の規定による特例輸入関税関係帳簿の備付け若しくは記載若しくは特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類に不実の記載がある

(承認の取消し)と、「帳簿書類」とあるのは「政令で定めるところ」と、「第五条各項」とあるのは「若しくは第五条各項」と、「若しくは第十条(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)」とあるのは「に規定する財務省令で定めるところ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(承認の失効)

第七条の十一 同上

2 第七条の二第一項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸入の許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告の義務、当該特例申告貨物について課されるべき又は納付すべき関税等の納付の義務並びに当該特例申告貨物に係る第七条の九第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第七条の十二 同上

一 同上

二 第七条の九第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は帳簿書類に不実の記載があるとき。

とき。

2 (省 略)

(申告納税方式による関税等の納付)

第九条 (省 略)

2 次の各号に掲げる税額に相当する関税の納税義務者は、その関税を当該各号に掲げる日又は期限までに国に納付しなければならない。

一 六 (省 略)

七 第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額
当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3 過少申告加算税又は第十二条の四第一項、第三項若しくは第四項(同条第一項の加重算税に係る部分に限る。)(加重算税)の加重算税(以下この項において「過少申告加重算税」という。)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税又は過少申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税又は過少申告加重算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税又は第十二条の四第二項から第四項まで(同条第二項の加重算税に係る部分に限る。)(加重算税(以下この項において「無申告加重算税」という。))に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税又は無申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

2 同 上

(申告納税方式による関税等の納付)

第九条 同 上

2 同 上

一 六 同 上

七 第七条の十六第二項(決定)の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額
当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3 過少申告加算税又は第十二条の四第一項若しくは第三項(同条第一項の加重算税に係る部分に限る。)(加重算税)の加重算税(以下この項において「過少申告加重算税」という。)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税又は過少申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税又は過少申告加重算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税又は第十二条の四第二項若しくは第三項(同条第二項の加重算税に係る部分に限る。)(加重算税(以下この項において「無申告加重算税」という。))に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税又は無申告加重算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

(納付受託者に対する納付の委託)

第九条の五 関税を納付しようとする者は、次の各号のいずれにも該

当する場合には、納付受託者(次条第一項に規定する納付受託者をいう。以下この条において同じ。)に納付を委託することができる。

一 当該関税の税額が財務省令で定める金額以下である場合

二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとする場合

2 関税を納付しようとする者が前項第二号の通知に基づき当該関税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該関税の納付があつたものとみなして、附帯税に関する規定を適用する。

3 第一項の場合において、賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税の納付を委託するときにおける第七十七条(郵便物の関税の納付等)の規定の適用については、同条第三項中「を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式会社」とあるのは「の納付を第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者」と、同条第五項中「を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した」とあるのは「の納付を第九条の五第一項の規定により納付受託者に委託した」とし、同条第四項及び第七十七条の二から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託・日本郵便株式会社による関税の納付等・帳簿の備付け・違法行為等の是正)の規定は、適用しない。

(納付受託者)

第九條の六 関税の納付に関する事務（以下この項及び第九條の八第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として財務大臣が指定するもの（以下「納付受託者」という。）は、関税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 財務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（納付受託者の納付）

第九條の七 納付受託者は、第九條の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた関税を納付しなければならない。

2 納付受託者は、第九條の五第一項の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び委託を受けた年月日を財務大臣に報告しなければならない。

3 納付受託者が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を納付受託者から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき関税については、当該納付受託者に対して第十一条（関税の徴収）の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る納税者から徴収することができない。

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

第九条の八 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 財務大臣は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 税関職員は、前二条及びこの条の規定により職務を執行するため必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

4 税関職員は、前項の規定により立入検査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解

してはならない。

(納付受託者の指定の取消し)

第九条の九 財務大臣は、第九条の六第一項(納付受託者)の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第九条の六第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第九条の七第二項(納付受託者の納付)又は前条第二項の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に偽りの記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは偽りの陳述をしたとき。

2 財務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(徴収の順位)

第九条の十 関税は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法令の規定にかかわらず、当該関税を徴収すべき外国貨物について、他の公課及び債権に先立つて徴収する。

2 (省 略)

(担保)

第九条の十一 (省 略)

(徴収の順位)

第九条の五 関税は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法令の規定にかかわらず、当該関税を徴収すべき外国貨物について、他の公課及び債権に先だつて徴収する。

2 同 上

(担保)

第九条の六 同 上

2 (省 略)

(延滞税)

第十二条 (省 略)

2 6 (省 略)

7 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その関税に係る延滞税については、当該各号に定める金額を免除する。ただし、第一号に掲げる場合において、前条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（以下この項及び次項において「例による国税徴収法」という。）第百五十四条第一項（滞納処分の停止の取消し）又は第百五十二条第三項若しくは第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において準用する国税通則法第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）の規定による取消しの基因となるべき事実が生じたときは、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税関長は、その免除をしないことができる。

一 (省 略)

二 第二条の三（災害等による期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合 その関税に係る延滞税のうち、その延長した期間に対応する部分の金額

三 (省 略)

8 11 (省 略)

(過少申告加算税)

第十二条の二 (省 略)

2 前項の場合（第五項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされた

2 同上

(延滞税)

第十二条 同上

2 6 同上

7 同上

一 同上

二 第二条の三第一項、第三項又は第四項（災害による期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合 その関税に係る延滞税のうち、その延長した期間に対応する部分の金額

三 同上

8 11 同上

(過少申告加算税)

第十二条の二 同上

2 前項の場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされた

ときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額）がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3

保存義務者（申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者をいう。以下この項及び第十二条の四第三項において同じ。）の次に掲げる関税関係帳簿（第九十四条第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存が、関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム（当該貨物の輸入の許可の日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。）に記録された事項に關し修正申告又は更正があつた場合において、第一項の規定の適用があるときは、同項の過少申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告又は当該更正の起因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に係るもの以外のもの（以下この項において「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実」とい

ときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額）がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

う。)があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るものの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

一 第九十四条の第二項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)(第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿

二 第九十四条の第三項又は第三項(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)(第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿

4 次の各号に掲げる場合には、第一項又は第二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前三項の規定を適用する。

一 第一項又は第二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 (省略)

3 次の各号に掲げる場合には、前二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

一 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 同上

5| (省 略)

6| 前条第三項及び第四項（延滞税）の規定は、過少申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。

7| 第二項に規定する累積増差税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその関税についての修正申告（第五項の規定の適用を受けるものを除く。）又は更正に基づき第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第四項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

（無申告加算税）

第十二条の三 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第六項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、その期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税（期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきこと

4| 同上

5| 前条第三項及び第四項（延滞税）の規定は、過少申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「次条第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替えるものとする。

6| 第二項に規定する累積増差税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその関税についての修正申告（第四項の規定の適用を受けるものを除く。）又は更正に基づき第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

（無申告加算税）

第十二条の三 同 上

2 同 上

3 第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第六項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、その期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税（期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきこと

を予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（次条第四項において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第二号の場合について準用する。

5 5 7 (省 略)

8 第二項に規定する累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告又は更正前にされたその関税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第四項において準用する前条第四項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

一・二 (省 略)

(重加算税)

第十二条の四 (省 略)

2 (省 略)

3 第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する関税関係書類（第九十四条第一項本文（帳簿の備付け等）の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録であつて保存義務者が第九十

を予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（次条第三項において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第二号の場合について準用する。

5 5 7 同 上

8 第二項に規定する累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告又は更正前にされたその関税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第四項において準用する前条第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）をいう。

一・二 同 上

(重加算税)

第十二条の四 同 上

2 同 上

四条の二第三項前段の規定により当該関税関係書類若しくは当該特例輸入関税関係書類の保存に代えて保存を行い、若しくは同項後段の規定により保存を行つているもの又は第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。）の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に關し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の加重算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実でその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定の起因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。）以外のもの（以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 | 第一項又は第二項の規定に該当する場合において、これらの項の規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、これらの項の加重算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 | (省 略)

3 | 前二項の規定に該当する場合において、前二項の規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるときは、前二項の加重算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 | 同上

(還付及び充当)

第十三条 (省 略)

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下この条並びに附則第五項及び第六項において「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

一 更正若しくは第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)

当該過納金に係る関税の納付があつた日(その日が当該関税(過少申告加算税又は前条第一項、第三項若しくは第四項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。))の重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)の第十二条第九項(延滞税)に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

二・三 (省 略)

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を同項に規定する期間から控除しなければならぬ。

一 (省 略)

二 過誤納金の返還請求権につき仮差押えがされたとき その仮差押えがされている期間

4～7 (省 略)

(更正、決定等の期間制限)

(還付及び充当)

第十三条 同 上

2 同 上

一 更正若しくは第七条の十六第二項(更正及び決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)

当該過納金に係る関税の納付があつた日(その日が当該関税(過少申告加算税又は前条第一項若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。))の重加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)の第十二条第九項(延滞税)に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

二・三 同 上

3 同 上

一 同 上

二 過誤納金の返還請求権につき仮差押えがされたとき その仮差押えがされている期間

4～7 同 上

(更正、決定等の期間制限)

第十四条 (省略)

2 5 (省略)

6 更正の請求をすることができる期限について第二条の二において準用する国税通則法第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定又は第二条の三(災害等による期限の延長)の規定の適用がある場合において、これらの規定により更正の請求をすることができることとされる期間にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴って行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、第一項、第二項又は前二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

7 (省略)

(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)

第六十七条の八 特定輸出者は、政令で定めるところにより、特定輸出貨物(特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物)をいう。第六十七条の十第二項及び第九十四条第二項において同じ。の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿(以下「特定輸出関係帳簿」という。)を備え付け、かつ、当該特定輸出関係帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(以下「特定輸出関係書類」という。)を保存しなければならない。

2 第九十四条の二から第九十四条の六まで(関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適用)の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関係帳簿

第十四条 同上

2 5 同上

6 更正の請求をすることができる期限について第二条の二において準用する国税通則法第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定又は第二条の三(災害による期限の延長)の規定の適用がある場合において、これらの規定により更正の請求をすることができることとされる期間にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴って行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、第一項、第二項又は前二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

7 同上

(帳簿の備付け等)

第六十七条の八 特定輸出者は、政令で定めるところにより、特定輸出貨物(特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物)をいう。第六十七条の十第二項及び第九十四条第二項において同じ。の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(第六十七条の十第二項及び第六十七条の十一第一号において「帳簿書類」という。)を保存しなければならない。

2 電子帳簿保存法第四条(関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第五条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第六条第一項から第五項まで(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第七条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)、第八条から第十条まで(電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフイ

並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類並びに特定輸出者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。

ルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一条(第三項第二号から第四号までを除く。)(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付け及び保存をしなければならぬこととされている同項に規定する帳簿(以下「関税関係帳簿」という。)
第四条第二項	国税関係書類の全部	関税法第六十七条の
	納税地等の所轄税務署長(財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。)	第一項第一号(輸出申告の特例)の承認をした税関長(以下「承認税関長」という。)

第九條		第五條第三項	第五條第一項	
代える日（当該国税 又は一部	国税関係帳簿の全部 国税関係帳簿の種類 、当該国税関係帳簿 国税関係帳簿の全部 又は一部	国税関係帳簿書類の 又は一部	国税関係帳簿の全部 又は一部	
代える日	国税関係帳簿 関税関係帳簿	関税関係帳簿書類（ 関税関係帳簿又は関 税関係書類をいう。 以下同じ。）の 関税関係帳簿の備付 けを開始する日	関税関係帳簿 関税関係帳簿書類（ 以下同じ。）の全部	八第一項の規定によ り保存をしなければ ならないこととされ ている同項に規定す る書類（以下「関税 関係書類」という。 ）の全部

	<p>第十条</p>	<p>第十一条第三項第一号</p>
<p>関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者</p>	<p>同条第六項中「第四条各項」とあるのは「前条各項」と、第七条第一項</p>
<p>第七条第一項</p>	<p>特定輸出者</p>	<p>関税法第六十七条の十一第一号（承認の取消し）</p>
<p>帳簿書類）</p>	<p>政令で定めるところ</p>	<p>若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）</p>
<p>、第五条各項</p>	<p>若しくは第五条各項</p>	<p>若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）</p>
<p>若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）</p>	<p>に規定する財務省令で定めるところ</p>	<p>若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）</p>

(承認の失効)

第六十七条の十 第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 (省 略)

二 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七条の十二(許可の承継)についての規定の準用)において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 五 (省 略)

2 第六十七条の三第一項第一号の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る第六十七条の八第一項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)の規定による特定輸出貨物関係帳簿の備付け及び記載並びに特定輸出貨物関係帳簿及び特定輸出貨物関係書類の保存の義務並びにこの法律その他の関税に関する法律の規定により課される当該特定輸出貨物に係るその他の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第六十七条の十一 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 第六十七条の八第一項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)の規定による特定輸出貨物関係帳簿の備付け若しくは記載若しくは特定輸出貨物関係帳簿及び特定輸出貨物関係書類の保存が同項に

(承認の失効)

第六十七条の十 同上

一 同上

二 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七条の十二において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 五 同上

2 第六十七条の三第一項第一号の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務並びにこの法律その他の関税に関する法律の規定により課される当該特定輸出貨物に係るその他の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第六十七条の十一 同上

一 第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け若しくは記載若しくは帳簿書類の保存が同項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は帳簿書類に

規定する政令で定めるところに従つて行われていないとき、又は特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類に不実の記載があるとき。

二 (省 略)

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 五の二 (省 略)

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手（郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において同じ。）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品（印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第一条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。）並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）

七 十 (省 略)

2・3 (省 略)

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告貨物が輸入される場合（第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないと

不実の記載があるとき。

二 同 上

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 同 上

一 五の二 同 上

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手（郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において同じ。）又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品（印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第一条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。）並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をその構成部分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）

七 十 同 上

2・3 同 上

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告貨物が輸入される場合（第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないと

きを除く。)又は第九条の二第二項若しくは第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税(過少申告加算税並びに第十二条の四第一項、第三項及び第四項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税を除く。)が納付された後(第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により関税の納付を委託する場合においては、納付受託者が当該委託を受けた後とし、第十条第二項(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関稅定率法第七条第十項(相殺関税)又は第八条第九項第二号若しくは第十八項(不当廉売関税)の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。)でなければ、輸入を許可しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)
第七十三条 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税並びに第十二条の四第一項、第三項及び第四項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2・3 (省 略)

きを除く。)又は第九条の二第一項若しくは第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税(過少申告加算税並びに第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税を除く。)が納付された後(第十条第二項(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関稅定率法第七条第十項(相殺関税)又は第八条第九項第二号若しくは第十八項(不当廉売関税)の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。)でなければ、輸入を許可しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

(輸入の許可前における貨物の引取り)
第七十三条 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税並びに第十二条の四第一項及び第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2・3 同上

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるもの)その他の政令で定めるものを除く。)及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第百十四条の二第十四号において同じ。)については、第六十七条から第六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・特定輸出者に係る帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸入申告の特例・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査に係る権限の委任・貨物の検査場所)及び第七十条から第七十三条まで(証明又は確認・原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り)の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。)を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるもの)その他の政令で定めるものを除く。)及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第百十四条の二第十四号において同じ。)については、第六十七条から第六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の手続・輸出申告の特例・輸出の許可の取消し・特例輸出貨物の亡失等の届出・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・製造者の認定・規則等に関する改善措置・認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出・認定の失効・認定の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸入申告の特例・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査に係る権限の委任・貨物の検査場所)及び第七十条から第七十三条まで(証明又は確認・原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り)の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。)を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

25 (省略)

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿(以下「関税関係帳簿」という。)を備え付け、かつ、当該関税関係帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの(以下「関税関係書類」という。)を保存しなければならない。ただし、第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。)を業として輸出する者について準用する。

25 同上

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。次項において「一般輸出貨物」という。)を業として輸出する者について準用する。

3 電子帳簿保存法第四条から第十条まで(国税関係帳簿書類の電磁

的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の変更に係る保存等)の承認の申請等・電磁的記録の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)並びに第十一条第一項及び第二項(他の国税に関する法律の規定の適用)の規定は、一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも

のとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）
納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）	一般輸入貨物（同条第一項に規定する一般輸入貨物をいう。第十条において同じ。）の輸入予定地又は一般輸出貨物（同法第九十四条第二項に規定する一般輸出貨物をいう。第十条において同じ。）の輸出予定地を所轄する税関長（以下「所轄税関長」という。）	

<p>第四条第二項</p>	<p>国税関係書類の全部</p>	<p>（ 関税法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならぬこととされている書類（以下「<u>国税関係書類</u>」という。）の全部</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の全部 又は一部</p>	<p>関税関係帳簿</p>
<p>第五条第三項</p>	<p>国税関係帳簿書類の</p>	<p>関税関係帳簿書類（ 関税関係帳簿又は<u>関税関係書類</u>をいう。）の 以下同じ。）の</p>
<p>第六条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>関税関係帳簿の備付けを開始する日</p>
<p>国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿</p>	<p>関税関係帳簿</p>	
<p>国税関係帳簿の全部 又は一部</p>	<p>関税関係帳簿</p>	

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第九十四条の二 前条第一項の業として輸入する者又は同条第二項の業として輸出する者(以下「保存義務者」という。)は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、関税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。

第六条第六項	税務署長(以下この項において「所轄外税務署長」という。)	税関長(以下この項において「所轄外関長」という。)
第九条	代える日(当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。)	代える日
第十条	所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。) 及び法人税に係る保存義務者	一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、関税関係書類（財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該関税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき（当該関税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第九十四条の三 保存義務者は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、関税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的

記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類の全部若しくは一部について、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第九十四条の四 関税関係帳簿及び関税関係書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。

（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

第九十四条の五 保存義務者は、電子取引（取引情報（貨物の取引に關して受領し、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下この項において同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。）を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

（関税に関する法律の規定の適用）

第九十四条の六 第九十四条の二第一項、第二項若しくは第三項前段

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等) 又は第九十四条の三各項(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する関税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムを当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類とみなす。

2 前条に規定する財務省令で定めるところに従つて保存されている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する関税に関する法律の規定の適用については、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムを関税関係書類以外の書類とみなす。

(税関事務管理人)

第九十五条 (省 略)

2 (省 略)

3 税関関係手続等処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)、第六十七条の八第一項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)又は第九十四条第一項(帳簿の備付け等)(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保存すべきこととされている特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類、特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類又は関税関係帳簿及び関税関係書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長にこれらの帳簿及び書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便宜を与えなければならない。

(税関事務管理人)

第九十五条 同上

2 同上

3 税関関係手続等処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七条の九第一項及び第六十七条の八第一項(帳簿の備付け等)並びに前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便宜を与えなければならない。

4 (省 略)

(災害等による手数料の還付、軽減又は免除)

第百二条の二 税関長は、次に掲げる貨物に係る第六十九条第二項（貨物の検査場所）（第七十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の許可を受けた者が第百条第三号（手数料）の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

一 関税率法第十五条第一項第三号（特定用途免税）に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、災害等により被害を受けた者を支援するためのもの

二 保税地域（第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が許可した貨物に係る場所を含む。以下この号において同じ。）に置かれていた貨物であつて、災害等が生じたときに、当該貨物の保全その他の理由により緊急に当該保税地域から出す必要があるものその他これに準ずる貨物であると税関長が認めたもの

2 (省 略)

3 税関長は、前条第一項に規定する証明書類のうち次に掲げるものの交付を請求した者が同条第二項の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

一 (省 略)

二 第一項第二号に掲げる貨物の同号の災害等による被害に係る証明書類

4 同上

(災害による手数料の還付、軽減又は免除)

第百二条の二 同上

一 関税率法第十五条第一項第三号（特定用途免税）に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、特定災害の被災者を支援するためのもの

二 指定地域に所在する保税地域（第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が許可した貨物に係る場所を含む。以下この号及び第三項第二号において同じ。）に当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物であつて、当該貨物の保全その他の理由により緊急に当該保税地域から出す必要があるものその他これに準ずる貨物であると税関長が認めたもの

2 同上

3 同上

一 同上

二 指定地域に所在する保税地域に当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物の当該特定災害による被害に係る証明書類

三 証明書類又は税関長の行政処分を通知する書類で災害等により被害を受けた者が当該災害等が生ずる前に交付を受けたものを当該災害等において紛失し、焼失し、又は著しく損傷したことにより当該被害を受けた者において必要となつた当該証明書類と同一の内容の証明書類又は当該行政処分についての証明書類

4 (省 略)

5 税関長は、次の表の各号の上欄に掲げる施設が災害等により損傷したためその業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、政令で定めるところにより、その生じている支障の程度に応じ、当該各号の上欄に掲げる施設に係る当該各号の中欄に掲げる行政処分を受けた者が、当該各号の下欄に掲げる規定により納付した手数料の額に相当する金額の全部若しくは一部を還付し、又は当該各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料を軽減し、若しくは免除することができる。

一〇五 (省 略)

(省 略)

(省 略)

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）、第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）又は第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して特例輸入税関係帳簿、特定輸出税関係帳簿又は関税関係帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はこれらの帳簿を隠した者

二〇十六 (省 略)

三 証明書類又は税関長の行政処分を通知する書類で指定地域に係る特定災害の被災者が当該特定災害が発生する前に交付を受けたものを当該特定災害において紛失し、焼失し、又は著しく損傷したことにより当該被災者において必要となつた当該証明書類と同一の内容の証明書類又は当該行政処分についての証明書類

4 同 上

5 税関長は、指定地域に所在する次の表の各号の上欄に掲げる施設が当該指定地域に係る特定災害により損傷したためその業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、政令で定めるところにより、その生じている支障の程度に応じ、当該各号の上欄に掲げる施設に係る当該各号の中欄に掲げる行政処分を受けた者が、当該各号の下欄に掲げる規定により納付した手数料の額に相当する金額の全部若しくは一部を還付し、又は当該各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料を軽減し、若しくは免除することができる。

一〇五 同 上

同 上

同 上

第百十五条の二 同 上

一 第七条の九第一項、第六十七条の八第一項又は第九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）（帳簿の備付け等）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

二〇十六 同 上

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和三年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和二年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一</p>

般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和三年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等

般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第二項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等

をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

257（省 略）

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和三年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和三年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和三年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難しい場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出

をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

257 同上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和二年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和二年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和二年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難しい場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出

した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2・3 (省 略)

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和三年度までの各年度において、当該年度中の関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(二)及び第二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和三年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の

した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度中の関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第一〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇六・三〇号の二の(二)及び第二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇一〇・一一号、第二〇二一〇・一二号、第二〇二一〇・一九号及び第二〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の

締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 〳 4 （省 略）

5 財務大臣は、平成七年度から令和三年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和三年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和三年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（特惠関税等）

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 〳 三 （省 略）

2 〳 4 （省 略）

（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例）

第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地

締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 〳 4 同 上

5 財務大臣は、平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和二年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和二年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（特惠関税等）

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 〳 三 同 上

2 〳 4 同 上

（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例）

第十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地

域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三
 条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認
 定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がし
 た関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定に
 よる届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保
 税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定
 に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国
 際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際
 物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（
 国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業
 集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）におけ
 る関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外
 国貨物が令和四年三月三十一日までに輸入される場合において、同
 法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同
 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該
 貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の
 確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該
 貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書
 の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八
 条の二、第八條の三、第八條の五、第九條關係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
(省 略) 一八・〇六	(省 略) チョコレートその他のココアを 含有する調製食料品	(省 略)

域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三
 条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認
 定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がし
 た関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定に
 よる届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保
 税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定
 に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国
 際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際
 物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（
 国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業
 集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）におけ
 る関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外
 国貨物が令和三年三月三十一日までに輸入される場合において、同
 法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同
 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該
 貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の
 確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該
 貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書
 の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 同 上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八
 条の二、第八條の三、第八條の五、第九條關係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
同上 一八・〇六	同上	同上

一八〇六・三二	(省略)	(省略)	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	ち	B その他のもの	A (省略)	(一) 砂糖を加えたもの	二 その他のもの	一 (省略)	る。)	又は直接包装にしたものに限る。) キログラムを超える容器入り 形状のもので、正味重量が二 及び液状、ペースト状、粉状 、粒状その他これらに類する 又は棒状のもので、その重量 その他の調製品(塊状、板状 が二キログラムを超えるもの もの	二四・四%	一八〇六・二〇	一八〇六・一〇
(省略)	(省略)	二四%	二四%	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一八〇六・二〇	一八〇六・一〇
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	二五%	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	二五・八%	同上

一九・〇四	一九〇一・九〇	一九〇一・二〇	一九〇一・一〇	一九〇六・九〇	一九〇一
	その他のもの	(省 略)	(省 略)	(省 略)	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	一 (省 略)	(省 略)	(省 略)		。及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	二 その他のもの	(省 略)	(省 略)		
	(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品	(省 略)	(省 略)		
	A 砂糖を加えたもの	(省 略)	(省 略)		
	(b) その他のもの	(省 略)	(省 略)		
二五・五%					
一九・〇四	一九〇一・九〇	一九〇一・二〇	一九〇一・一〇	一九〇六・九〇	一九〇一
	同上	同上	同上	同上	同上
	一 同上	同上	同上		
	二 同上	同上	同上		
	(一) 同上	同上	同上		
	A 同上	同上	同上		
	(b) 同上	同上	同上		
二六・六%					

二二〇六・九〇

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

B その他のもの

その他のもの

一 (省略)

二 その他のもの

(一) (省略)

(二) その他のもの

E その他のもの

(a) 砂糖を加えたもの

の

イ (省略)

ハ その他のもの

(ロ) その他のもの

I・II (省略)

III その他のもの

(I) 乳糖、

乳たん

ぱく又

は乳脂

肪を含

有する

もの

(II) (省略)

(省略)

二五・五%

(省略)

二二〇六・九〇

二 同上

(一) 同上

B 同上

同上

一 同上

二 同上

(一) 同上

(二) 同上

E 同上

(a) 同上

イ 同上

ハ 同上

(ロ) 同上

I・II 同上

III 同上

(I) 同上

(II) 同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

一五・三%

同上

(省略)	<p>三九二六・二〇</p> <p>三九・〇一 三九・二六</p> <p>二二・〇七 ～</p>
(省略)	<p>(省略)</p> <p>その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品</p> <p>衣類及び衣類附属品(手袋、ミトン及びミットを含む。)のうち</p> <p>手袋(塩化ビニルの重合体製のもので、厚さが〇・二ミリメートル未満のものに限る。)</p>
(省略)	<p>(省略)</p> <p>無税</p>
同上	<p>三九・〇一 ～</p> <p>二二・〇七</p>
同上	同上
同上	同上

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率率法	税率	
	税率	税率
品名	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年三月三十一日から平成九年三月三十一日まで
別表の番号	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）

別表第一の三の二 豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	基準輸入価格	
	基準輸入価格	基準輸入価格
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	税率	
	税率	税率
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率率法	税率	
	税率	税率
品名	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	平成八年三月三十一日から平成九年三月三十一日まで
別表の番号	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）

別表第一の三の二 豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	基準輸入価格	
	基準輸入価格	基準輸入価格
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	税率	
	税率	税率
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）
同上	（省略）	（省略）

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

(省略)	関税率法	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
(省略)	品名	平成八年三月三十一日までに輸入されるもの	平成九年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの
(省略)	別表番号						
(省略)							
(省略)							
(省略)							
(省略)							
(省略)							

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

同上	関税率法	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
同上	品名	平成八年三月三十一日までに輸入されるもの	平成九年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一一年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの	平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの
同上	別表番号						
同上							
同上							
同上							
同上							
同上							

○ 関税暫定措置法（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）	別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）				
関税率法 別表の番号	品名	税率	関税率法 別表の番号	品名	税率
（省略） 〇三・〇七	（省略） 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。 ）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）	（省略）	同上 〇三・〇七	同上 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。 ）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	同上
〇三〇七・四三	（省略）	（省略）	〇三〇七・四三	同上	同上
〇四・〇一	（省略） ミルク及びクリーム（濃縮若し	（省略）	〇四・〇一	同上	同上

〇四〇一・一〇

くは乾燥をし又は砂糖その他の
甘味料を加えたものを除く。)
脂肪分が全重量の1%以下の
もの

一 滅菌し、冷凍し又は保
存に適する処理をした
もののうち

この号の一、第〇四

〇一・二〇号の一、

第〇四〇一・四〇号

の一並びに第〇四〇

一・五〇号の一の(一)

及び(二)に掲げるミル

ク及びクリーム、第

〇四〇三・二〇号の

一並びに第〇四〇三

・九〇号の一の(一)の

(2)、(二)の(2)及び(三)の

(2)に掲げるバターミ

ルク等、第〇四〇四

・九〇号の一の(一)の

(1)及び(2)、(二)の(1)及

び(2)並びに(三)の(1)及

び(2)に掲げるミルク

の天然の組成分から

成る物品、第一八〇

六・二〇号の一の(一)

及び第一八〇六・九

〇四〇一・一〇

同上

一 同上

この号の一、第〇四

〇一・二〇号の一、

第〇四〇一・四〇号

の一並びに第〇四〇

一・五〇号の一の(一)

及び(二)に掲げるミル

ク及びクリーム、第

〇四〇三・一〇号の

一並びに第〇四〇三

・九〇号の一の(一)の

(2)、(二)の(2)及び(三)の

(2)に掲げるバターミ

ルク等、第〇四〇四

・九〇号の一の(一)の

(1)及び(2)、(二)の(1)及

び(2)並びに(三)の(1)及

び(2)に掲げるミルク

の天然の組成分から

成る物品、第一八〇

六・二〇号の一の(一)

及び第一八〇六・九

○号の二の(一)のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第一九〇一・一〇号の一の(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食料品、第二一〇一・一・二号の二の(一)のA及びB並びに第二一〇一・二〇号の二の(一)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二一〇六・一〇号の一並びに第二一〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食料品について、一三三、九四〇トン(全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)を基準とし、前年度における輸

○号の二の(一)のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第一九〇一・一〇号の一の(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一の(一)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の(一)のA及びBに掲げる調製食料品、第二一〇一・一・二号の二の(一)のA及びB並びに第二一〇一・二〇号の二の(一)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二一〇六・一〇号の一並びに第二一〇六・九〇号の一の(一)及び(二)に掲げる調製食料品について、一三三、九四〇トン(全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)を基準とし、前年度における輸

〇四〇三・二〇	<p>一 冷凍し、保存に適する</p> <p>ヨーグルト</p>	<p>入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、第一八・〇六項、第一九・〇一項、第二一・〇一項及び第二一・〇六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの。</p>	<p>〇四〇一・二〇 ～ 〇四〇一・五〇 〇四・〇二 〇四・〇三</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>二五%</p>
〇四〇三・一〇	<p>一 冷凍し、保存に適する</p> <p>ヨーグルト</p>	<p>入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、第一八・〇六項、第一九・〇一項、第二一・〇一項及び第二一・〇六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの。</p>	<p>〇四〇一・二〇 ～ 〇四〇一・五〇 〇四・〇二 〇四・〇三</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

<p>○四〇三・九〇 ○四・〇四 ～ 二七・一〇 二九・〇九</p>	<p>処理をし又は砂糖その 他の甘味料、香味料、 果実若しくはナットを 加えたもの（フローズ ンヨーグルトを除く。 ）のうち その他の乳製品に係 る共通の限度数量以 内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>（省 略） （省 略）</p>	<p>三五% 二五%</p>
<p>○四〇三・九〇 ○四・〇四 ～ 二七・一〇 二九・〇九</p>	<p>処理をし又は砂糖その 他の甘味料、香味料、 果実若しくはナットを 加えたもの（フローズ ンヨーグルトを除く。 ）のうち その他の乳製品に係 る共通の限度数量以 内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>（省 略） （省 略） 同 上 同 上</p>	<p>三五% 二五%</p>
<p>（省 略）</p>	<p>同 上</p>	<p>エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>	<p>エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>

(省略)	二九〇九・一九
------	---------

(省略)	(省略)
------	------

(省略)	(省略)
------	------

同上	二九〇九・一九
----	---------

同上	同上
----	----

同上	同上
----	----

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税率					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
別表の番号	品名	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
		平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	令和四年三月三十一日まで
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
〇四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
〇四・〇三・九〇	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
〇四・〇四	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
～	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
一一・〇八	その他の調製をし又は保存に適合する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
一六・〇二	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税率法	品名	税率					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
別表の番号	品名	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
		平成八年三月三十一日まで	平成九年三月三十一日まで	平成一〇年三月三十一日まで	平成一一年三月三十一日まで	平成一二年三月三十一日まで	令和四年三月三十一日まで
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇四・〇三・九〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
〇四・〇四	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
～	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一一・〇八	その他の調製をし又は保存に適合する処理をした肉、くず肉及び血	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一六・〇二	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

別表一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
七 関税率表第〇四〇三・二〇号の 一に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
		一一・四%	一一・一%	一〇・八%	一〇・五%	一〇・二%	九・九%及 九・九%及
		七二銭	七八銭	八三銭	八九銭	九四銭	(省略)

別表一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税対象品目表（第七条の四関係）

項名	品目
(省略)	(省略)
二二 関税率表第〇四〇三・二〇号の一に掲げる物品	(省略)
(省略)	(省略)

別表一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
		れるもの	れるもの	されるもの	の 入されるもの	の 入されるもの	されるもの
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
		三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日
		に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ
		まで	まで	まで	まで	まで	まで
		に輸入	に輸入	に輸入	に輸入	に輸入	に輸入

別表一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
七 関税率表第〇四〇三・一〇号の 一に掲げる物品	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上
		れるもの	れるもの	されるもの	の 入されるもの	の 入されるもの	されるもの
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
		三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日
		に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ
		まで	まで	まで	まで	まで	まで
		に輸入	に輸入	に輸入	に輸入	に輸入	に輸入

別表一の七 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税対象品目表（第七条の四関係）

項名	品目
同上	同上
二二 関税率表第〇四〇三・一〇号の一に掲げる物品	同上
同上	同上

別表一の八 豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
		れるもの	れるもの	されるもの	の 入されるもの	の 入されるもの	されるもの
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成一〇年四月一日から	平成一一年四月一日から	平成一二年四月一日から
		三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日	三月三十一日
		に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ	に輸入さ
		まで	まで	まで	まで	まで	まで
		に輸入	に輸入	に輸入	に輸入	に輸入	に輸入

(省略)	(省略)
(省略)	一六・〇二
(省略)	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
同上	同上
同上	一六・〇二
同上	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
（省略） 〇三・〇五	（省略） 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬 けたものに限る。）及びくん 製した魚（くん製する前に又は くん製する際に加熱による調理 をしてあるかないかを問わない 。）	（省略）
〇三〇五・二〇 〇三・〇六	（省略） 甲殻類（生きているもの、生鮮 のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾 燥し、塩蔵し又は塩水漬けた ものに限るものとし、殻を除い てあるかないかを問わない。） 、くん製した甲殻類（殻を除い てあるかないか又はくん製する 前に若しくはくん製する際に加 熱による調理をしてあるかない かを問わない。）及び蒸気又は 水煮による調理をした殻付きの 甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥 し、塩蔵し又は塩水漬けたも のであるかないかを問わない。）	（省略）

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
同上 〇三・〇五	同上 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬 けたものに限る。）、くん製 した魚（くん製する前に又はく ん製する際に加熱による調理を してあるかないかを問わない。 ）並びに魚の粉、ミール及びペ レット（食用に適するものに限 る。）	同上
〇三〇五・二〇 〇三・〇六	同上 甲殻類（生きているもの、生鮮 のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾 燥し、塩蔵し又は塩水漬けた ものに限るものとし、殻を除い てあるかないかを問わない。） 、くん製した甲殻類（殻を除い てあるかないか又はくん製する 前に若しくはくん製する際に加 熱による調理をしてあるかない かを問わない。）、蒸気又は水 煮による調理をした殻付きの甲 殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し 、塩蔵し又は塩水漬けたもの であるかないかを問わない。） 並びに甲殻類の粉、ミール及び	同上

○三〇七・八八	○三〇七・一九	○三〇七・一九	○三〇六・九一 ～	○三〇六・九五	○三〇六・九九	○三〇七・〇七	<p>○三〇六・九一 ～ ○三〇六・九五 ○三〇六・九九</p> <p>○三〇七・〇七</p> <p>その他のもの (省略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)</p> <p>及びくん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)</p>
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
○三〇七・八八	○三〇七・一九	○三〇七・一九	○三〇六・九一 ～	○三〇六・九五	○三〇六・九九	○三〇七・〇七	<p>○三〇六・九一 ～ ○三〇六・九五 ○三〇六・九九</p> <p>○三〇七・〇七</p> <p>ペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。)</p> <p>一・二 同上</p> <p>軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)</p> <p>、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)</p> <p>並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p>
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

○三〇七・九九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 くん製したもののうち</p> <p>貝柱以外のもの</p>	六・四%
○三〇八・一九	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	(省略)
○三〇七・九九	<p>その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)</p> <p>同上</p> <p>一同上</p>	同上
○三〇八・一九	<p>水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)</p> <p>、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)</p> <p>並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)</p>	同上
同上	同上	同上

〇三〇八・九〇 〇三・〇九	魚並びに甲殻類、軟体動物及び その他の水棲無脊椎動物の粉、 ミール並びにペレット（食用に 適するものに限る。） その他のもの 二 くん製したもの （一） えびのもの （二） その他のもののうち 甲殻類のもの その他のもの（貝 柱のものを除く。） 三 その他のもの （一） えびのもの	〇三〇九・九〇
〇四・一〇	昆虫類その他の食用の動物性生 産品（他の項に該当するものを 除く。）	〇四・一〇
〇四一〇・一〇 〇四一〇・九〇	昆虫類 その他のもの 一 なたつばめの巢 二 その他のもの	四・五%
〇五・一〇 〇七・〇六 〇七・〇九	（省 略） その他の野菜（生鮮のもの及び	（省 略）
〇三〇八・九〇	食用の動物性生産品（他の項に 該当するものを除く。） 一 なたつばめの巢 二 その他のもの	四・五% 無税
〇四・一〇 〇四一〇・〇〇	同 上	同 上
〇五・一〇 〇七・〇六 〇七・〇九	同 上	同 上

〇七〇九・五五	冷蔵したものに限る。 きのこ及びトリフ	まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム） トリフ（セイヨウシヨウロ属のもの） その他のもの	無税	〇七〇九・五九	同上	その他のもののうち まつたけ及びトリフ	無税
〇七〇九・九一	一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	その他のもの	無税	〇七〇九・九一	同上	同上	同上
〇七一一・二〇	(省略)	(省略)	(省略)	〇七一一・二〇	同上	同上	同上
〇七一一・九〇	(省略)	(省略)	(省略)	〇七一一・九〇	同上	同上	同上
〇七・一一	(省略)	(省略)	(省略)	〇七・一一	同上	同上	同上
〇八・〇一	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	その他のもの	無税	〇八・〇一	同上	同上	同上
〇八・〇二	同上	同上	同上	〇八・〇二	同上	同上	同上

○八〇二・一一 ～ ○八〇二・六二	(省 略)	○八〇二・九〇 ○八〇二・九九	その他のもの 一 ペカン	(省 略)	○八〇二・一一 ～ ○八〇二・六二	その他のもの 一 ペカン	(省 略)	○八〇二・一一 ～ ○八〇二・六二	同上	同上	同上
○八・〇三 ～ ○八・一一	(省 略)	○八・〇三 ～ ○八・一一	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	(省 略)	○八・〇三 ～ ○八・一一	同上	(省 略)	○八・〇三 ～ ○八・一一	同上	同上	同上
○八・一二	(省 略)	○八・一二	同上	(省 略)	○八・一二	同上	(省 略)	○八・一二	同上	同上	同上
○八一二・九〇 ○八・一三	(省 略)	○八一二・九〇 ○八・一三	乾燥果実(第○八・〇一項から第○八・〇六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	(省 略)	○八一二・九〇 ○八・一三	同上	(省 略)	○八一二・九〇 ○八・一三	同上	同上	同上
○八一三・二〇 ○八一三・四〇 ○八一三・五〇	(省 略)	○八一三・二〇 ○八一三・四〇 ○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	(省 略)	○八一三・二〇 ○八一三・四〇 ○八一三・五〇	同上	(省 略)	○八一三・二〇 ○八一三・四〇 ○八一三・五〇	同上	同上	同上
一 ナット又は乾燥果実の	(省 略)	一 ナット又は乾燥果実の	同上	(省 略)	一 ナット又は乾燥果実の	同上	(省 略)	一 ナット又は乾燥果実の	同上	同上	同上

<p>一五・一六 一五一五・九〇 一五一五・三〇</p>	<p>〇八・一四 ～ 一五・一三 一五・一五</p>	<p>単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり（カスタネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属のもの）、第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号までのナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）</p> <p>二（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p>（省略）</p> <p>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物</p>	<p>（省略） （省略）</p>	<p>（省略） （省略） 三%</p>
<p>一五・一六 一五一五・九〇 一五一五・三〇</p>	<p>〇八・一四 ～ 一五・一三 一五・一五</p>	<p>単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり（カスタネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属のもの）、第〇八〇二・九〇号のナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）</p> <p>二 同上</p> <p>同上</p> <p>その他の植物性油脂及びその分別物（ホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に</p>	<p>同 同上 同上</p>	<p>同 同上 同上</p>

<p>(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)</p>	<p>一五二六・一〇 一五二六・二〇</p>	<p>(省 略) (省 略)</p>	<p>一五二六・三〇 一五・一七</p>	<p>微生物性油脂及びその分別物 マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)</p>	<p>無税</p>	
<p>一 その他のもの (省 略)</p> <p>二 植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)</p>	<p>一五二七・九〇</p>	<p>(省 略) (省 略)</p>	<p>一五二七・九〇</p>	<p>、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。)</p>	<p>一五二六・一〇 一五二六・二〇</p>	<p>同 上 同 上</p>
<p>一 同 上</p> <p>二 植物性油脂又はその分別物の混合物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの(精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。))を含む、その他の</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上 同 上</p>	<p>一五二七・九〇</p>	<p>マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。)</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>

一五・一八 一五二八・〇〇	(一) 同上	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	(省 略)
一五・二〇 一五・二一	同上	(省 略)	(省 略)
一六・〇二	同上	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	(省 略)
一六〇二・二〇	同上	(省 略)	(省 略)
一六〇二・三一	同上	(省 略)	(省 略)
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調	(省 略)	(省 略)
一五・一八 一五二八・〇〇	(一) 同上	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	調製をしたものを除く。
一五・二〇 一五・二一	同上	同上	同上
一六・〇二	同上	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	同上
一六〇二・二〇	同上	(省 略)	(省 略)
一六〇二・三一	同上	(省 略)	(省 略)
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調	(省 略)	(省 略)

二〇〇八・九七 二〇〇八・九九 二〇・〇九	ウム・ヴィテイスイダイア 一 (省 略) (二) (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略)
二〇〇九・八九 二一・〇一 ~ 二三・〇九 二四・〇四	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウオーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） その他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。） (省 略) (省 略)	(省 略) (省 略) (省 略)
二〇〇八・九七 二〇〇八・九九 二〇・〇九	スイダイア 一 同上 (二) 同上	同上 同上 同上
二〇〇九・八九 二一・〇一 ~ 二三・〇九	同上	同上 同上

二四〇四・一二	非燃焼引用の物品	
二四〇四・一九	その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	無税
	二 その他のもの	無税
	その他のもの	
二四〇四・九二	経皮摂取用のもの	無税
二四〇四・九九	その他のもの	無税

別表第三 鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八條の二関係）

項名	品名	係数
一 ～ 一三	(省略)	(省略)
一四	関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一一号から第四四〇七・一三号まで、第四四〇七・一九号、第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三九号の二の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の二の(一)若しくは二の(一)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二一號の二、第四四〇九・二二號の一若しくは二、第四四〇九・二九號の一若しくは二、第四四・一〇項、第四四・一一項、第四四・一三項から第四四・一七項まで、第四四一八・三〇号から第四四一八・八九号まで、第四四一八・九二号、第四四・一九項、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号、第四四二一・二〇号の二、第四四二一・九一號の三又は第四四二一・九九號の二の(一)に掲げる物品 (省略) (省略)	〇・六
	関税率表第四四一八・九一號の二又は第四四一八・九九號の二に掲げる物品のうち	

別表第三 鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八條の二関係）

項名	品名	係数
一 ～ 一三	同上	同上
一四	関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一一号から第四四〇七・一九号まで、第四四〇八・一〇号の二の(一)、第四四〇八・三九號の二、第四四〇八・三九號の一の(一)若しくは四の(一)、第四四〇八・九〇号の二の(一)若しくは二の(一)、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二一號の二、第四四〇九・二二號の一若しくは二、第四四〇九・二九號の一若しくは二、第四四・一〇項、第四四・一一項、第四四・一三項から第四四・一七項まで、第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九一號の一、第四四一八・九九號の一、第四四・一九項、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号、第四四二一・九一號の三又は第四四二一・九九號の二の(一)に掲げる物品 同上 同上	同上
	関税率表第四四一八・九一號の二(一)又は第四四一八・九九號の二(一)に掲げる物品のうち	

四一	四〇 ～ 二六		二五	二四 ～ 一六	一五	
関税率表第八一・〇三項、第八一・〇六項、第八一〇八・九〇号、第八一一一・〇〇号、第八一二・二二号から第八一二・九九号まで又は第八一一三・〇〇号に掲げる物品	(省略)		関税率表第五八〇一・三一号の二、第五八〇二・一〇号、第五八〇三・〇〇号の一、第五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一号、第五八〇六・三二号の二、第五八〇六・三九号、第五八〇六・四〇号又は第五八一一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品	(省略)	(省略)	〇・八
〇・六	(省略)		〇・八	(省略)		

四一	四〇 ～ 二六		二五	二四 ～ 一六	一五	
関税率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一一・〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一一一・〇〇号、第八一二・二二号、第八一二・二九号、第八一二・五一号、第八一一二・五二号、	同上	掲げる物品	関税率表第五八〇一・三一号の二、第五八〇二・一〇号、第五八〇二・一九号、第五八〇三・〇〇号の一、第五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一号、第五八〇六・三二号の二、第五八〇六・三九号、第五八〇六・四〇号又は第五八一一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品	同上	同上	ち 同上
同上	同上		同上	同上	同上	

号、第〇三〇三・五九号の一、第〇三〇三・六三号、
第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇
三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇
三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)、
第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、
第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、
第〇三〇四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇
三〇四・七五号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇
四・八六号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・
九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九
号の一、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・五九号の
二の(一)、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三号
まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二二号、第
〇三〇七・二九号の二、第〇三〇七・七一号の一、第
〇三〇七・七二号の一又は第〇三〇七・七九号の二の
(一)に掲げる物品

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

(省 略)

関税率表第〇三〇五・七二号の二の(二)のB若しくは(三)
のB、第〇三〇五・七九号の二の(二)のB若しくは(三)の

号、第〇三〇三・五九号の一、第〇三〇三・六三号、
第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇
三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇
三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)、
第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、
第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、
第〇三〇四・七一号、第〇三〇四・七四号の一、第〇
三〇四・七五号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇
四・八六号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・
九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九
号の一、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・五九号、
第〇三〇五・五九号の二の(一)、第〇三〇五・六一号か
ら第〇三〇五・六三号まで、第〇三〇七・二一号、第
〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二、第〇三
〇七・七一号の一、第〇三〇七・七二号の一又は第〇
三〇七・七九号の二の(一)に掲げる物品

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

関税率表第〇三〇五・七二号の二の(二)のB若しくは(三)
のB又は第〇三〇五・七九号の二の(二)のB若しくは(三)

一三 ～ 二	<p>B又は第〇三〇九・一〇号に掲げる物品のうち (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>関税率表第〇三〇七・九一号、第〇三〇七・九二号、 第〇三〇七・九九号の二又は第〇三〇九・九〇号の一 の(二)若しくは三の(三)に掲げる物品のうち 貝柱</p>
--------------	--

一三 ～ 二	<p>のBに掲げる物品のうち 同上 同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>関税率表第〇三〇七・九一号、第〇三〇七・九二号又 は第〇三〇七・九九号の二に掲げる物品のうち スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱</p>
--------------	--

○ とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（担保） 第九条（省略）</p> <p>2 関税法第九条の十一（担保）及び第十条（担保を提供した場合の 。 充当又は徴収）の規定は、前項の規定による担保について準用する</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（担保） 第九条 同 上</p> <p>2 関税法第九条の六（担保の種類及び提供の手續）及び第十条（担 保を提供した場合の充当又は徴収）の規定は、前項の規定による担 保について準用する。</p>

○ 関税率法等の一部を改正する法律（令和二年法律第九号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（関税法の一部改正）
 第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

（関税法の一部改正）
 第二条 同 上

（省 略）

第七条の九第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、「含む。」の下に「及び法人税法第六十四条の九第三項第三号（通算承認）」を、「取消し」との下に「、」所得税法第四百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号」とあるのは「同号」とを加える。
 同 上

第六十七条の八第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項の表第十一条第三項第一号の項を次のように改める。

第一号	第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）及び法人税法第六十四条の九第三項第三号（通算承認）	第一号（承認の取消し）
第十一号	第十一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）及び法人税法第六十四条の九第三項第三号（通算承認）	第十一号（承認の取消し）
第六十四号	第六十四号（青色申告の承認申請の却下）（同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）及び法人税法第六十四条の九第三項第三号（通算承認）	第六十四号（承認の取消し）

(省 略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (省 略)

三 第二条中関税法第百五条の二の改正規定(同条の表第七十四条の十一第一項の項の改正規定を除く。) 所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に定める日

(省 略)

同上

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一・二 同 上

三 第二条中関税法第七条の九第二項の改正規定、第六十七条の八第二項の改正規定及び第百五条の二の改正規定(同条の表第七十四条の十一第一項の項の改正規定を除く。) 所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に定める日

同 上

三 号ロ	帳簿書類)	政令で定めるところ
、 第五 条各 項	若しくは第五 条各 項	若しくは第五 条各 項
若しくは第十 条(電 子	に規定する財 務省令で	に規定する財 務省令で
取引の取引情 報に係る	定めるところ	定めるところ
電磁的記録の 保存)		